

「プラットフォームサービスに関する研究会
誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ
今後の検討の方向性(案)」
に対する意見募集結果

2023 年 7 月 14 日

プラットフォームサービスに関する研究会
誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ

「プラットフォームサービスに関する研究会 誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ 今後の検討の方向性(案)」に対する意見募集で寄せられた意見

○ 意見募集期間:2023 年6月2日(金)～2023 年6月 30 日(金)

○ 意見提出数:33 件

※意見提出数は、意見提出者数としています。

(意見提出順、敬称略)

受付順	意見提出者	受付順	意見提出者
1	ヤフー株式会社	11	京都府
2	大阪府	12	アジアインターネット日本連盟
3	一般社団法人クリエイターエコノミー協会	13	一般社団法人日本音楽事業者協会
4	NPO 法人バーチャルライツ	14	一般社団法人 日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部会テータ戦略 WG
5	一般社団法人新経済連盟		
6	部落解放同盟京都府連合会	15	グーグル合同会社
7	LINE 株式会社	16	KDDI株式会社
8	一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構	17	Meta Platforms Inc.
9	日本マイクロソフト株式会社		弁護士(2件)
10	一般社団法人 日本新聞協会		個人(14 件)

「プラットフォームサービスに関する研究会 誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ 今後の検討の方向性(案)」に対する意見

※寄せられた意見を類型化した上で、主な意見を掲載しています。

I. 誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループの開催

意見 1-1 透明性を確保する上で、利益とリスクのバランスも重要

Meta は、「プラットフォームサービスに関する研究会 誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ 今後の検討の方向性(案)」に意見を述べる機会が与えられたことを歓迎する。

我々は、この方向性案を作成するために、様々なプラットフォームや他のステークホルダーから情報を収集し、協議することによって、プラットフォームがどのように機能するかを理解するためのワーキンググループの努力を賞賛する。透明性の高い包括的で反復的な協議プロセスを経ることで、政策オプションの現実世界への影響が適切に考慮されることが保証される。

Meta は、違法で有害なコンテンツの拡散に対処する上で、プラットフォームを含む様々な利害関係者の役割と責任と同様に、プラットフォームのコンテンツモデレーション慣行により透明性と説明責任をもたらすための作業部会の努力を支持する。

透明性と説明責任

方向性案で強調されたように、透明性はプラットフォームのアカウントビリティを向上させる上で重要である。しかし、より透明性を高めるために取り組んできた私たちのアプローチは、意味のある透明性を促進したいという目的のためであった。そのため、当社の透明性対策は、次の点を目的として設計されている：1) プラットフォームがどのように機能し、どのようにコンテンツモデレーションが決定されるのかについてユーザーを啓蒙すること。例えば、プラットフォームのコンテンツモデレーションポリシーとエンフォースメントの有効性などである。2) 透明性はまた、プライバシー、安全性、セキュリティなどの目的、利益とリスクのバランスを天秤にかける必要がある。

また、各プラットフォームは、異なるユーザーコミュニティ、ユースケースを抱え多様である。それゆえのリスクを抱えた上での異なる運営を行っているため、あるプラットフォームにとって適切で意味のある指標が、別のプラットフォームにとってはそうでない場合もあることに留意することも重要である。透明性に関するルールやガイドラインを確立するには、以下の原則を考慮する必要がある：

柔軟性の必要性：デジタルプラットフォームは多岐にわたり、それぞれユーザーコミュニティやユースケース、技術的能力が異なる。プラットフォームのモデルとアプローチの多様性を考慮すると、成果に焦点を当てたガイドラインであることが、企業が特定のプラットフォームに最も関連す

る方法で透明性の要求に対処することを可能にする。例えば、プラットフォーム運営者のヘイトスピーチに対するコンテンツモデレーションがどの程度効果的であるかは、Meta では表示頻度（すなわち、ヘイトスピーチコンテンツが見られる総量と比較して実際に見られる頻度）に基づいて測定されるが、異なるプラットフォームでは「効果」の測定方法が異なる可能性がある。

異なる価値観のバランスを取るべき：プラットフォームは、表現の自由、安全性、信頼性、プライバシーなど、しばしば緊張関係にある価値観のバランスを取りながら、巨大な規模で運営しなければならない。データの透明性は、これらすべての価値を反映した情報を提供することを目指すべきであり、それによってユーザーは、プラットフォームがコンテンツモデレーションにおいて行った全体的なトレードオフを評価することができる。競合する必須事項およびプラットフォームの測定能力の制限を考慮すべきである：価値観のバランスの問題に関連して、正確な測定と透明性は、エンフォースメント、ユーザーのプライバシー、ストレージの制限、リソースのトレードオフ、実行可能性など、追加的で時に競合する懸念に配慮した方法で実施されなければならない。

成果指標に焦点を当てるべきである：成果に焦点を当てた指標と、成果につながる構成要素に焦点を当てた指標を区別することが重要である。デジタルプラットフォームの多様性を考慮すると、成果につながる構成要素は大きく異なる可能性があり、定義が困難な場合がある。基本的で重要な質問に答えることに根ざしたデータ透明性のアプローチは、構成要素ではなく成果に焦点を当てるべきである。

私たちが解決しようとしている重要な疑問（または問題）に答えるものでなければならない：透明性は、社会との対話に貢献する重要な疑問や問題への回答や情報提供を目的とした、意味のあるものでなければならない。特定の指標を公表するようプラットフォームに求める場合、そのような指標がどのような問いに情報を提供したり、答えたりする可能性があるのか、なぜそのような問いに価値があるのか、そしてその問いが公共の言説に情報を提供する上で重要なものなのかを特定することが鍵となる。

このような観点から、Meta は幅広い透明性レポートを発行しており、私たちのコンテンツモデレーションの実践について、ユーザーや一般に有意義な情報を提供していると考えます。（透明性レポートはこちらをご参照ください <https://transparency.fb.com/ja-jp/> ）

役割と責任

Meta にとって有害コンテンツの拡散に対抗し、ユーザーが私たちのプラットフォームで安心して利用できるようにすることは最優先事項である。しかしながら、オンライン上の違法かつ有害なコンテンツという複雑な課題に対処するには、社会全体からのアプローチと取り組みが必要であり、そこには、公的機関、市民社会、報道機関、政党、学界、教育者、保護者、コンテンツ制作者、そして毎日インターネットを利用する人々など、幅広いステークホルダーが役割を果たす。利用者に力を与え、安全を促進し、オンライン上の有害コンテンツを減らすことは、さまざまなステークホルダー・グループによる協調的な努力と協力を必要とする共有された責任である。有害コンテンツを規制するための新たな枠組みは、政府、企業、市民社会、その他の関連する利害関係者が責任を分担し、協力するための、明確で予測可能かつバランスの取れた方法を明示すべきである。

違法・有害情報への対策

オンライン上の言論を規制しようとする場合、表現の自由と情報の自由に対する基本的権利のバランス、さまざまな種類の有害コンテンツの影響に関連した措置の比例性と必要性、大規模なコンテンツ規制を試みることの実際的限界など、難しい問題が生じる。

私たちは、ステークホルダーの目標を達成するために何が効果的で、何が効果的でないかを見てきた。コンテンツ規制が最も効果的なのは、次のような場合である：

1. 長期的な成果と、それを達成するための必要なシステム、プロセス、政策に焦点を当てている；
2. 特定の種類のビジネスモデルを規制したり、特定の技術的・運用的介入を義務付けたりすることなく、企業が自社のプラットフォームやユーザーコミュニティにとって最も効果的な方法でオンライン上の危害・リスクに革新的に対応できるよう柔軟性を提供すること。それにより技術やプラットフォームの違いや変化の速さが考慮される。
3. 違法とみなされるコンテンツの種類について、明確で、実行可能で、説明可能で、擁護可能な定義を提供する
4. 確固とした証拠に基づいて決定された特定の問題に対して比例的かつ必要な対応である
5. 表現、プライバシー、安全に対する人々の基本的権利を保護し、バランスをとる。
6. これにより、世界中の何十億もの人々がつながり、アイデアが花開き、何億もの起業家や企業が国境にとらわれずにビジネスを展開できるようになる。

【Meta Platforms Inc.】

意見 1-2 誹謗中傷の定義は曖昧

日本の法律上、中傷と比べて誹謗の定義は曖昧であり、等が示すものは曖昧です。拡大解釈による表現の自由の侵害を懸念します。

【個人】

意見 1-3 海外拠点の新興プラットフォーム事業者への対応も必要

2022年11月30日、YouTubeが神奈川県のパブリッシャー代表による「部落探訪」を削除した。しかし同年12月7日、パブリッシャー代表は海外拠点のプラットフォーム事業者などを駆使して「部落探訪」を再開する事件が発生した。パブリッシャー代表が利用する海外拠点の新興プラットフォーム事業者は「MITライセンス」を採用しており、ユーザーのデータについての責任の一切を負わないと宣言している。パブリッシャー代表が利用する「Transloadit」というプラットフォーム事業者に、差別情報であることを理解してもらった上で削除できないか問い合わせたところ、「MITライセンス」を理由に、ユーザー本人しか情報の取り下げをおこなえない旨の説明があった。これが現実におこなわれている差別の手口だ。今回のワーキンググループの設置時期と同時期に発生した事件であり、この問題についても十分な議論が必要だった。この事件を考慮に入れて、どのような対策が必要か、再考されたい。

【個人】

全体的な議論を見ると、国内の主要なプラットフォーム事業者が念頭に置かれている。そのため、海外の新興プラットフォーム事業者が採用する「MIT ライセンス」への対応が考慮に入っていない。海外の新興プラットフォーム事業者は、日本国内の法整備が不十分であることを想定していない。「MIT ライセンス」を採用するプラットフォーム事業者に関する違法・有害情報へのアプローチは、差別禁止法や人権救済機関の設置などといった国内の法や制度の整備をおこなうか、「MIT ライセンス」を採用するプラットフォーム事業者をアクセス禁止にするかの、どちらかしか方法はない。前者のアプローチのほうが建設的な考え方だ。また、差別行為をはじめとする違法・有害情報の被害者をつくらない対策を積極的に取る必要性があり、「削除請求権」「第三者による判断」を認めるなど、一步踏み込み、「ネット版の差別禁止法」となるような改正を考えるべきだ。法改正についても提言されたい。

また、「削除指針」のなかに「識別情報の適示」について明記することが必要だ。被差別部落を晒される行為に、部落民は苦しんでいる。部落差別解消推進法には、国の責務として、部落差別解消についての施策を講じることが定められている。法務省とも協力してプラットフォーム事業者を動かすなど対応をするべきだ。さらに、発信者のアクセス情報の保存期間を1年以上とすることの必要性を強調したい。アクセス情報の保存期間が長ければ長いほど、被害者の救済に結びつく。誹謗中傷などへの対策について、実効性を高めることになるので、これも法改正で義務付けるべきだ。以上のことを考慮に入れて提言されたい。

【個人】

意見 1-4 幅広い関係者で議論するべき

法整備に向かうのだから整理は大切だが、ネットのログに残らない形式である生放送では、誹謗中傷が平気で横行している状態である。どのような形でもいいので、ニコニコなどのプラットフォーム事業者に誹謗中傷を取り締まるよう直接通達を出して欲しい。ニコニコは本フォーラムにほとんど参加してない。そのような事業者が誹謗中傷に対する意識が低いと思う。

【個人】

Ⅱ. 本 WG の検討の背景

意見 2-1 事業者が情報の違法性の判断を行うには限界がある場合が多く、プラットフォームに、当該情報の削除にかかる「裁判上の法的な手続と比較して簡易・迅速な対応」を期待することは、プラットフォーム事業者において多くの場合違法性を判断できるという非現実的な前提を置くものであり、問題がある。

この点は「事業者による判断が可能な情報」である場合に限定されている議論であるが、この前提とする条件は、誹謗中傷等の情報の流通の実態においてむしろ例外的な状況とも言えるものであり、立法の全体的な検討の方向性をミスリードしかねないものであると考える。

すなわち、事業者が情報の違法性の判断を行うには限界がある場合が多い。誹謗中傷等の典型例である名誉毀損表現を例にすると、当該情報が第三者の社会的評価を低下させるか（受忍限度の範囲内か否かなど、判断基準についても裁判例ではケースバイケースである。）どうか、低下させると

しても、当該情報が真実かどうかなど、名誉毀損の成立を判断するために重要な点について、表現や表現対象となっている事柄の当事者ではないプラットフォーム事業者が判断ができる場合は極めて限られている。したがって、誹謗中傷等の情報の流通に関しては、プラットフォーム事業者が自主的にかつ適切に違法性を判断して削除することが困難な場合も多い。そのような場合、利用者の表現の自由や知る権利への配慮を踏まえたオープンなプラットフォームの運営を維持するためには、裁判上の手続きに頼らざるを得ない。したがって、誹謗中傷等の情報の流通による被害の発生の低減や早期回復のためのいわば特効薬として、プラットフォームに、当該情報の削除にかかる「裁判上の法的な手続と比較して簡易・迅速な対応」を期待することは、プラットフォーム事業者において多くの場合違法性を判断できるという非現実的な前提を置くものであり、問題がある。

【グーグル合同会社】

意見 2-2 プラットフォーム事業者に有害性についての情報の判断を求めるのであれば、不合理

なお、本文中、「判断」が違法性についての判断を指すのか、何らかの「有害性」についての判断を指すのか明瞭ではない。上記では、これが「違法性」についての判断を指すことを前提に論じたが、もし、仮に「有害性」についての判断も含む前提での議論であるとするなら、有害性を法律上定義することの困難に加えて、投稿者が投稿することを法令上認められている情報についてプラットフォームに対してのみ削除することを法制度上期待することとなり、著しく不合理である。

【グーグル合同会社】

意見 2-3 裁判外でのプラットフォーム事業者による削除等の対応を、政策目的達成手段の一部に組み込もうとする考え方が適切でない。

【司法の役割をプラットフォーム事業者に課すことの不適切性】

裁判外でのプラットフォーム事業者による削除等の対応を、政策目的達成手段の一部に組み込もうとする考え方がそもそも適切でない。プラットフォーム事業者は、一種のパブリックフォーラムともいべき表現の場を確保する役割を果たしているが、プラットフォーム事業者は、当該場を提供するに当たって、当該場においてどのような表現がなされるべきかについて、自らの価値観に基づき自主的なルールを作成し、それに従って削除等の対応を行っている。法令に従って人格権侵害等と表現の自由との調整を図るのは、本来的には司法の役割であり、仮にプラットフォーム事業者による自主的な削除等の方が裁判手続と比べてコストが低いとしても、自主的な削除の枠組みや基準を法令により拘束して事業者たるプラットフォーム事業者に調整機能を求める方向での検討はそもそも妥当ではない。

【弁護士】

意見 2-4 被害者にとって金銭的、時間的に利用のハードルが高いという問題があるのであれば、裁判制度の改善等により利用しやすい環境を整備することがなにより重要

そもそも、裁判手続は、複数当事者間での法的な紛争を解決するための基本的な国家のインフラストラクチャーであり、表現の自由とその他の権利の衝突の場面で果たす役割は極めて大きい。そのため、被害者にとって金銭的、時間的に利用のハードルが高いという問題があるのであれば、裁判制度の改善等により利用しやすい環境を整備することがなにより重要であると考えられる。

なお、上記のとおり、プラットフォーム事業者としても、情報の削除の是非について判断に迷う場面で、裁判手続きを利用することは、当事業者の裁判を受ける権利の保障の観点からも重要であり、あたかも一般論として自主的な削除が裁判よりも適切であり、プラットフォーム事業者が裁判

所の判断をおおぐことが不適切であるという前提をおいた規制とならないように留意されたい。

【グーグル合同会社】

裁判手続が不便である、ハードルが高いということは、裁判手続の制度設計の問題である。その問題の解決のために、裁判手続の一方の利用者であるはずのプラットフォーム事業者の手続利用（裁判を受ける権利）を否定し、さらに利用規約等に基づく削除を強制（ないし事実上強制）するのは、本末転倒である。

【弁護士】

意見 2-5 プラットフォーム事業者が裁判手続を利用する機会は確保されなければならない

「裁判手続の利用が金銭的・時間的にハードルが高い」ことを理由に、プラットフォーム事業者の利用規約に基づく裁判外の削除を推進することは、プラットフォーム事業者の裁判を受ける権利を侵害する可能性がある。すなわち、投稿の削除の可否は、ユーザーの表現の自由・通信の秘密といった重要な権利に関わる問題である以上、投稿の削除の要否について裁判所の判断を仰ぎ、裁判所の判断により法的な削除基準が明確化されることは、プラットフォーム事業者にとっても重要な権利であり、プラットフォーム事業者が裁判手続を利用することを非難する正当性はない。

特に、公人や有名人に向けられた表現については、憲法上の表現の自由が強く働く。また、事業者に向けられた表現についても、多くの裁判例で「事業者は、公衆に露出して事業を営んでいる以上、社会的評価の低下を一定程度受忍すべきである」という受忍限度論が採用されており（特に、公共性の高い事業についてはその傾向が強い）、高度の司法判断を必要とする問題である。そのような判断が容易でない法律問題について裁判手続を利用することはプラットフォーム事業者の憲法上の権利であり、このような正当な裁判手続の利用を非難することは、プラットフォーム事業者の裁判を受ける権利の侵害である。

削除に関する利用規約は、プラットフォーム事業者独自のポリシーに基づき定めているものである。したがって、法令・判例上義務付けられている削除に加えて、法令・判例上削除義務がない表現について利用規約による任意の削除を強制（及び後述のとおり事実上強制）することは、プラットフォーム事業者の営業の自由・表現の自由も侵害する。

【弁護士】

【裁判を受ける権利】

投稿の削除を求める者が法令に基づき、又は法令により定めるよう求められた基準により当該削除を請求する権利を有するか否かの判断の難易は事案によって一様ではなく、（情報発信者はもちろん）プラットフォーム事業者も、表現の場を確保する観点から必要以上に表現を委縮させないよう、投稿削除の要否の判断を求めて裁判を受ける権利（憲法 32 条）を有している。そのため、プラットフォーム事業者による自主的な削除の簡易・迅速性を一面的に強調し、それを是とすることを検討の前提とすることは、安易に事業者の裁判を受ける権利を奪うことに他ならず、表現の萎縮にもつながるものである。

【弁護士】

意見 2-6 表現者本人に対して削除を申し立てるのが原則であるべき

本来、インターネット上の表現について被害を主張する者は、表現者を特定できる場合には、プラットフォーム事業者に対してではなく表現者に対して直接削除を請求するべきである（江原健志＝品川英基編著『民事保全の実務〔第 4 版〕（上）』（きんざい、2021）370 頁。）。したがって、

表現者が特定できる場合は、表現者本人を相手方として、仮に特定できない場合でも発信者情報開示請求を行った上で、表現者本人に対して削除を申し立てるのが原則とされるべきであり、プラットフォーム事業者による自主的な削除を原則とするべきではない。

【弁護士】

意見 2-7 発信者情報開示に関する改正プロ責法の運用をまずは見るべき

令和3年4月にプロバイダ責任制限法が改正され、令和4年10月1日に施行されたことにより、新たな裁判手続により発信者情報開示請求を行えるよう法整備されたのであるから、まずは当該手続の運用を見るべきである。上記のように、憲法上の疑義を多く抱えるプラットフォーム事業者による裁判外の削除を促進するのは拙速である。

【弁護士】

意見 2-8 プラットフォーム上のコミュニケーションはしばしば国境を越えるため、国境を越えたシームレスなユーザーエクスペリエンスを確保するためには、グローバルなポリシーの1セットを維持することが重要であり、法的環境や言論規範は国によって異なり、一つのコンテンツが多くで国で見られる可能性があることを考えると、これは技術的にも運用的にも実現不可能である。

Metaは、違法で有害な情報の流通に取り組む総務省の努力を称賛する。特にデジタルリテラシー教育については、デジタルに強い社会を構築するため、人々が情報を批判的に評価し、情報に基づいた意思決定を行い、自ら間違いを正すことができるようになることが重要であると考え。広範なカテゴリの言論を禁止するような政府の強引な介入は、このプロセスを混乱させ、人々が重要なデジタルスキルを身につける能力を制限し、最終的には有害な言論という課題に長期的に効果的に対処することはできなくさせる。

人が遭遇する可能性のあるオンライン上の脅威が多数あることを考えると、デジタル社会を安全かつ知的にナビゲートするためには、デジタルリテラシーやメディアリテラシーにとどまらない、幅広いスキルとコンピテンシーが必要となる。人々が必要とするスキルを身につけるためには、批判的思考やデジタルリテラシーだけでなく、デジタル社会に安全に、敬意を持って、責任を持って参加する方法、つまり最終的には善良なデジタル市民になる方法を教える、総合的なアプローチが必要となる。私たちは、デジタル・シチズンシップに焦点を当てるのが、レジリエントなデジタル社会の構築においてより大きな成果をもたらすと信じる。オーストラリア、デンマーク、スウェーデン、フィンランド、オランダ、カナダなどの国々は、近年、学校のカリキュラムにデジタル・シチズンシップ教育を導入している。我々は、作業部会が日本で導入可能な同様の取り組みを検討することを提案する。

例えば Meta では、地域のパートナーである NPO 法人 ACE と協力し、デジタル化が進む世界をナビゲートする責任あるデジタル市民を育成することを目的とした「#wethinkdigital」プログラムを通じて、日本全国で 24,000 人以上の中高生を教育した。

違法コンテンツの削除またはブロック

言論に法的制限を加えること（すなわちオンラインコンテンツを違法とすること）は、最も有害なコンテンツ（例えば、児童ポルノ、テロリストのコンテンツ、リベンジポルノ）に対して限定的に範囲で行われるべきであり、国際人権法を基準とすべきである。コンテンツを違法とし、政府当局がコンテンツの削除やブロッキングの指示を出す枠組みは、最低限、以下を含むべきである：

- 削除要求の対象となり得るコンテンツの種類に関する、明確で、原則的で、実行可能で、説明可能な定義があること。
- 通知および削除要求に対する明確な不服申し立てメカニズムにより、司法審査のための行政手続がどのように適用されるかを明確に規定すること。
- 承認されたプロセスで、できれば単一／中央の規制当局が通知と削除要請を送ることができること。単一／中央の規制当局を持つことの利点は次のとおりである：
 - 政府を代表して行動し、他部門/規制当局からの要請のクリアリングハウスとしての役割を果たすことができる
 - 方針、適用、施行が常に繰り返される中で、業界とともに専門性を高めていく。
 - サービスプロバイダーが有効な通知を受けた場合、窓口を一本化し、明確にする。
 - 不服申し立ての一元化と透明性を確保する
 - プロセスの一貫性を確保し、異なる当局からの冗長な指示や矛盾した指示を回避する。
- 生命に差し迫った危害をもたらす可能性のあるコンテンツ、またはオンラインとオフラインの両方で危害をもたらす可能性のあるコンテンツを優先する。そのようなコンテンツは可能な限り迅速に削除する。
- 指定された規制当局または司法機関からの要請に基づいて発行される通知および削除要請は、法的に正当化されるべきである（単純に争いがないとみなされるべきではない）。
- 企業が通知や削除の要求に対して不服申し立て／異議申し立て／紛争を行う手段を明示的に提供すべきである。

プラットフォーム運営者のポリシーと現地の法律

Metaのような多くのプラットフォーム運営者は、オンライン上でどのようなコンテンツが許容されるべきかについて、幅広いスペクトルを持つグローバルなユーザーを抱えている。

これらのプラットフォーム上のコミュニケーションはしばしば国境を越えるため、国境を越えたシームレスなユーザーエクスペリエンスを確保するためには、グローバルなポリシーの1セットを維持することが重要である。一般的に、これらのグローバル・プラットフォーム・ポリシーは、その国の法律よりも制限的である。例えば、児童の性的搾取、虐待、ヌードに関する Meta のポリシー (<https://transparency.fb.com/en-gb/policies/community-standards/child-sexual-exploitation-abuse-nudity/>) では、たとえ善意で共有されたものであっても、他者による悪用の可能性を考慮し、また他者による画像の再利用や不正流用の可能性を避けるため、一般的に児童のヌード画像はすべて禁止している。もうひとつの例は、危険な組織と個人に関するポリシーのもと、私たちのプラットフォームで禁止されている組織のリストである。

(<https://transparency.fb.com/en-gb/policies/community-standards/dangerous-individuals-organizations/>)。私たちのリストは、政府のテロ組織リストよりもはるかに広範である。(Meta のポリシーと執行に関する詳細はこちらをご覧ください。 <https://transparency.fb.com/en-gb/enforcement/taking-action/>)

一方、国別のポリシーは、ユーザーが自分のコンテンツが見られる国やオンライン上で関わる国のポリシーに精通する必要がある一方で、プラットフォームはそれぞれの国ごとにコンテンツごとに異なるモデレーションを行う必要があり、ユーザーの体験を妨げることになる。法的環境や言論

規範は国によって異なり、一つのコンテンツが多くの中で見られる可能性があることを考えると、これは技術的にも運用的にも実現不可能である。さらに、国別のポリシーや慣行を要求することは、インターネットを断片化し、プラットフォームがそのサービスを国境内に限定せざるを得なくなる可能性がある。

また、多くのハイテク企業がグローバル・ネットワーク・イニシアティブ (GNI) のメンバーであり、市民的及び政治的権利に関する国際規約 (ICCPR) やビジネスと人権に関する国連指導原則などの国際人権条約に固くコミットしていることを認識することも重要である。GNI のメンバーとして、企業は定期的な人権監査の対象となり、コンテンツモデレーションの実践が人々の表現の自由の権利を侵害しないことを証明する必要がある。Meta のような GNI のメンバーは、国際人権基準に沿って、現地の法律違反をどのように評価するかについて、明確なプロセスを持つことが求められている。

たとえば、Meta では、まず、地域法違反の報告をわたしたちのコミュニティ基準/ガイドラインと照らし合わせて検討し、わたしたちのポリシーに違反するコンテンツがあれば削除する。コンテンツが私たちのポリシーに違反していない場合、私たちは人権デューデリジェンスと同様に慎重な法的審査を行い、違法と判断され、国際人権基準に合致している場合は適切な措置を取る。このプロセスの詳細については、こちらをご覧ください。
(<https://transparency.fb.com/data/content-restrictions/content-violating-local-law/>)。

プラットフォーム運営者による違法コンテンツの自主的な削除またはブロック

民間企業は、言論が違法かどうかを判断する立場に置かれるべきではない。これは法廷に委ねられるべきものであり、企業が違法性を判断することがコンテンツの削除につながるだけでなく、ユーザーに対する刑事訴訟や民事訴訟につながる可能性がある場合には、特に必要なこととなる。違法コンテンツに関する法的評価を下すことは、たとえ数週間から数ヶ月の検討期間を持つ裁判所であっても、信じられないほど困難であり、一貫性のない結果を招きやすい。複数のプラットフォームにまたがって適用されることで、一貫性のない結果が生じるリスクはさらに高まる。

また、プラットフォーム運営者は一般的に、潜在的な 1) 危害の重大性、2) 危害の緊急性または即時性、3) 危害によって影響を受けるであろう人々の有病率または数に基づいて、有害なコンテンツをトリージングし対応するために、コンテンツモデレーションリソースを割り当て、優先順位をつける。何が違法コンテンツであるかを決定することをプラットフォーム運営者に要求することは、責任のない、行き過ぎた検閲につながる可能性がある。また、合法だが有害なコンテンツよりも違法コンテンツを優先することを義務付けた場合、プラットフォームの安全性を低下させるという予期せぬ結果につながる可能性がある。

特に、いじめやハラスメントのように、本人からの追加的文脈が必要とされる場合や、名誉棄損のように、物理的・現実的な被害というよりもむしろ風評的な被害が問題となる場合はなおさらである。(名誉棄損に関する我々の見解については、以下の「名誉棄損といじめ・嫌がらせの比較」のセクションのコメントを参照されたい)。違法なコンテンツに関するユーザーからの通報を調査する民間企業の能力は限られており、裁判所や政府当局のような、申し立てを適切に裁定するために必要な情報を収集する調査権限はない。

また、私たちの経験によれば、ユーザーは単に気に入らない、あるいは同意できないコンテンツを報告することが多く、それは法律や Meta のポリシーに違反する正当な苦情ではないかもしれない。適切な審査や検討なしに、ユーザーの削除要請に基づいてプラットフォーム運営者にコンテンツの削除やブロックを要求することは、過剰な強制や言論・表現の自由の抑圧につながる危険性がある。告訴人や被害者の権利と、コンテンツの投稿

者や公開者の権利の両方を考慮し、バランスを取る必要がある。さらに複雑なことに、削除要請は、元の投稿ではなく、共有された投稿に添付されることがあり、そのため、申し立てが、その発信源であるコンテンツに対処できないことがある。

【Meta Platforms Inc.】

意見 2-9 情報の流通による被害の発生やそれからの早期回復に係る具体的施策にあたっては、プラットフォーム事業者の負担を考慮する必要がある

誹謗中傷等の情報の流通による被害の発生の低減や早期回復は必要不可欠であるものの、その具体的施策にあたっては、プラットフォーム事業者の事務的負担も考慮する必要がある。仮に、利用規約に基づく自主的な削除がガイドラインや努力義務で示されることになれば、人的資源の乏しいベンチャープラットフォーム事業者が十分に対応することが難しくなるばかりでなく、プラットフォーム事業への新規参入が阻害される可能性も否定できない。

【NPO 法人バーチャルライツ】

意見 2-10 政府が最低限の基準を示した上で、事業者において自主的な取組の参考となるガイドラインを策定すべき

2022年12月28日から行われた前回の意見募集（誹謗中傷等の違法・有害情報に対するプラットフォーム事業者による対応の在り方に対する意見募集）における弊社意見のとおり、多様な事業者による柔軟なサービス展開を可能とする観点から、事業者の自主的な取組や業界の自主規制として、事業者に裁量を持たせ、社会的に果たすべき役割を踏まえて取り組んでいくことが原則であるべきと考えます。

今回、本WGで今後の検討の方向性が示されましたが、個別の課題への対応においては関係者間での議論が必要であり、これを十分に踏まえることを前提に政府が最低限の基準を示すべきであると考えます。その上で事業者側が連携して、自主的な取組の参考となるガイドラインを策定するものと考えます。

【KDDI 株式会社】

意見 2-11 自主的なルールの意義

【自主的なルールの意義】

自主的削除基準について、法令等により標準化を図るようなことがあれば、それはもはや自主的ルールではなくなる。基準についての法令の定めが抽象的であれば、その意味内容の解釈が個々の事業者により異なることになるので、基準が標準化されないし、抽象的な法令の解釈に関し事業者自身が判断できない部分が多くなるので、自主的ルールによる削除の迅速化は達成できない。

【弁護士】

意見 2-12 立法事実を十分踏まえた対策を極めて慎重に検討すべき

新たな規制を検討する上では、立法事実を十分に踏まえた慎重な対策の検討が必須であり、立法事実を軽視して拙速に規制を導入することは許されない。

例えば、「プラットフォームサービスに関する研究会（第44回）」においても、一部では規制の検討等が必要との主張もあるエコーチェンバーやフィルターバブルについて、その影響は未だ限定的である旨が示されるなど、偽情報も含め、直ちに規制的措置が必要との議論には至っていないと認識している。

誹謗中傷等に関する対策についても、上記のように、現状を冷静かつ緻密に分析した上で、場合によっては規制的措置が馴染まないなどの結論も含め、立法事実を十分踏まえた対策を極めて慎重に検討するべきであり、今後の検討に当たっては、こうした前提を十分留意し続けていただきたい。

【一般社団法人新経済連盟】

意見 2-13 侮辱罪の強化には賛成できない

日本での侮辱罪の強化に楽観的な点には、イングランドの法律やアメリカの連邦法が侮辱を合法としていることから賛成できません。

【個人】

意見 2-14 差別禁止法が必要

これまでの調査で、あらかじめ違法・有害情報が一定程度出てくることは想定できることから、国内の主要なプラットフォーム事業者に対策を取らせることは当然のことだ。安心・安全な公共空間であるインターネットを守らなければ、現実世界にも影響が及ぶ。ヘイトクライムであるウトロ放火事件でも、犯人はネットでの言説に影響され、犯行に至るまでになった。「削除請求権」を認めることや、「削除の指針」も必要で、第三者機関が被害者や被差別当事者らの意見をもとに指針を定めることが問題解決の近道となる。しかし、「MIT ライセンス」を採用するプラットフォーム事業者には有効な考え方ではない。そのため、「ネット版の差別禁止法」による規制も考慮に入れた積極的な議論が必要だ。法規制についての考え方を示されたい。

【個人】

意見 2-15 IPv6 を促進するべきではないか

また、オンライン上のコンテンツを巡る議論においては、違法情報又は有害情報を投稿した者を特定することが困難であり、それゆえ、被害者による賠償（個別の救済）が困難になるだけでなく、賠償制度が抑止力として機能していないという問題がある。行為者の特定が困難である理由の一つがいわゆる IP アドレスの枯渇の問題である。この IP アドレス枯渇の問題を解決する術は IPv6 の普及であるところ、プラットフォーム事業者はすでに IPv6 対応をしているとされていることを踏まえれば、問題の解決は日本における IPv6 をより一層促進することになるのではないかと。オンライン上のコンテンツを巡る議論は一朝一夕で解決を見るものではないことは言うを待たないが、この IPv6 の普及こそ総務省が取り組むべき点であり、この点を議論することこそが、表現の自由とそれにかかる責任のバランスを再調整し、オンライン上のコンテンツを巡る議論をより良い解決につなげるものであると考える。

【NPO 法人バーチャルライツ】

意見 2-16 複数アカウントの取得が問題

ニコニコやツイキャス、ふわっちなどの配信サイトにおいては、誹謗中傷のハードルが低い。

またユーザー民度も低く、誹謗中傷するのが当たり前前の文化が形成されている。

配信者については運営の制御が効いているが、配信の視聴者については、いくらでも複数アカウントを作ってしまう。

したがって、酷いコメントをした人をいくらブロックしても、運営が BAN をしても、何回でも新しいアカウントを作って誹謗中傷できてしまう。

そのことについて、運営（ニコニコなど）に意見をしても、無視される。放置状態。

【個人】

ニコニコにおいては、アカウントを削除するなどの対応がされることもある。
しかし、すぐに別のアカウントを取得することができてしまうため、結局誹謗中傷が続けられてしまう。
複数アカウントを容易に作らせないシステムに回収して、問題を根本的に解決するべきだ。

【個人】

配信サイトにおける配信者の発言や視聴者コメントは、誹謗中傷などがあっても放置されている。
プラットフォーム事業者においては、(1) (度を越した) 複数アカウント作成の抑止、(2) 誹謗中傷に対する取り組みの開示等をして、誹謗中傷コメントをさせない(させにくい)仕組みを作ることが肝要だ。まだそれすらできていない。

【個人】

Ⅲ. プラットフォーム事業者による誹謗中傷等の違法・有害情報の削除等に関する具体的な検討の方向性

1. プラットフォーム事業者の誹謗中傷等を含む情報の流通の低減に係る責務

意見 3-1 プラットフォーム事業者は情報流通を担う責任を自覚し、健全な情報空間に向け主体的に取り組むべき

生成 AI の急速な発展に伴い、健全な言論空間や情報流通に対する懸念がさらに高まっている。プラットフォーム事業者は情報流通を担う責任を自覚し、健全な情報空間に向け主体的に取り組むべきだ。

【一般社団法人 日本新聞協会】

我々事業者にとって、提供しているプラットフォームサービスがすべての利用者にとって有用で信頼できるものであることが重要である。そしてユーザーを保護する責任を真剣に受け止めており、有害なコンテンツを禁止するポリシーを定めるなど、慎重に運用している。そのため、ここで挙げられている考慮要素は私たちのビジネスモデルと矛盾するものではない。

【アジアインターネット日本連盟】

意見 3-2 プラットフォームサービスにおける被害の実態や因果関係について整理すべき

「このようなサービス」と「被害及び悪影響は(略) 甚大になりやすい」との間の因果関係が客観的に示されていない。ここでいう「プラットフォーム」の類型にあたる数多くのサービスに広く一般的に問題があるという前提で今後の検討を進めるべきでない。記述を残すなら、「このようなサービスの一部で被害・悪影響が発生している」など事実即した記述とすべき。

【アジアインターネット日本連盟】

「このようなサービス」と「被害及び悪影響は(略) 甚大になりやすい」の因果関係に論理的な飛躍がある。「プラットフォーム」の類型に該当するサービスに遍く問題があるという前提に立って、今後の検討を進めるのは不適切であり、記述を削除すべきである。残すのであれば、「かかるサービスの一部で被害・悪影響が発生している」等、事実即した記述とすべきである。

そもそも、具体的なサービスを特定することなく、全てのプラットフォーム事業者を対象とする前提で議論を進めるのは不適切であり、関係し得る事業者・団体など広範なステークホルダーから意見を聴取すべきである。

表現の自由への影響を及ぼしかねない規制・制約が発生することに鑑みれば、規律の対象は必要最小限とすべきである。懸念される事案が実際に発生したプラットフォームについて、問題の構造的な要因を客観的かつ網羅的に分析した上で、規律の対象とすることが望ましい。

【一般社団法人 日本経済団体連合会デジタルエコノミー推進委員会企画部会データ戦略 WG】

「被害者」の定義も不明である。「プラットフォームサービスに関する研究会 誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ 今後の検討の方向性（案）」（以下「本方向性案」という。）の3頁などには、「誹謗中傷等の被害者」という記述があるが、「被害者」と主張する者にも、たとえば一般の自然人の他に、公人、芸能人、法人など、様々な類型があり得る。また、「被害」と主張する内容も千差万別であり、「被害」という名の下に自己に不利な言論を封殺しようとする事案も少なからず見受けられる。それらを明確に区別しないまま、一律に「被害者」との呼称を用いて、いわゆる典型的な被害者像のみを念頭に置いて議論を進めると、全く予期しない効果を生じさせる危険が高い。

【弁護士】

意見 3-3 責務が法律上の義務であるのか、社会的責務であって、法的には努力義務であるのかが不明確

さらに、情報の削除等に関する「責務」が位置付けられれば、プラットフォーム事業者が削除対応等の取り組みが促進される前提であるが、この「責務」は法律上の義務であるのか、社会的責務であって法的には努力義務であるのかが不明確である。仮に前者であれば、情報の削除に関する義務付けとなり、削除対象となる「違法」情報の範囲の広さ次第では、各法における規制の対象となる情報の範囲を上書きするような広範な規制となって表現の自由との関係で大きな制約になりうるし、仮に後者であれば、「責務」を語ることで何らかの法的義務を課したかのような誤解を世間を与えることとなって妥当ではなく、いずれにしてもこのような「責務」を大上段に語ることは避けるべきであると考えられる。そもそも、削除義務が法的に明確でないのが問題であるとするならば、そのような削除義務を法的に明確化する立法努力が先行すべきである。

【グーグル合同会社】

プラットフォーム事業者に対して「責務」を課すべきとのことであるが、「責務」の内容が不明確である。法令の文言としての「責務」とは、法的な「義務」ではなく、努力義務に近いものと一般的には理解されている。ここであえて「責務」という文言を選択しているのは、プラットフォーム事業者が法的な義務を負うものではないことを意味しているものとの理解でよいか。

【弁護士】

【「責務」の位置づけ】

プラットフォーム事業者に課すべきとされる「責務」の位置づけが不明確である。法的な義務を指しているのか、社会的・道義的な責任を指しているのか曖昧であり、検討の方向性を示すにあたり用いる用語としては不適切である。一般条項のような趣旨であれば、表現の自由に関連する規制として過度に広汎又は不明確ゆえに無効といわざるをえない。仮に社会的・道義的な責任を指す、又はそれを含意している趣旨であれば、少なくともそれが法的義務でないことを明示すべきである。

【弁護士】

意見 3-4 責務を課すことはプロバイダ法の趣旨に反するのではないか

Google は、すべての利用者にとって有用で信頼できるプラットフォームサービスであることがエコシステムの持続的な成長のために重要だと考えている。Google は、ユーザーを保護する責任を真剣に受け止めており、そのため、有害なコンテンツを禁止するポリシーを定め、慎重に運用している。そのため、ここで挙げられている考慮要素は Google のビジネスモデルと矛盾するものではない。

また、Google のプラットフォームサービス上において、多くのビジネスが行われており、それらのビジネスを守る意味においても、有用で信頼できるプラットフォームサービスを維持する重要性は高い。その観点からも、柔軟かつ適切に有害コンテンツに対応することが求められており、対応している。

なお、個別の情報の流通及びその違法性を知ったときやその違法性を知るに足る相当の理由があるときは、表現の自由を過度に制限することがないように十分に配慮した上で、プラットフォーム事業者は迅速かつ適切に削除を行うなどの責務を課すべき」という点については、プロバイダ責任制限法におけるプロバイダ免責の論点とは異なり、情報の削除にあたっては、各法令や判例において、削除対象となる情報の種類や削除請求権者が定められており、必ずしも「個別の情報の流通及びその違法性を知ったときやその違法性を知るに足る相当の理由があるとき」に、プラットフォーム事業者が当該情報の削除を義務付けられるとは限られないことに注意が必要である。かりに今回の規制で、そのような場合にはプラットフォーム事業者が当該情報の削除義務を負うことが前提となるのであれば、それは各法令や判例に定められる以上の広い削除請求権を認めたのに等しい効果を生むこととなり、各法令における立法判断や判例を広範に上塗りする結果となって妥当ではない。

【グーグル合同会社】

「個別の情報の流通及びその違法性を知ったときやその違法性を知るに足る相当の理由があるときは、表現の自由を過度に制限することがないように十分に配慮した上で、プラットフォーム事業者は迅速かつ適切に削除を行うなどの責務を課すべき」という点については、プロバイダ責任制限法におけるプロバイダ免責の要件を逆転させて責務を課す案と見受けられる。しかし、プラットフォーム事業者が法的な削除義務を負うか否か、プラットフォーム事業者が損害賠償責任を負うか否かは、いずれも民法の解釈によって決せられる事項であり、プロバイダ責任制限法の免責規定は、仮に民法によって損害賠償責任を負いうる場合であっても、特定の場合には必ず免責されるというセーフハーバーを定めたものにすぎない。したがって、「個別の情報の流通及びその違法性を知ったときやその違法性を知るに足る相当の理由があるとき」に、プラットフォーム事業者が必ず当該情報の削除を法的に義務付けられるという論理関係に立たないことには注意が必要である。仮に上記の記載が、そのような場合にはプラットフォーム事業者が当該情報の削除義務を負うという理解の下に記述されているのであれば、理解の誤りであるし、これまでの民法解釈によって認められてきた範囲を超える削除義務（削除請求権）を創設するに等しい効果を生むこととなり、各法令における立法判断や裁判例を広範に上塗りする結果となって妥当でない。

【弁護士】

【プロバイダ責任制限法と「責務」との関係】

「個別の情報の流通及びその違法性を知ったときやその違法性を知るに足る相当の理由があるときは、表現の自由を過度に制限することがないよう十分に配慮した上で、プラットフォーム事業者は迅速かつ適切に削除を行うなどの責務を課すべき」という点については、プロバイダ責任制限法における免責規定（同法3条）を参考にした文言ではないかと考えられるところ、同規定の趣旨に反することにならないか。

同免責は、「違法性」ではなく、「権利侵害を知ることができた」と認めるに足る相当の理由がある場合」以外の（被侵害者との関係での）免責を定めたものであり、「違法性を知るに足る相当の理由」があったとしても、「権利侵害を知ることができた」と認めるに足る相当の理由」があるとは必ずしも言えない。そのような場合に適切に削除を行うなどの責務を課すことはプロバイダ責任制限法の想定した範囲以上の削除を義務付けることになる。

プロバイダ責任制限法における免責は、他方で発信者との関係では「権利侵害を知ることができた」と認めるに足る相当の理由がある場合」に削除した場合にだけ免責を認めており、情報流通について過度に送信を防止する措置をとることを抑止するものでもあり、その意味でも、「個別の情報の流通及びその違法性を知ったときやその違法性を知るに足る相当の理由があるとき」に削除義務（あるいは責務）を課すことは、送信者との関係での免責の趣旨にも反することになる。

【弁護士】

意見3-5 責務の根拠としては、プラットフォーム事業者が、広告料やサブスクリプションなどのサービス利用料による収益を上げているという事実を基本とするべき

プラットフォーム事業者の運営するサービスについては、情報交換や意見交換の交流の場として有効であるものの、誰もが情報を容易に発信し、拡散できるため、違法・有害情報の流通が起きやすく、それによる被害は即時かつ際限なく拡大し、甚大となりやすい。そのため、プラットフォーム事業者においては、自らが運営するサービスにおいて、誹謗中傷等の違法・有害情報を排除するための取組みが必要不可欠であり、本案の基本的な考え方に賛成する。

ただし、プラットフォーム事業者の責務を論じるに当たっては、プラットフォーム事業者が、自らが運営するサービスによって、広告料やサブスクリプションなどのサービス利用料による収益を上げているという民事法上の大原則である「報償責任の原理」を基本とするべきである。

本案においては、プラットフォーム事業者がサービスの提供主体であることや投稿の削除を実施できる立場にあることについても責務の根拠としているが、これらは事柄の性質上当然の理を述べているだけであり、これらだけではプラットフォーム事業者の責務を積極的に位置づけることは困難だからである。

【一般社団法人日本音楽事業者協会】

意見3-6 責務の根拠に広告閲覧等による収益を得ていることを持ち出すべきではない

【利益に見合った責任はすでに市場原理の中で求められていること】

プラットフォームを提供する事業者が利用者に広告を閲覧させることなどによって収入を得ているからといって、プラットフォーム事業者に対して法的な義務を課すことの根拠とすべきではない。プラットフォーム事業者としては、事業活動としても提供する場の秩序を維持するインセンティ

ブがあり、実際に得られた収益を用いて自主的削除等の対応を行っているのであるから、それを超えて法令上の義務を課すことの根拠は薄弱である。むしろ、ある表現を削除すべきか否かを判断すべきは、あくまで人格権侵害等と表現の自由との調整を図る司法の役割である。

【弁護士】

意見 3-7 責務を負う場合について明らかにすべき

「違法性を知ったとき」に削除を行う責務を負うとされるが、これがどのような場合を指すのか必ずしも明らかでない。裁判所などで明確に違法と認定されたものではない場合における「違法性」とは、プラットフォーム事業者の裁量において「違法」と判断する場合に限られると考えてよい。

また、「その違法性を知るに足る相当の理由」とは何か、明らかにされたい。

【一般社団法人新経済連盟】

意見 3-8 違法なコンテンツに関するユーザーからの通報を調査する民間企業の能力は限られており、裁判所や政府当局のような、申し立てを適切に裁定するために必要な情報を収集する調査権限はない。

プラットフォーム事業者は、利用規約によるサービス利用者との関係性によっては必ずしも投稿の削除等を大量・迅速に実施できる立場にあるわけではないため、個別具体的な事例に合わせた責務のあり方を検討することが望ましいと考えられる。また、友人同士の誇張表現の一環として暴力的な表現が用いられることも十分に考えられることから（例：お前何のんきに遅刻してんねん殺すぞ）、「違法性を知るに足る相当の理由」の定義、例示については、プラットフォーム事業者の意見を聴取しつつ、慎重に対応していく必要があると考えられる。

また、違法情報が何を指すのかが明らかではないが、例えば名誉棄損罪などは親告罪であり、プラットフォーム事業者に対して事前に対応することができないことは認識されるべきである。

【NPO 法人バーチャルライツ】

意見 3-9 他の分野と差別化してこの分野のみ裁判手続以外の手段に基づく救済を拡大するのであれば、その必要性及び相当性について慎重に議論すべき

そもそも、権利侵害を訴え、それを回復したいと望む者が裁判手続を利用する負担を負うのは、自力救済が禁止されている以上、当然のことである。被害者（と主張する者）にそのような負担が課せられているのは、インターネット上の権利侵害の分野に限られることではない。他の分野と差別化してこの分野のみ裁判手続以外の手段に基づく救済を拡大するのであれば、その必要性及び相当性について慎重に議論すべきである。

【弁護士】

前述したとおり、自らの権利が侵害された場合に、被害者がその回復のために手続負担を負うのは、どのような紛争類型でも同じである。それにもかかわらず、インターネット上の誹謗中傷分野においてのみ被害者ではなくプラットフォーム事業者に対して負担を負わせるのであれば、その必要性及び相当性について慎重に議論する必要がある。

【弁護士】

意見 3-10 削除等の責務の範囲を確認したい

「プラットフォーム事業者は迅速かつ適切に削除を行うなどの責務」の「など」には、具体的にどのような責務を含めることを想定しているかお

示しいただきたい。例えば、6頁の「削除等」の脚注4に例示されている、投稿の非表示、表示順位の低下、投稿者のアカウントの凍結・停止、投稿に注意喚起を行うラベルの付与等の措置も含まれるという理解でよいか。

【ヤフー株式会社】

意見3-1-1 責務の対象となる事業者の範囲を明らかにするべき

規制対象のサービスについて、「不特定の者が情報を発信しこれを不特定の者が閲覧できるサービス」との定義がなされているが、依然として規制対象となるサービスの範囲が不明確である。

加えて、「不特定の者が情報を発信しこれを不特定の者が閲覧できる」機能がサービスの付随的な機能に留まる場合については一層慎重に検討すべきである。なお、このような類型のサービスを規制対象とする方向で検討するのであれば、そのようなサービスにより生じている被害の実態を把握するとともに、サービス運営の実態や規制の弊害を適切に理解するために、対象となるサービスを提供する事業者やサービスの受益者（消費者や対象となっている事業者）の意見も聞きつつ開かれた場で議論することが不可欠と考える。

【アジアインターネット日本連盟】

責務の対象となるサービスについては、「不特定の者が情報を発信しこれを不特定の者が閲覧できるサービス」との定義がなされているが、具体的にどのようなサービスが対象となるのか、その範囲が不明確である。

「不特定の者が情報を発信しこれを不特定の者が閲覧できる」機能といっても、当該機能を主として提供しているサービスもあれば、付随的な機能として提供しているサービスもあり、各サービスによって被害の発生状況や態様が異なるものと考えられる。

何らかの法的義務を課す場合には、被害の実態に対して当該法的義務が比例原則から逸脱することのないよう、様々な形態のサービスをひとくくりに検討対象とするのではなく、サービス形態ごとに実際に生じている被害の実態を把握するとともに、対象となるサービスを提供する事業者やサービスの利用者の意見を聞きつつ、引き続き、開かれた場で議論を行うことが適当であると考えられる。

【一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構】

提言1: 新たな規制の枠組みの対象となるプラットフォームを明確に定義し、リスクの高いサービスに焦点を絞る。

ディスカッション ペーパーの中で、「プラットフォーム」と「プラットフォーム事業者」の

定義をもっと明確にする必要があります。これにより、新たな規制の枠組みの対象になるかどうかを各種サービスが的確に判断し、さまざまな義務の適用を調整しやすくなります。「プラットフォーム」を適切に定義することは、以下を実現するうえで極めて重要です。(a) 違法有害コンテンツに対する規制措置の有効性、(b) 意図された政策目標をプラットフォーム事業者が実際に遵守して達成する能力、(c) さまざまなサービスに課せられる義務を調整し、リスクの度合いに応じた、権利を尊重する規制措置の実施を可能にすること、(d) 規制によってリスクの低いサービスへのコンプライアンス負担が生じることで、イノベーションや競争が阻害されないようにすること。

オンライン上の違法有害コンテンツの拡散との関連性が最も大きいプラットフォームは、ユーザーが情報を広範に公開し拡散できるプラットフォームです。これに最も近いのは一般的なSNS（ソーシャル ネットワーキング サービス）であり、総務省の検討会においても SNS には以前から特に注目しています。さらに、検討会では以前、検索エンジンやメール サービスなどその他のプラットフォームが違法有害情報の拡散に果たす役割

が議論されています。しかし、メールのようなサービスは、SNS とは違って非公開の空間を提供するものであり、情報が増幅されたり、幅広く知られたりすることはありません。また、検索サービスについても、SNS とは違い、ユーザー生成コンテンツをホストしていません。

マイクロソフトは、さまざまな種類のプラットフォームがこの分野に関わっていることを認識しています。しかし、リスク プロファイルやそれに伴う介入の内容はサービスごとに大幅に異なるため、SNS 機能を備えていないプラットフォームを含める画一的なアプローチは注意すべきだと考えます。以下の特性を考慮して、検討会における「SNS」の定義をもっと明確にすることを推奨します。(a) フォロー/登録などの特定の機能により、社会的交流を促している(リーチやフォローの範囲拡大を含む)、(b) 未知または匿名の人物やユーザーを見つけて対話する機会を提供している、(c) アルゴリズムやキュレーションによるレコメンデーション システムを活用して、ユーザー生成コンテンツを別のユーザーに推薦または宣伝でき、(d) 共有を促進することでコンテンツを「バズらせる」ことができる。

【日本マイクロソフト株式会社】

プラットフォーム事業者が「不特定の者が情報を発信しこれを不特定の者が閲覧できるサービス」と定義されているが、例えば「不特定」の内容がいかなるものか(サービスの利用のためにプラットフォームへの利用者登録が必要であり、プラットフォーム事業者が利用者を特定できる場合には「不特定」なのか否か)など、依然としていかなるプラットフォーム事業者のどのサービスが「責務」の対象であるかが不明確である。また、「情報」は極めて広い概念であり(例えば各地の気象情報やプログラムのソースコードも典型的な「情報」である)、この定義を用いる場合、誹謗中傷のために使われている実態がほとんど存在しないサービスが規制の対象に含まれてしまう懸念も存在する。以上に鑑みると、規制の対象となる「プラットフォーム」はさらに精緻に定義される必要がある。

具体的なサービスの特定なしに、「責務」や「規律」が課されること自体やその内容に関する適切な意見集約は困難であり、この点を曖昧にしたままで議論を進めることは立法上のデュー・プロセスに悖るものである。

また、利用者に対して、店舗、商品やサービスのレビューの投稿と閲覧を可能にすることを主要な目的とするサービスについては、その形態により概念上「不特定の者が情報を発信しこれを不特定の者が閲覧できるサービス」に該当することも想定される。しかし、名誉毀損の成立に際して、事業者に対して一般私人より高い受忍限度が設定される場合(東京高決平成30年6月18日判時2416号19頁、東京地判令和3年3月5日判タ1491号191頁(東京高判令和3年11月4日TKC25595272[控訴棄却]・最高裁令和4年9月15日TKC25595273[上告不受理])、東京高決令和5年3月20日TKC25594699など)もあることや、批判的なレビューも商品やサービスの提供者と消費者の間の情報の非対称性に伴う問題を改善する価値があり、消費者の選択に一定の意義があること(内閣府「国民生活白書」平成20年、53ページ、総務省「情報通信白書」平成28年、70ページ)、また、広告宣伝費に大きな投資をする体力がない中小零細事業者などにとって口コミが重要な顧客開拓手段となりうることも考慮して慎重に議論されるべきである。

加えて、「不特定の者が情報を発信しこれを不特定の者が閲覧できる」機能がサービスの付随的な機能に留まる場合については一層慎重に検討すべきである。なお、このような類型のサービスを規制対象とする方向で検討するのであれば、そのようなサービスにより生じている被害の実態を

把握するとともに、サービス運営の実態や規制の弊害を適切に理解するために、対象となるサービスを提供する事業者やサービスの受益者（消費者や対象となっている事業者）の意見も聞きつつ開かれた場で議論することが不可欠と考える。

【グーグル合同会社】

事業者の範囲については、違法・有害情報が流通した場合の被害の大きさ（拡散の速度や到達する範囲、被害回復の困難さ等）、事業者の経済的活動（特に新興サービスや中小サービスに生じる経済的負担の問題）や表現の自由に与える影響、削除等の社会への影響等を踏まえて、慎重に検討すべきである。また、プラットフォームの定義も不明確であり、検討の前提となる事業者の範囲について、まず、画定していくべきである。

【一般社団法人クリエイターエコノミー協会】

「プラットフォーム」の定義及び対象となるサービスが不明である。一口にプラットフォームといっても、SNS、EC サイト、検索サイトなど様々なサービスがあるため、検討対象とされている範囲が不明確であり、そもそも適切な関係者が適切なコメントを出せないおそれがある。議論の scope を明確かつ具体的にすべきである。

【弁護士】

上記のプラットフォームの定義とも関連するが、「責務」の対象とする事業者の範囲については、サービス内容も考慮要素とすべきである。たとえば、検索サービスについては、最決平成29年1月31日民集71巻1号63頁において、検索サービスが現在社会においてインターネット上の情報流通基盤として大きな役割を果たしていることから、公表されない利益の優越が「明らかな」場合にのみ削除が認められると判示されている。このように、当該事業者が運営しているサービスの内容により削除の判断基準も異なり得るため、「プラットフォーム事業者」と一括りにして議論を進めるべきではない

【弁護士】

意見3-12 「責務の対象とする事業者の範囲」は、事業者の規模や利用者数の多寡によって定めることは適当ではなく、サービスの目的・性質、透明性・アカウントビリティ確保に係る対応状況を考慮すべき

「責務の対象とする事業者の範囲」については、事業者の規模や利用者数の多寡によって定めることは適当ではなく、サービスの目的・性質、透明性・アカウントビリティ確保に係る対応状況を考慮すべきであると考えます。

【LINE 株式会社】

意見3-13 責務の対象となる事業者の定義、すべてのプラットフォーム事業者を対象とする前提での議論に反対

「不特定のものが情報を発信しこれを不特定の者が閲覧できるサービス」を「プラットフォーム」と定義して、責務の範囲を「全てのプラットフォーム事業者とする」とあるが、あまりにも定義および責務対象となるものの範囲が広すぎるため、この定義および全てのプラットフォーム事業者を対象とする前提での議論には反対する。

本定義における全てのプラットフォーム事業者のサービスが、「誹謗中傷等を含む情報が現に流通している場を構築し広く一般にサービスを提供している」ことはなく、また同時に全てのプラットフォーム事業者のサービスが「違法有害情報による被害及び悪影響が即時かつ際限なく拡大する」ものでもない。

表現の自由への影響を含む規制・制約が発生することに鑑みれば、規律の対象は必要最小限とすべき。具体的には、懸念とされるような事案が実際に発生しているプラットフォームについてどういった特性が問題を生じさせるのか慎重に分析し、そうした要素が共通する限定されたプラットフォームに限定して規律の対象とすべきであり真摯に現状を確認しながら検討を進めていただきたい。

特に、コミュニケーション機能を付随的に持つサービスについては、それらの機能が存在するという理由のみで、規制の対象とするとインターネット上で提供される広範囲なサービスが対象となるおそれが強く反対である。また、仮に付随的なコミュニケーション機能について規律の対象とすることを検討するのであれば、EC、各種の情報提供などインターネット上の広範で規模の大小も様々な多くサービスが規律対象になりうることを前提に、関係しうる事業者や事業者団体から広くオープンな場で意見聴取・議論を行い、実態に即した議論をしていただきたい。

【アジアインターネット日本連盟】

意見 3-14 デジタルプラットフォームのエコシステムを守ることは、一部のプラットフォームの責任であってはならない。規模の大小にかかわらず、すべてのプラットフォームには、ユーザーコミュニティを危害から守り、合理的に可能な限り有害なコンテンツがない情報エコシステムを確保する責任がある。

デジタルプラットフォームのエコシステムを守ることは、一部のプラットフォームの責任であってはならない。規模の大小にかかわらず、すべてのプラットフォームには、ユーザーコミュニティを危害から守り、合理的に可能な限り有害なコンテンツがない情報エコシステムを確保する責任がある。一部のプラットフォームだけでなく、すべてのプラットフォームにおいてユーザーの安全を確保するためには、業界を挙げての取り組みが必要である。

異なる規則と義務を適用できるようにプラットフォーム事業者を異なるカテゴリーに分類しようとする試みは、プラットフォームの責任と努力、業界全体に矛盾を生じさせ、また一部のプラットフォームとその他のプラットフォームとの差別的な扱いをもたらす危険性がある。また、脅威行為者が、標的とされたプラットフォーム運営者と同じ規則および義務の対象とならない可能性のあるプラットフォームに潜伏することを可能にする。

さらに、異なる規則や義務を適用する目的で分類を導入することは、規則の対象となる企業と規制当局の双方にとって、コンプライアンスに不釣り合いなコストをもたらす可能性がある。

機能ベースの分類（ソーシャルメディアサービス、OTT ビデオストリーミングサービス、検索エンジンなど）は、急速に変化するデジタル技術の状況を考慮すると、すぐに時代遅れになる危険性があり、また、1つの企業、製品、サービスが実行しうる機能の範囲を規則が適切に反映することができない。企業は、異なる機能分類に付随する複数の重複した冗長な規則の適用を受ける可能性があり、その結果、不釣り合いな重複したコストと労力が発生することになる。

そして最後に、複雑な機能分類は新規参入の障壁となり、経済成長を阻害する可能性がある。

それは、原則、システム、結果に基づくものであり、企業が革新し、ユーザーコミュニティにとって最善の利益となる方法で対応するのに十分な柔軟性を提供し、言論の自由、プライバシー、安全性を含むユーザーの権利を尊重し、ポジティブなユーザー体験を保証するものである。

テック企業がこれをどのように達成するかは、サービスやプラットフォームの種類によって大きく異なるだろうが、その場合、その取り組みを詳細に記した透明性報告書を定期的に公開することが求められる可能性がある。

業界行動規範

この方針案の背景部分で説明があったように、2022年8月に発表された研究会の「第2次取りまとめ」では、透明性と説明責任を確保するために、業界の行動規範の導入が提案されていた。法規制の代替または補足として、我々は、対象となるプラットフォーム事業者が策定する、または事業者と共同で策定する、業界レベルの自主的または共同規制的な行動規範の提案を支持する。このような行動規範は、EUやオーストラリアの偽情報規範、ニュージーランドのオンライン安全・有害行為規範に見られるように、次のような機会を提供する：

- 政策手段を監視、観察、テストし、政策決定に役立つ証拠を収集する；
- 政府とステークホルダーとの継続的な対話と協力を促進する；
- 現地の懸念に対応しつつ、グローバルな業界標準に合わせる；
- 既存の法律を補完し、より広範な政策と立法の枠組みを支援する。
- 変化し続ける脅威や新たな脅威に対して、反復、改善、適応、迅速な対応ができる柔軟性が高まる。

技術的な要件や義務が適切で、実現可能／運用可能であり、市場のプラットフォームリスクに適したものであることを保証するため、業界の代表者や企業自身がこれらの実施規範の策定に関与することが重要である。

特筆すべきは、ニュージーランド・コードが最近、世界経済フォーラムの報告書で、システムと成果に基づく自主規制アプローチのベスト・プラクティスの例として紹介されたことである。

(https://www3.weforum.org/docs/WEF_Global_Coalition_Digital_Safety_Risk_Assessments_2023.pdf)

【Meta Platforms Inc.】

意見3-15 責務の対象となる事業者の範囲は必要最小限にするべき

また、誹謗中傷等の情報の流通が発生する蓋然性を考慮すると、例えば電子商取引に関し取引参加者間で連絡を行うための掲示板など利用者同士の自由なコミュニケーション以外を目的とするプラットフォームは区別すべきではないか。

【ヤフー株式会社】

「不特定の者が情報を発信しこれを不特定の者が閲覧できるサービス」を提供する事業者を検討の範囲としているが、今回の検討の趣旨に照らし、対象を更に明確にし、限定すべきである。

現状の記載では、例えば、クチコミ／レビューの投稿が可能なECサービスなどについても「プラットフォームサービス」に該当し得ると考えられるが、こうしたサービスについてまで規制を検討するのであれば、立法事実を欠くものとする。

どのようなサービスが問題になっているのか、更に具体的なものとして明確にし、立法事実を欠くものについてまで責務や規制を不必要に課すことは厳に避けるべきである。

【一般社団法人新経済連盟】

事業者には削除等の一定の行為を行う責務を課するのであれば、上述したとおり、今回の検討の趣旨に照らし、どのようなサービスが問題となっているか、具体的に明らかにした上で、問題に対処するため、規制の外縁を明確かつ必要最小限のものとするべきであり、立法事実を欠くものについてまで規制が及ぶことは厳に避けるべきである。

【一般社団法人新経済連盟】

責任の対象となる事業者の範囲を検討するにあたり、この枠組みは、さまざまな種類のサービスの特質に応じて、名誉毀損に関する懸念に最も関連するサービスに焦点を当て、明らかに比例的でリスクベースにするべきであることを提案したい。

【グーグル合同会社】

規制対象のサービスを「不特定の者が情報を発信しこれを不特定の者が閲覧できるサービス」と定義しているが、商品レビューや口コミといった情報発信・閲覧機能や、コミュニケーション機能を付随的に有するサービス等、極めて広範なサービスが対象となり得る。

とりわけ商品レビューのような口コミは、個人・企業間の情報の非対称性を軽減し、商品選択時の判断に役立っている事実（内閣府「国民生活白書」平成20年、53頁）や、口コミにより「消費者が財・サービスの比較を行いやすくなったり、同種の財・サービス間の競争が促進されたりすることで、消費者の財・サービス購入時のリスク（想定したものと異なるものを購入してしまう、質に対して割高な財・サービスを購入するなど）が軽減している」（総務省「情報通信白書」平成28年、70頁）実態等も十分勘案する必要がある。

このようなサービスを規制対象に加え、単に「ネガティブな口コミ」という理由だけで「関係者への名誉毀損等に該当する」として一律削除することになれば、国民の知る権利や商品選択の自由、個人・企業間の情報の非対称性の解消等の観点から、深刻な問題を惹起しかねない。誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関しては、慎重かつ丁寧に検討すべきである。

【一般社団法人 日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部会データ戦略WG】

この責務の対象とする事業者の範囲については、イノベーションの阻害に繋がる可能性や利用者の被害の大きさ等を考慮し、例えば、利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとした特定利用者情報の対象を参考に契約者1,000万以上のサービスを提供するプラットフォーム事業者とする等、最小の範囲に限定すべきと考えます。

【KDDI株式会社】

意見3-16 事業者の経済的活動への負担を考慮することに賛成

事業者の経済的活動への負担を考慮しようとしている点に、経済的自由権の観点から賛成です。

【個人】

意見3-17 海外事業者にも同様の責務が課されるべき

また、海外事業者に対しても等しく責務を課すことについては賛成であるが、実際に責務を果たしているかのエンフォースメント（行政指導、処分等）についても、国内事業者と同様に取り扱われるべきである。

【一般社団法人新経済連盟】

意見 3-18 責務の対象となる情報の範囲が不明確

少なくとも有害情報については、「この責務の対象となる情報の範囲」から除かれるという理解でよいか。

また、個別の行政法規については、プラットフォーム側で投稿の表現自体、もしくは一定の情報提供等により違法判断が可能か否かという点についても配慮いただきたい。例えば、公職選挙法や金融商品取引法への抵触が疑われる情報については、プラットフォーム事業者側で適否の判断が困難な場合がある。こうしたものを対象から除外することによる問題が生じるか、メリット・デメリットを検討すべきである。

【ヤフー株式会社】

プラットフォーム事業者が「不特定の者が情報を発信しこれを不特定の者が閲覧できるサービス」と定義されているが、例えば「不特定」の内容がいかなるものか（サービスの利用のためにプラットフォームへの利用者登録が必要であり、プラットフォーム事業者が利用者を特定できる場合には「不特定」なのか否か）など、依然としていかなるプラットフォーム事業者のどのサービスが「責務」の対象であるかが不明確である。また、「情報」は極めて広い概念であり（例えば各地の気象情報やプログラムのソースコードも典型的な「情報」である）、この定義を用いる場合、誹謗中傷のために使われている実態がほとんど存在しないサービスが規制の対象に含まれてしまう懸念も存在する。以上に鑑みると、規制の対象となる「プラットフォーム」はさらに精緻に定義される必要がある。

具体的なサービスの特定なしに、「責務」や「規律」が課されること自体やその内容に関する適切な意見集約は困難であり、この点を曖昧にしたまま議論を進めることは立法上のデュー・プロセスに悖るものである。

また、利用者に対して、店舗、商品やサービスのレビューの投稿と閲覧を可能にすることを主要な目的とするサービスについては、その形態により概念上「不特定の者が情報を発信しこれを不特定の者が閲覧できるサービス」に該当することも想定される。しかし、名誉毀損の成立に際して、事業者に対して一般私人より高い受忍限度が設定される場合（東京高決平成 30 年 6 月 18 日判時 2416 号 19 頁、東京地判令和 3 年 3 月 5 日判タ 1491 号 191 頁（東京高判令和 3 年 11 月 4 日 TKC25595272[控訴棄却]・最高裁令和 4 年 9 月 15 日 TKC25595273[上告不受理]）、東京高決令和 5 年 3 月 20 日 TKC25594699 など）もあることや、批判的なレビューも商品やサービスの提供者と消費者の間の情報の非対称性に伴う問題を改善する価値があり、消費者の選択に一定の意義があること（内閣府「国民生活白書」平成 20 年、53 ページ、総務省「情報通信白書」平成 28 年、70 ページ）、また、広告宣伝費に大きな投資をする体力がない中小零細事業者などにとって口コミが重要な顧客開拓手段となりうることも考慮して慎重に議論されるべきである。

加えて、「不特定の者が情報を発信しこれを不特定の者が閲覧できる」機能がサービスの付随的な機能に留まる場合については一層慎重に検討するべきである。なお、このような類型のサービスを規制対象とする方向で検討するのであれば、そのようなサービスにより生じている被害の実態を

把握するとともに、サービス運営の実態や規制の弊害を適切に理解するために、対象となるサービスを提供する事業者やサービスの受益者（消費者や対象となっている事業者）の意見も聞きつつ開かれた場で議論することが不可欠と考える。

さらに、情報の削除等に関する「責務」が位置付けられれば、プラットフォーム事業者が削除対応等の取り組みが促進される前提であるが、この「責務」は法律上の義務であるのか、社会的責務であって法的には努力義務であるのかが不明確である。仮に前者であれば、情報の削除に関する義務付けとなり、削除対象となる「違法」情報の範囲の広さ次第では、各法における規制の対象となる情報の範囲を上書きするような広範な規制となって表現の自由との関係で大きな制約になりうるし、仮に後者であれば、「責務」を語ることで何らかの法的義務を課したかのような誤解を世間に与えることとなって妥当ではなく、いずれにしてもこのような「責務」を大上段に語ることは避けるべきであると考え。そもそも、削除義務が法的に明確でないのが問題であるとするならば、そのような削除義務を法的に明確化する立法努力が先行すべきである。（再掲）

【グーグル合同会社】

提言 2: 対象となるコンテンツの種類を明確化し、策定するコンプライアンス義務の対象から、合法的有害コンテンツを除外する。

ディスカッション ペーパーでは、「合法的有害」コンテンツまたは「誹謗中傷」コンテンツ、およびフレーミングなどの関連行為に関して曖昧さが生じています。マイクロソフトは、違法コンテンツと合法的有害コンテンツを明確に区別する規制を支持します。

違法コンテンツは、該当する公的機関が現地の法律に即して判断を下し、ノーティス アンドテイクダウンの制度を通じて対処すべきです。合法的有害性において許容できないコンテンツは、関連するサービス プロバイダーのサービス利用規約、コミュニティ ガイドライン、その他のポリシーとプロセスに即して対処すべきです。

誹謗中傷のような合法的有害なコンテンツに大規模な規制をかけることは本質的に難しいだけでなく、表現の自由を損なう可能性があります。また、ディスカッション ペーパーで指摘されているとおり、「検閲に近い行為を行うことを政府がプラットフォーム事業者に強要すれば、一部の事業者が投稿を過度に削除するリスク」があります。コンテンツが誹謗中傷に該当するかどうかは主観的な見解で判定されることが多く、プロバイダーはその判断に必要な要素や文脈を必ずしもすべて把握してはおりません。違反行為の常習者が共有するコンテンツへの積極的対処など、こうしたコンテンツに関する要件を課すことは、プラットフォームによるコンテンツの過度な削除につながり、基本的権利である表現の自由に影響を及ぼす可能性があります。さらに、特定アカウントの積極的監視を求める要件が課せられた場合、もう1つの基本的権利であるプライバシーがトレードオフによって損なわれる可能性があります。

人工知能を活用したテクノロジーを導入することで、明らかな違法コンテンツ（児童性的虐待のコンテンツなど）の迅速な特定と削除を大規模に実施できるようにはなりますが、コンテンツが誹謗中傷に該当するかどうかをこのテクノロジーでは判断できません。これを行うのに必要となる微妙な判断を下す能力を人工知能は持たないため、否定的または敵対的なコンテンツをすべて誹謗中傷とみなすような画一的な方針が採用された場合、かなりの量の合法的な言論や主張が削除される可能性があります。

特定の有害コンテンツに対するさらなる規制を 検討会が勧告する場合、マイクロソフトは、産業界や市民社会からの意見に基づいてそれらの有害性を十分に定義することと、(通常、さまざまな関連禁止事項が含まれる) プロバイダー自身のポリシー適用に関する説明責任をプロバイダーに求める以上の措置を行わないようにすることを強く推奨します。

【日本マイクロソフト株式会社】

プラットフォーム事業者は、利用規約によるサービス利用者との関係性によっては必ずしも投稿の削除等を大量・迅速に実施できる立場にあるわけではないため、個別具体的な事例に合わせた責務のあり方を検討することが望ましいと考えられる。また、友人同士の誇張表現の一環として暴力的な表現が用いられることも十分に考えられることから(例: お前何のんきに遅刻してんねん殺すぞ)、「違法性を知るに足る相当の理由」の定義、例示については、プラットフォーム事業者の意見を聴取しつつ、慎重に対応していく必要があると考えられる。

また、違法情報が何を指すのかが明らかではないが、例えば名誉棄損罪などは親告罪であり、プラットフォーム事業者に対して事前に対応することができないことは認識されるべきである。

【NPO 法人バーチャルライツ】

検討対象とする「情報」の範囲が不明確である。本方向性案では、「違法・有害情報」という用語が随所に用いられているが、本方向性案の8頁では「権利侵害情報」と「違法情報」のみが例示されている。総務省の従来からの整理によれば、「違法ではないが有害な情報」とは、公序良俗に反する情報(死体画像など)や、青少年に有害な情報(アダルト、出会い系、暴力的表現)という理解であるが、本方向性案の8頁では、違法ではない「有害情報」は対象から外されているという理解でよいか。仮に「違法ではないが有害な情報」をプラットフォーム事業者が自主的に削除すべき「責務」の対象とする場合、それはインターネットの過剰な浄化であり、表現の自由の著しい侵害ではないか。

【弁護士】

当ワーキンググループでは、「違法情報」と「有害情報」なる用語が用いられているが、とくに後者はその意味が必ずしも明らかではない。総務省の「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する概要」資料によると、有害情報の例として「アダルト」「出会い系サイト」の他に「暴力的な表現」が挙げられており、このままでは、いわゆる被害者の存在しない表現(ゲームやマンガ、アニメ等の非現実表現)にも検討の範囲が及ぶ可能性がある。

誹謗中傷を軸として議論を行ってきた中で、「有害情報」といった不明確な範囲の対策を策定するのは、機が十分に熟していないと考える。

【NPO 法人バーチャルライツ】

意見3-19 違法情報のうち、誹謗中傷に関する類型(権利侵害情報)について優先的に検討するべきである。

違法情報のうち、誹謗中傷に関する類型(権利侵害情報)について優先的に検討するべきである。

【一般社団法人クリエイターエコノミー協会】

意見3-20 責務の対象となる情報の範囲は、誹謗中傷等の権利侵害情報に限定すべき

責務の対象となる情報の範囲は、誹謗中傷等の権利侵害情報に限定すべきである。個別の行政法規に抵触する違法・有害情報については、既に多くのプラットフォーム事業者が対応している現状に鑑み、今後の検討にあたっては、立法事実が明確に存在する範囲の情報に限定すべきである。

【一般社団法人 日本経済団体連合会デジタルエコノミー推進委員会企画部会データ戦略 WG】

有害情報については、責務・規律の対象から外れるべきである。しかし、本検討の方向性においてしばしば「違法・有害情報」という表現が用いられており、責務の対象となる情報の範囲という極めて重大な前提において、曖昧な記載がなされているため、修正を求める。

責務の内容が主に「削除」を求めるものであるから、法的にプラットフォームが削除義務を負う情報の範囲に限定されるべきである。ある表現行為の削除を法律により義務付けることは表現の自由に対する制約になりうるため、具体的な法令により削除義務が規定される場合には、民主主義の過程で適切に議論され調整された上で、立法がなされている（判例においても、この点は慎重に議論されている。）。これは、表現の自由が保護されている他の民主的な国において、法の支配の下で行われていることである。

これに対し、そのため、これらの情報の削除についてはあくまでプラットフォーム事業者の自主性に任せるべき問題であり、具体的な法令等で定められている削除義務を超えて、削除にかかる「責務」をプラットフォーム事業者に負わせることは適切ではない。

また、権利侵害情報以外の個別の行政法規に違反する情報を違法情報に含めるとすれば、まず、そのような情報の削除をプラットフォームに義務づける規定その他の法的な根拠が当該行政法規上存在するか否かが問題となるはずである。

この点についての個別具体的な行政法規についての検討や立法手当なく一律に「行政法規に違反する」ということをもってプラットフォームに情報の削除を期待するのであれば、当該行政法規の規定を一律に上塗りする広い削除義務を導入することと等しく、適正手続の面で問題がある。また、仮に、何らかの行政法規が、特定の情報を公衆送信することを明文で禁じている場合であっても、あるコンテンツがその行政法規に違反するか否かをプラットフォームが判断することに現実的な困難が伴うことが多いことは容易に想像されるため（例えば、闇バイトに関する労働者の募集について、募集の文言（「情報」）のみを見て闇バイトであると確定できる場合は殆ど存在せず、プラットフォーム事業者としてはその業務の実態について知ることはできないから、どのような労働者の募集が闇バイトの募集であり、職業安定法に違反するのかがプラットフォーム事業者が判断することは困難である。）、それに伴う問題についても十分な検討が必要である。

上記に加えて、当該行政法規の違反の請求権者が誰かが問題となる。そもそも削除請求権が定められていない情報の削除については、請求権者も個別の行政法規において定めがないところ、その請求権者を現在検討中の法律において定めるとすれば、個別の行政法規における保護法益等を考慮しない乱暴な立法となる可能性もあり、デュープロセスの観点から問題があり、また、表現の内容規制としての憲法上の重大な問題が生じうる。仮に、請求権者を何も定めず、何人からの請求に対してもプラットフォーム事業者が対応する義務を負わせられることとなれば、同様の問題が生じることに加え、対応義務は広範となりすぎ、不合理な負荷がかかることとなり、妥当でない。

逆に、これらの削除請求権の定められていない行政法規違反の情報の削除については、削除すべき「責務」の範囲に入るものの、かかる「責務」は法的義務ではなく、最終的な削除の判断はプラットフォーム事業者の判断に任せるものだとすると、その「責務」とは一体何を意味するのかが不

明確である。仮に、これらの情報についても「運用状況の公表」の対象となるとすれば、プラットフォーム事業者が削除しないと判断したことが削除率の低さとしてあらわれることとなり、「十分な削除を行っていない」との批判につながることは想像に難くない。

したがって、有害情報は、責務の対象となる情報から除かれるべきであり、違法情報についても、法令や判例により削除請求権が認められているものに限定すべきであり、それを越えた「違法情報」を「責務」の範囲に含めるべきではない。

【グーグル合同会社】

責務の内容が主に「削除」を求めるものであるから、法的にプラットフォームが削除義務を負う情報の範囲に限定されるべきである。ある表現行為の削除を法律により義務付けることは表現の自由に対する制約になりうるため、具体的な法令により削除義務が規定される場合には、民主主義の過程で適切に議論され、削除の対象や請求権者などの論点も含めて調整された上で、立法がなされている（判例においても、この点は慎重に議論されている。）。

これに対し、具体的な法令や判例により削除義務が定められていないにもかかわらず、当該法令等に「抵触する」ということで表現行為の削除を行う「責務」があると定めることは、立法による表現の自由との調整を求める民主主義の過程を看過することになり、表現の自由や民主主義、国際規範への尊重の観点から重要な問題が生じうる。そのため、これらの情報の削除についてはあくまでプラットフォーム事業者の自主性に任せるべき問題であり、具体的な法令等で定められている削除義務を超えて、削除にかかる「責務」をプラットフォーム事業者に負わせることは適切ではない。

責務の対象となる情報の範囲は、誹謗中傷等の権利侵害情報に限定すべきである。個別の行政法規についての、違法・有害情報においては、個別の行政法規に基づき現在も多くのプラットフォーム事業者が対応をしている。今回の議論においての立法事実が明確に存在している範囲の情報について、検討を進めるべきである。

【アジアインターネット日本連盟】

意見 3-2-1 責務の対象となる情報の範囲について、事業の予見性の確保の観点も考慮いただきたい

プラットフォーム事業者は、その時々的情勢により変化するインターネット上に流通する違法・有害情報に応じて、自主的に削除等の対応を実施している。今後どのような違法情報がインターネット上に流通するのか想定することは難しく、誹謗中傷等の権利侵害情報以外に、個別の行政法規に抵触する違法情報も対象に含めることとすると、将来的に、法的な責務の対象範囲が大きく広がることも考えられる。これらの点を踏まえ、責務の対象となる情報の範囲の検討にあたっては、事業の予見性の確保の観点も考慮いただきたい。

【LINE 株式会社】

意見 3-2-2 個別の法規に削除義務等が規定されていないものに別の法令で削除等の責務を定めるのは不適切

ある表現行為の削除を法律により義務付けることは、表現の自由に対する制約になり得るため、個別の法規により削除義務等を規定する場合には、当該法規の立法の過程で議論がなされているはずである。

逆にいえば、個別の法規に削除義務等が規定されていないにもかかわらず、別の法令で責務として定めることは不適切と思われるので、慎重であるべきであると考えます。

【一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構】

意見 3—23 有害情報は、責務の対象となる情報から除かれるべきであり、違法情報についても、法令や判例により削除請求権が認められているものに限定すべきであり、それを越えた「違法情報」を「責務」の範囲に含めるべきではない。

有害情報については、責務・規律の対象から外れるべきである。しかし、本検討の方向性においてしばしば「違法・有害情報」という表現が用いられており、責務の対象となる情報の範囲という極めて重大な前提において、曖昧な記載がなされているため、修正を求める。

責務の内容が主に「削除」を求めるものであるから、法的にプラットフォームが削除義務を負う情報の範囲に限定されるべきである。ある表現行為の削除を法律により義務付けることは表現の自由に対する制約になりうるため、具体的な法令により削除義務が規定される場合には、民主主義の過程で適切に議論され調整された上で、立法がなされている（判例においても、この点は慎重に議論されている。）。これは、表現の自由が保護されている他の民主的な国において、法の支配の下で行われていることである。

これに対し、そのため、これらの情報の削除についてはあくまでプラットフォーム事業者の自主性に任せるべき問題であり、具体的な法令等で定められている削除義務を超えて、削除にかかる「責務」をプラットフォーム事業者に負わせることは適切ではない。

また、権利侵害情報以外の個別の行政法規に違反する情報を違法情報に含めるとすれば、まず、そのような情報の削除をプラットフォームに義務づける規定その他の法的な根拠が当該行政法規上存在するか否かが問題となるはずである。

この点についての個別具体的な行政法規についての検討や立法手当なく一律に「行政法規に違反する」ということをもってプラットフォームに情報の削除を期待するのであれば、当該行政法規の規定を一律に上塗りする広い削除義務を導入することと等しく、適正手続の面で問題がある。また、仮に、何らかの行政法規が、特定の情報を公衆送信することを明文で禁じている場合であっても、あるコンテンツがその行政法規に違反するか否かをプラットフォームが判断することに現実的な困難が伴うことが多いことは容易に想像されるため（例えば、闇バイトに関する労働者の募集について、募集の文言（「情報」）のみを見て闇バイトであると確定できる場合は殆ど存在せず、プラットフォーム事業者としてはその業務の実態につ

いて知ることはできないから、どのような労働者の募集が闇バイトの募集であり、職業安定法に違反するのかをプラットフォーム事業者が判断することは困難である。)、それに伴う問題についても十分な検討が必要である。

上記に加えて、当該行政法規の違反の請求権者が誰かが問題となる。そもそも削除請求権が定められていない情報の削除については、請求権者も個別の行政法規において定めがないところ、その請求権者を現在検討中の法律において定めるとすれば、個別の行政法規における保護法益等を考慮しない乱暴な立法となる可能性もあり、デュープロセスの観点から問題があり、また、表現の内容規制としての憲法上の重大な問題が生じうる。仮に、請求権者を何も定めず、何人からの請求に対してもプラットフォーム事業者が対応する義務を負わせられることとなれば、同様の問題が生じることに加え、対応義務は広範となりすぎ、不合理な負荷がかかることとなり、妥当でない。

逆に、これらの削除請求権の定められていない行政法規違反の情報の削除については、削除すべき「責務」の範囲に入るものの、かかる「責務」は法的義務ではなく、最終的な削除の判断はプラットフォーム事業者の判断に任せるもののだとすると、その「責務」とは一体何を意味するのか不明確である。仮に、これらの情報についても「運用状況の公表」の対象となるとすれば、プラットフォーム事業者が削除しないと判断したことが削除率の低さとしてあらわれることとなり、「十分な削除を行っていない」との批判につながることは想像に難くない。

したがって、有害情報は、責務の対象となる情報から除かれるべきであり、違法情報についても、法令や判例により削除請求権が認められているものに限定すべきであり、それを超えた「違法情報」を「責務」の範囲に含めるべきではない。(再掲)

【グーグル合同会社】

【「違法」の意味内容の不明確性】

「違法」情報の意義も不明である。すなわち、「違法」には、情報を流通させることが人格権侵害に当たる場合、知的財産権侵害に当たる場合、契約上の秘密保持義務違反に当たる場合、行政法規違反に当たる場合など様々なものが考えられるが、そのどれを指すのか不明である。仮に「違法」情報が、法的にプラットフォーム事業者に対する削除請求権が認められるものを指すに過ぎないのであれば、その旨を明らかにすべきである。

そうではなく、プラットフォーム事業者自らの義務に関わらず法令に違反するものも含めて「違法」情報という場合には、監督官庁の指導の下、プラットフォーム事業者に削除基準の作成等を義務付けることは、事業者に、自ら削除義務を負うわけではない場合にまで情報の内容を審査することを強いることになり、やはり実質的に検閲に等しいほどに強度な表現の自由に対する制約を伴うと言わざるを得ず、憲法上問題がある

例えば、薬機法違反の投稿や闇バイト・詐欺の受け子に関するやりとりなど犯罪にかかわる投稿については、法令上直ちにプラットフォーム事業者に対する削除義務は認められないと考えられるが、仮に、プラットフォーム事業者が自ら当該投稿が（自主規制とは別に）法令違反か否かを判断した上で削除すべき義務を負い、法令違反か否かの判断を誤った場合にプラットフォーム事業者の義務違反ということになるのであればプラット

フォーム事業者としては保守的に疑わしい投稿全てを削除する対応を取らざるを得ない。また、削除義務がない場合でも、上記のような情報を削除対象とする削除基準の策定を求められ、その運用が評価されるとすれば、同様の対応を取らざるを得ないと思われる。

さらに、個別の法令において削除請求権が定められていないにもかかわらず「違法」情報として削除するようプラットフォーム事業者に求めることは、個別の法令の立法趣旨をないがしろにするおそれもある。法令において削除請求権が定められていない場合、当該法令の立法に当たって削除請求権が不要との価値判断がなされているともいえる。そのため、個別の法令において削除請求権が認められていない投稿に関してプラットフォーム事業者が自主的に削除すべきという方向性の議論は妥当ではなく、個別の法令の改正等において対応すべきものである。

【「有害」の意味内容の不明確性】

「有害」情報と「違法」情報は異なるものと位置づけられていると理解しているが、両者の明確な区別が必要である。仮に新たな制度を導入する場合、上記のとおり「違法」ですら不明確であるのに、まして「有害」情報を定義することは著しく困難であると考えられる。そのような情報についてまで削除の対象とする削除基準の策定を求めたり、削除義務を課したりすることは明らかに表現の自由に対する過度な制約となることから、「違法」情報を明確に定義した上で、「有害」情報については制度の対象からは除外されていることを明確にすべきである。

【弁護士】

意見 3—2 4 名誉毀損と有害コンテンツは区別されるべき

違法コンテンツの削除またはブロック、プラットフォーム運営者のポリシーおよび現地の法律、プラットフォーム運営者による違法コンテンツの自主的な削除またはブロックに関する上記のセクションのコメントもご参照ください。

上記のセクションで述べたように、プラットフォーム運営者は一般的に、シームレスなユーザー体験を確保するためのグローバルポリシーを持ち、それは通常、国境を越えたものである。このようなグローバルポリシーは、通常、現地の法律よりも拡張的で、より多くの種類の有害コンテンツを対象としており、プラットフォームが、安全性を最適化し、特定の国のユーザーではなく、ユーザーコミュニティ全体への有害コンテンツの拡散を減らす方法で、コンテンツモデレーションリソースを割り当て、優先順位をつけて、大規模に実施できるようにしている。これが意味するのは、プラットフォームがポリシー違反を理由に削除するコンテンツには、往々にして違法なコンテンツが含まれるということだ。例えば、Metaでは、子どもの危険に関するポリシー違反を理由に、四半期ごとに全世界で数百万件のコンテンツを削除していますが、その多くは、日本を含むさまざまな国で違法とされているコンテンツである (<https://transparency.fb.com/data/community-standards-enforcement/child-nudity-and-sexual-exploitation/facebook/>)。

特に、いじめやハラスメントのように、個人からの追加的な文脈が必要とされることが多い分野や、名誉棄損のように、物理的・現実的な被害というよりむしろ評判に関するものであるため、さらに判断が難しい分野ではなおさらである。

名誉毀損といじめ・嫌がらせ

名誉毀損（誹謗中傷も含む）とネット上でのいじめや嫌がらせは全く異なる概念である。

Meta では、いじめや嫌がらせとは、一般的に、私たちのプラットフォームを使って、個人またはグループを傷つける意図でコンテンツを送信、共有、投稿することを指す。いじめや嫌がらせは様々な場所で起こり、脅迫や個人を特定できる情報の公開から、脅迫メッセージの送信や望まない悪意のある接触まで、様々な形態がある。このような行為はしばしば攻撃的であり、繰り返し行われ、関係者の間に何らかの力の不均衡が生じる。

(<https://transparency.fb.com/en-gb/policies/community-standards/bullying-harassment/>)

逆に、Meta のポリシーで定義されている名誉毀損とは、一般的に、誰かの評判を傷つける虚偽の事実を述べることを指す。他人の評判を傷つける虚偽の陳述の伝達である。特定のケースでは、企業も名誉毀損の対象となり得る。この場合、コンテンツが名誉毀損にあたるかどうかを判断するためには、ユーザーが苦情を申し立てる必要がある。

名誉毀損とオンライン安全法または有害コンテンツ法は異なる目的を果たすものであり、両者を別個のものとするよう注意すべきである。ヘイトスピーチ、いじめ、ハラスメント、またはその他の有害なコンテンツが、対象となる集団や個人に現実世界での危害を及ぼす可能性があるのとは異なり、名誉毀損は風評被害である。プラットフォームは、コンテンツがいつ名誉毀損にあたるかを判断することはできず、その判断は裁判所や名誉毀損に特化した法的枠組みを通じて裁定される必要がある。

また、上記の違法コンテンツのプラットフォーム運営者による自主的な削除またはブロックに関するコメントで述べたように、問題のコンテンツの真实性を適切に評価することなく、ユーザーから報告された誹謗中傷コンテンツを単に削除することをプラットフォームに要求することは、過剰な取締りや言論・表現の自由の抑圧など、一連の課題や予期せぬ結果を伴う。

【Meta Platforms Inc.】

意見 3-25 「行政法規に抵触する違法情報」について誰が削除を請求することができるのか（原告適格）が不明

本方向性案の 8 頁では、「行政法規に抵触する違法情報」を対象として含めるかについて検討するとされている。しかし、「行政法規に抵触する違法情報」について誰が削除を請求することができるのか（原告適格）が不明である。仮に、当該行政法規の所管官庁がプラットフォーム事業者に対

して削除を請求することができ、かつこれに対してプラットフォーム事業者が法的に削除義務を負ったり、あるいは報告義務や評価を通じて事実上削除を強制される場合、間接的な検閲類似行為ではないか。

【弁護士】

意見 3-26 保護を求められる者の範囲の不明確性

【保護を求められる者の範囲の不明確性】

「違法」情報に通報者自身の利益に関わらない法令違反の情報を含めることは、第三者からの削除等の要請・請求の乱発を招くことから、避けるべきである。また、例えば、部落差別に関する投稿など、直接の被害者が声を上げづらい（あえて上げない）内容について、第三者に削除請求権が認められるべきかという問題もあるが、行政又は行政が影響力を与えうる者・団体からの削除請求に関しては検閲や表現の自由との関係で問題があることから、削除等の要請・請求の主体については慎重に検討すべきである。

【弁護士】

2.プラットフォーム事業者に対する規律

意見 4-1 プラットフォームがすべてのユーザーの報告を平等に扱い、一定時間内に対応することを義務付けることは、運用上不可能であり、違法または有害なコンテンツの拡散を減らすという目標を達成することはできない。

方針、プロセス、システムの透明性

プラットフォームは、自社のポリシー、プロセス、システムを公開し、重要なアップデートが行われた際にはユーザーに通知することで、ユーザーが自社のプラットフォームで何が許され、何が許されないのか、コンテンツのモデレーションがどのように決定されるのかを知ることができるようにすべきである。

例えば、Meta では、当社のポリシー (<https://transparency.fb.com/ja-jp/policies/>)、執行プロセス (<https://transparency.fb.com/ja-jp/enforcement/>)、選挙の完全性 (<https://transparency.fb.com/ja-jp/features/approach-to-elections/>) やセキュリティの脅威などの問題に対する対策 (<https://transparency.fb.com/ja-jp/metasecurity/>)、ポリシーの執行方法、データ要求への対応方法、知的財産の保護に関するデータ (<https://transparency.fb.com/data/>) を、日本語訳して現地の法律に基づいてブロックされたコンテンツ（コミュニティ基準／ガイドライン違反により削除した違法コンテンツは含まれない）や日本における政府からのユーザーデータ要求に対応したレポート (<https://transparency.fb.com/data/content-restrictions/country/JP/>) を含む情報を当社の透明性センター (<https://transparency.fb.com/ja-jp/>) で公開している。

ユーザー レポート

我々は、利用者が容易にアクセス可能な報告チャンネルを通じてポリシー違反や苦情を報告でき、またプラットフォームの決定と対応を通知されるべきであることに同意する。しかし、プラットフォームがすべてのユーザーの報告を平等に扱い、一定時間内に対応することを義務付けることは、運用上不可能であり、違法または有害なコンテンツの拡散を減らすという目標を達成することはできない。

ユーザーからの通報は、有害なコンテンツに関する信頼できるシグナルではないことが多い。プラットフォーム運営者による違法コンテンツの自

主的な削除またはブロックに関する上記のコメントで述べたように、ユーザーからの通報は、必ずしも適切でない場合がある。例えば、ユーザーは単に気に入らない、あるいは同意できないコンテンツを報告するが、必ずしもプラットフォームのポリシーや現地の法律に違反しているわけではない。例えば、政治的なコンテンツは、ポリシーに違反していないが、人々の政治的見解や意見を反映したコンテンツは報告されることが多い。コミュニティ内のデジタル・リテラシーが低いことも、ユーザー報告の信頼性を低下させる一因となっている。たとえ簡単に利用できるようになっていたとしても、利用者通報を行う選択肢や方法を、人々があまり認識していない可能性がある。

例えば Meta では、ポリシーに違反していると思われるコンテンツや権利を侵害していると思われるコンテンツをユーザーや非ユーザーが報告できるように、さまざまな報告ツールや報告チャンネルを提供している。また、利用可能なすべての報告チャンネルと報告方法をユーザーに知らせるヘルプセンター記事も用意している (<https://help.instagram.com/192435014247952>)。

有害とみなされるコンテンツは、ユーザーに与えるリスクと危害のレベルが同じではない。有害なコンテンツの潜在的な危害の重大性、緊急性、および普及率は、コンテンツモデレーションの努力に優先順位をつける際に考慮される必要がある。例えば、暴力を助長し、すぐに拡散する可能性があるコンテンツの一部は、企業やスポーツチームについて誤解を招いたり、虚偽であったりする可能性があるコンテンツよりも、コミュニティにより大きなリスクをもたらす。プラットフォームに対して、すべてのユーザーからの報告を平等に扱い、対応することを要求することは、プラットフォームの安全性を低下させるという意図せざる結果をもたらす危険性がある。なぜなら、企業は、それがもたらす可能性のある潜在的な危害にかかわらず、ユーザーの報告をトリアーजするためにコンテンツモデレーションリソースを割り当て、優先順位をつける必要があり、より有害な可能性のある他のコンテンツのリスクを負うことになるからである。

【Meta Platforms Inc.】

意見 4-2 削除等の基準を詳らかにすることによる弊害があるのではないか

まず、「削除等の基準について、利用規約違反の情報は削除できる旨の曖昧な書き方となっており不透明」との指摘について、Google を含む多くのプラットフォームは、自らのサービス上で削除されることになるコンテンツについてのルールを定め、そのルールを利用規約に参照することで組み込む構成を取っているため、「利用規約違反の情報は削除できる」という規定自体は明確であり、これを不透明と指摘することは、課題の指摘として不適切である。

削除等の基準について検討されるべきは、サービスが定めているコンテンツに関するルールが十分に明確か、という問題であるところ、この点については、投稿者の予測可能性という観点から、このようなコンテンツのルールがある程度の明確性を持っていることは必要であるが、同時に、詳細に書きすぎることによる次のような不利益もあり、全てを詳らかにすることはできないことを考慮する必要がある。例えば、具体的な禁止事項として定めることによって、かえって悪質なユーザーがルールの抜け穴を見つけてしまうことを誘発したり、本質的に同じ問題であっても新たな表現方法が取られることで対応できなくなるなど、オンラインでのユーザーの安全性を低下を意図せず助長してしまう可能性がある。

【グーグル合同会社】

英米の事業者は細則主義でない原則主義で具体的な規程を逆手に取った乱用を防いでいるのしょうから、この曖昧さは問題と思えません。

【個人】

意見 4-3 削除等の基準の曖昧さが指すところを確認したい

また、「削除等の基準について、利用規約違反の情報は削除できる旨の曖昧な書き方となっており不透明」とあるが、削除等の措置の対象がプラットフォーム事業者のガイドライン等により具体的に示されていないこと、またはガイドライン上「削除することがあります」といったプラットフォーム事業者の措置に裁量のある記載となっていることのいずれを問題として捉えているか、より明確化していただきたい。

【ヤフー株式会社】

意見 4-4 被害実態の意味するところを確認したい

「被害実態」とあるが、投稿によって利用者に「権利侵害」が生じた場合とは異なる範囲を想定しているか、「被害実態」が何を意味するか具体的にお示しいただきたい。

【ヤフー株式会社】

意見 4-5 法律上は削除義務のない情報であるにもかかわらず、「被害実態に則し」て削除する利用規約等の整備を求められる場合、プラットフォーム事業者に情報削除圧力がかかるのではないか

法律上は削除義務のない情報であるにもかかわらず、「被害実態に則し」て削除する利用規約等の整備を求められる場合、プラットフォーム事業者に情報削除圧力がかかり、表現の自由や営業の自由という観点から深刻な問題を惹起しかねないため、極めて慎重かつ丁寧に議論を進めるべきである。

【一般社団法人 日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部会データ戦略 WG】

意見 4-6 削除の体制は各事業者の自主的な判断に任せるべき

また、削除の体制は、経営目的を達成するための手段の設計という企業経営の根幹に関わるテーマであり、そのための手段も日進月歩であることを受け、法律において詳細をさだめるべきではなく、各事業者の自主的な判断に任せるべきである。

【グーグル合同会社】

意見 4-7 個人の投稿と報道は明確に区別するべき

その際、根拠がはっきりしない個人の投稿と時間と労力をかけて裏付け取材がなされた報道とは明確に区別すべきだ。報道機関は取材活動に基づき情報発信を行っており、公正な取材に基づいた正当な批判・論評と有害な誹謗中傷とは明らかに異なるものである。報道の自由が不当に侵されることのないよう十分に考慮するよう求める。

【一般社団法人 日本新聞協会】

2.プラットフォーム事業者に対する規律

(1)対象となる事業者

意見 5-1 規模の大小にかかわらず、すべてのプラットフォームには、ユーザーコミュニティを危害から守り、合理的に可能な限り有害なコンテンツがない情報エコシステムを確保する責任がある。

デジタルプラットフォームのエコシステムを守ることは、一部のプラットフォームの責任であってはならない。規模の大小にかかわらず、すべてのプラットフォームには、ユーザーコミュニティを危害から守り、合理的に可能な限り有害なコンテンツがない情報エコシステムを確保する責任がある。一部のプラットフォームだけでなく、すべてのプラットフォームにおいてユーザーの安全を確保するためには、業界を挙げての取り組みが必

要である。

異なる規則と義務を適用できるようにプラットフォーム事業者を異なるカテゴリーに分類しようとする試みは、プラットフォームの責任と努力、業界全体に矛盾を生じさせ、また一部のプラットフォームとその他のプラットフォームとの差別的な扱いをもたらす危険性がある。また、脅威行為者が、標的とされたプラットフォーム運営者と同じ規則および義務の対象とならない可能性のあるプラットフォームに潜伏することを可能にする。

さらに、異なる規則や義務を適用する目的で分類を導入することは、規則の対象となる企業と規制当局の双方にとって、コンプライアンスに不釣り合いなコストをもたらす可能性がある。

機能ベースの分類（ソーシャルメディアサービス、OTT ビデオストリーミングサービス、検索エンジンなど）は、急速に変化するデジタル技術の状況を考慮すると、すぐに時代遅れになる危険性があり、また、1つの企業、製品、サービスが実行しうる機能の範囲を規則が適切に反映することができない。企業は、異なる機能分類に付随する複数の重複した冗長な規則の適用を受ける可能性があり、その結果、不釣り合いな重複したコストと労力が発生することになる。

そして最後に、複雑な機能分類は新規参入の障壁となり、経済成長を阻害する可能性がある。

それは、原則、システム、結果に基づくものであり、企業が革新し、ユーザーコミュニティにとって最善の利益となる方法で対応するのに十分な柔軟性を提供し、言論の自由、プライバシー、安全性を含むユーザーの権利を尊重し、ポジティブなユーザー体験を保証するものである。

テック企業がこれをどのように達成するかは、サービスやプラットフォームの種類によって大きく異なるだろうが、その場合、その取り組みを詳細に記した透明性報告書を定期的に公開することが求められる可能性がある。（再掲）

【Meta Platforms Inc.】

意見5-2 規律の対象を利用者数やサービスの目的・性質などを考慮して検討していくとした点は妥当

プラットフォーム事業者に対し削除指針の策定・公表や措置申請窓口の明確化などを求める規律について検討を進めていく方針が示された。ネット上の誹謗中傷などの違法・有害情報の流通が深刻な状況に鑑みれば、やむを得ない方向性だと受け止める。規律の対象を利用者数やサービスの目的・性質などを考慮して検討していくとした点は妥当だ。今後の具体的な制度設計に向けては、引き続き、表現の自由に考慮した慎重な検討が欠かせない。

【一般社団法人 日本新聞協会】

意見5-3 措置を求める事業者の範囲を明らかにするべき

本項で検討する具体的な措置を求める事業者については、現段階では、どのようなサービスを対象とするのか具体的に示されていないことから、まずはその範囲を確定する必要があるものと考えます。

その上で、当該範囲に含まれるサービスの事業者に対して、想定している具体的な措置について、意見を述べる機会が与えられるべきである。

【一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構】

本項で検討する具体的な措置を求める事業者については、対象となるサービスが具体的に特定されなければ、具体的に課される措置の適切性を検討することは極めて困難である。まずは規律が適用となる具体的なサービスの範囲を確定してから、当該範囲に含まれるサービスの事業者に対して想定している具体的な措置について、意見を聞くべき機会が与えられるべきである。

【アジアインターネット日本連盟】

本項で検討する具体的な措置を求める事業者については、対象となるサービスが具体的に特定されなければ、具体的に課される措置の適切性を検討することは極めて困難であり、立法におけるデュー・プロセスに悖るという点は、「責務」において述べた通りである。まずは規律が適用となる具体的なサービスの範囲並びに考慮要素とその適用基準値を確定し、対象とする事業者・サービスを確定する際におけるその具体的な当てはめを含めて透明性の観点から公開するべきである。そこから、当該範囲に含まれるサービスの事業者に対して想定している具体的な措置について、意見を聞くべき機会が与えられるべきである。

【グーグル合同会社】

「プラットフォーム」の定義が不明であり、対象となる「サービス」も不明であるため、対象となる事業者の範囲も不明である。したがって、適切な者から適切なコメントが寄せられないおそれがあるため、議論の範囲を明確にすべきである。

【弁護士】

【「プラットフォーム」の定義の不明確性】

「プラットフォーム」ないし「プラットフォーム事業者」を規律の対象として念頭においていると見受けられるが、それらの定義が曖昧である。すなわち、「不特定の者が情報を発信しこれを不特定の者が閲覧できるサービス」を「プラットフォーム」とし、それを「提供する者」を「プラットフォーム事業者」(P7)と定義されているが、いずれもあまりに抽象的といわざるをえず、規律の対象となる者や団体が明確に特定されていない。これでは対象を的確にとらえているのか、検討の方向性の是非を議論することすら難しい。法令の適用範囲に関しては明確でなければならないとされており、その基準は、判例上、「通常の判断能力を有する一般人の理解において、具体的場合に当該行為がその適用を受けるものかどうかの判断を可能ならしめるような基準が読み取れるかどうか」(最大判昭和50年9月10日刑集29巻8号489頁。徳島市公安条例事件(なお、明確性の原則が表現の自由に適用されることは、最大判昭和59年12月12日民集38巻12号1308頁の税関検査事件によって判示されている。))とされている。それ故、少なくとも上記のような「プラットフォーム」ないし「プラットフォーム事業者」の定義は、明確性の原則から問題がある。

したがって、現状の定義では、表現の自由を制約する法令に適用される明確性の原則に抵触する可能性があり、憲法上問題がある。今後の検討により仮に規律の対象を再定義するのであれば、上記の明確性の原則を踏まえて一義的に判断可能な定義にすることが不可欠である。

【弁護士】

【「事業者」の定義の不明確性】

「事業者」の定義の曖昧がゆえに、以下の2点の問題も生じる。

①表現の自由(流通)と知る権利に対する制約が強度となる可能性がある

対象とする事業者の定義が曖昧であると、事業者にとって自らが当該対象となる事業者に該当するかの判断が困難となり、本来法令が規制の必要がないと考えた事業を営む事業者も保守的な対応をして投稿の削除等の対応を行う可能性が高くなる。

したがって、情報の自由な流通が阻害される可能性が高くなり、結果として憲法上保証された表現の自由(流通)(憲法21条1項)に対する制約や「表現の自由と表裏をなす国民の『知る権利』」(最大判昭和44年11月26日刑集23巻11号1490頁。博多駅フィルム提出命令事件)に対する制約が強度になる。

②事業者の負担（営業活動の自由への制約）が大きくなる可能性がある

最終的に法令による義務付けの内容によるものの、特定の情報を迅速かつ適切に削除する等の対応を行うことが求められる場合（P7）、従来の自主的な対応及び紛争手続への対応に加え、さらなる予算や人員を当該義務へ対応させることが求められる。その対応に関するコストも、サービスの性質ごとに異なる（例えば、文字情報なのか、動画なのか、どの程度の長さのコンテンツなのか等によって当然異なる。）。

それにもかかわらず、曖昧な「事業者」という定義によってこのような過大な「責務」を負担させることは、事業者に不合理な不利益を強いるものであり、憲法 22 条 1 項が保障する事業者の営業の自由（最大判昭和 47 年 11 月 22 日刑集第 26 巻 9 号 586 頁。小売市場判決は「憲法 22 条 1 項は、国民の基本的人権の一つとして、職業選択の自由を保障しており、そこで職業選択の自由を保障するというなかには、広く一般に、いわゆる営業の自由を保障する趣旨を包含しているものと解すべき」と判示。）への制約となりえる点で問題がある。

【弁護士】

【規制対象範囲の合理的根拠】

対象とする「事業者」を定義づけるに当たっては、規制の対象となる業種と対象とならない業種の線引きについて、事実に基づく合理的な区別の理由が説明可能なものとするべきである。そうでない限り、情報を迅速かつ適切に削除する等の対応を行うことが求められる（P7）に当たって多大な負担を負う事業者とそうでない事業者との間で公平性を欠き、差別的取り扱いを行う点で憲法 14 条 1 項との関係で問題がある。

また、ある業種の一部の事業者のみに限るのであれば、同じ表現の自由に対する制約であるにもかかわらず、事業者による差異を設けることになるから、合理的な理由が必要である。

さらに、対象となる事業者を定めるにあたり、利用者数等の数値的な閾値を定めるのであれば、当該閾値が適切であることについて事実に基づく合理的な説明が可能なものとするべきである。例えば、特定の一又は複数の事業者を規制対象とすることを念頭におき、当該事業者のみが満たすような閾値を設定することは、実質的に当該事業者を名指しで規制しているのと同じであり、一般的抽象的規範という法規として備えるべき性質（憲法 41 条における「立法」で求められる性質であって、「法律が不特定多数の人に対して、不特定多数の場合ないし事件に適用される」との性質（芦部信喜著『憲法[第7版]』306 頁）を欠いているといわざるを得ない。そのため、あくまで数値それ自体が閾値として合理的であると説明可能なものとするべきである。

【サービスの内容による比較考量利益の違い】

プラットフォームにおけるサービスの内容として、1対1でコミュニケーションを内容とするものであれば、下記Ⅲ4（2）のとおり、憲法上侵すことができないとされる通信の秘密（憲法 21 条 2 項及び電気通信事業法 4 条 1 項）との関係で問題がある。

【弁護士】

意見 5-4 措置の対象となる事業者の範囲は必要最小限にするべき

責務より更に重い、具体的な措置を事業者に求めるのであれば、その範囲は、今回の検討の趣旨に照らし、どのようなサービスが問題となっているか、具体的に明らかにした上で、問題に対処するため、規制の外縁を明確かつ必要最小限のものとするべきであり、立法事実を欠くものについてまで規制が及ぶことは厳に避けるべきである。

<p>【一般社団法人新経済連盟】</p> <p>誹謗中傷等の情報の流通が発生する蓋然性を考慮すると、例えば電子商取引に関し取引参加者間で連絡を行うための掲示板など利用者同士の自由なコミュニケーション以外を目的とするプラットフォームは区別すべきではないか。また、利用者数やサービスの性質を考慮して対象を定める例として、改正電気通信法の「媒介相当電気通信役務」の例があるが、同法とは規制の趣旨が異なることから、対象が適切な範囲となるように留意していただきたい。</p> <p>【ヤフー株式会社】</p>
<p>事業者の範囲については、違法・有害情報が流通した場合の被害の大きさ（拡散の速度や到達する範囲、被害回復の困難さ等）、事業者の経済的活動（特に新興サービスや中小サービスに生じる経済的負担の問題）や表現の自由に与える影響、削除等の社会への影響等を踏まえて、慎重に検討すべきである。また、プラットフォームの定義も不明確であり、検討の前提となる事業者の範囲について、まず、画定していくべきである。</p> <p>【一般社団法人クリエイターエコノミー協会】</p>
<p>意見 5-5 海外事業者にも同様の規律が課されるべき</p>
<p>また、海外事業者にも国内事業者と等しく規律が適用されるようにすることには賛成であるが、仮に海外事業者には適用しない（できない）規律があるのであれば、国内事業者に対しても同様とすべきである。</p> <p>【一般社団法人新経済連盟】</p>
<p>意見 5-6 日本が英米の事業者に合わせることも考えられる</p>
<p>内外無差別にするには、英米の事業者が日本に合わせるのではなく、日本が英米の事業者に合わせることもできると思います。</p> <p>【個人】</p>
<p>意見 5-7 国内事業者のみならず、海外事業者に対しても等しく規律が適用されるようにすることが必要不可欠であり、単に法律で義務を規定するだけでは不十分であり、過料その他による制裁を規定するほか、様々な方法・手段により義務を履行させるための制度設計が必要不可欠</p>
<p>近時、違法・有害情報の流通や誹謗中傷が問題となっているプラットフォームは、海外事業者が運営しているものが中心となっている。例えば、違法・有害情報相談センターの令和4年度の相談件数の事業者別内訳を見ると、1位がTwitter(15.3%)、2位がGoogle(9.6%)、3位がMeta(4.1%)というように、海外の巨大プラットフォーム事業者の運営するサービスが上位を占めている。</p> <p>このような現状に鑑みると、違法・有害情報に対する具体的な措置を求める事業者については、国内事業者のみならず、海外事業者に対しても等しく規律が適用されるようにすることが必要不可欠である。海外事業者に対して実効性のある規制を及ぼさないことは画竜点睛を欠くのみならず、あまりにも現下の実情を無視するものとなる。</p> <p>しかしながら、巨大プラットフォーム事業者を含む海外事業者によるこれまでの対応の経過を見ると、我が国の法令が十分に遵守されてこなかったという現実がある。例えば、発信者情報開示の場面においては、海外事業者は、我が国の法令によって定められた外国法人の登記義務を履行せず、発信者情報開示のために海外送達・送付が必要とされるなど、手続に著しい支障が生じていた。この問題については、令和4年3月に、法務省と総務省が共同して、登記義務を履行していなかった海外事業者に対し、登記義務を履行しなければ過料を科すことを警告する要請文を送付するなどし</p>

てようやく実現した。

以上のような前例に鑑みると、プラットフォーム事業者に対する規律については、その実効性を確保するために、単に法律で義務を規定するだけでは不十分であり、過料その他による制裁を規定するほか、様々な方法・手段により義務を履行させるための制度設計が必要不可欠である。

【一般社団法人日本音楽事業者協会】

意見 5-8 「責務の対象とする事業者の範囲」からメッセージングサービスは除外されるべき

「責務の対象とする事業者の範囲」については、事業者の規模や利用者数の多寡によって定めることは適当ではなく、サービスの目的・性質、透明性・アカウントビリティ確保に係る対応状況を考慮すべきであると考えます。

なお、メッセージングサービスについては、通信の秘密の確保を保障するため、プラットフォーム事業者は、原則としてユーザー間のやり取りの内容を確認等することができない（暗号化している場合には、プラットフォーム事業者において内容を確認できない場合がある。）性質のサービスであり、除外されるべきである。

【LINE 株式会社】

意見 5-9 対象となるプラットフォーム事業者が策定する、または事業者と共同で策定する、業界レベルの自主的または共同規制的な行動規範の提案を支持する。

業界行動規範

この方針案の背景部分で説明があったように、2022年8月に発表された研究会の「第2次取りまとめ」では、透明性と説明責任を確保するために、業界の行動規範の導入が提案されていた。法規制の代替または補足として、我々は、対象となるプラットフォーム事業者が策定する、または事業者と共同で策定する、業界レベルの自主的または共同規制的な行動規範の提案を支持する。このような行動規範は、EU やオーストラリアの偽情報規範、ニュージーランドのオンライン安全・有害行為規範に見られるように、次のような機会を提供する：

- 政策手段を監視、観察、テストし、政策決定に役立つ証拠を収集する；
- 政府とステークホルダーとの継続的な対話と協力を促進する；
- 現地の懸念に対応しつつ、グローバルな業界標準に合わせる；
- 既存の法律を補完し、より広範な政策と立法の枠組みを支援する。
- 変化し続ける脅威や新たな脅威に対して、反復、改善、適応、迅速な対応ができる柔軟性が高まる。

技術的な要件や義務が適切で、実現可能／運用可能であり、市場のプラットフォームリスクに適したものであることを保証するため、業界の代表者や企業自身がこれらの実施規範の策定に関与することが重要である。

特筆すべきは、ニュージーランド・コードが最近、世界経済フォーラムの報告書で、システムと成果に基づく自主規制アプローチのベスト・プラクティスの例として紹介されたことである。

(https://www3.weforum.org/docs/WEF_Global_Coalition_Digital_Safety_Risk_Assessments_2023.pdf) (再掲)

【Meta Platforms Inc.】

2.プラットフォーム事業者に対する規律

(2)事業者による違法情報の削除等に関する枠組み

ア 削除等に関する基準

① 削除指針

意見 6-1 削除等の基準は具体的な文言などを用いて明確にするべき

「誹謗中傷は NG」のような抽象的なルールだけではなく、下の例のように具体的にどのような発言が NG なのかを明確にし、適宜見直していくべきだ。

例) 配信サイトにおける NG となる視聴者コメント

・ 煽り行為

「おまえは〇〇より人気がないな」

「おまえはランキング落ちたな」

「おまえはオワコン」

「おまえは過疎(※視聴者が少ないという意味)だな」

・ 配信者の尊厳を傷つけるデマ

「おまえは職場で嫌われている」

「おまえは他の配信者から嫌われている」

「おまえは息子(※実在しない)をほったらかしにしているのか？」

「おまえは金の亡者だな」

・ 揚げ足取り、ミスを過剰に責める

「おまえが 2 年前に遅刻したせいで多くの人に迷惑をかけた。いくら謝っても許されるものではない」

「(たまたま通りがかりの人が放送に映り込んでしまったにも関わらず) 今、一般の人を映したな。警察に通報する」

・ 危害予告、または配信者に恐怖を抱かせるコメント

「おまえは俺をブロックした。絶対に許さない」

「おまえの職場をめちゃくちゃにしてやる」

・ 配信者による誹謗中傷や荒らし誘導

配信者「〇〇という配信者はろくでもない人間だぞ！」

※その後、その放送の視聴者が配信者〇〇の放送を“荒らし”にいく。荒らし誘導。

【個人】

意見 6-2 削除指針の策定・公表に賛成

プラットフォーム事業者に対し削除指針の策定・公表や措置申請窓口の明確化などを求める規律について検討を進めていく方針が示された。ネット上の誹謗中傷などの違法・有害情報の流通が深刻な状況に鑑みれば、やむを得ない方向性だと受け止める。規律の対象を利用者数やサービスの目的・性質などを考慮して検討していくとした点は妥当だ。今後の具体的な制度設計に向けては、引き続き、表現の自由に考慮した慎重な検討が欠かせない。その際、根拠がはっきりしない個人の投稿と時間と労力をかけて裏付け取材がなされた報道とは明確に区別すべきだ。報道機関は取材活動に基づき情報発信を行っており、公正な取材に基づいた正当な批判・論評と有害な誹謗中傷とは明らかに異なるものである。報道の自由が不当に侵されることのないよう十分に考慮するよう求める。(再掲)

【一般社団法人 日本新聞協会】

意見 6-3 削除指針において識別情報の摘示を削除の対象とするようにすべき

「削除指針」には、日本固有の問題である部落差別についても考慮に入れる必要がある。少なくとも「識別情報の適示」については「要配慮個人情報」と定め、「申し出があった場合に直ちに削除する」などの指針が必要である。この場合、何が「識別情報の適示」にあたるかは、地域性が非常に高いことから、削除すべきものが削除されないことやその逆など、判断を誤る場合もある。被害者らの他に、事業者が判断するために相談する機関についても、具体的に考えるべきだ。地元の自治体や支援団体、研究機関を積極的に活用して問題解決するべきだ。「識別情報の適示」についての考え方を示されたい。

【個人】

意見 6-4 公表する削除指針の粒度は留意が必要

判断基準の詳細まで公表した場合、当該公表情報の悪用（判断基準のすり抜け、判断基準に定義されていない違法・有害情報に関する投稿等）につながる懸念があることについて、留意すべきであると考えます。

【LINE 株式会社】

意見 6-5 削除指針の策定・公表に向けて政府が最低限の基準を示すべき

削除指針の策定・公表に向けて、①違法・有害情報であることの該非判断の困難さ、②削除等に伴う表現の自由への萎縮効果が生じること等を踏まえ、望ましい削除指針の案、及び削除指針に従った削除等の措置につきプラットフォーム事業者が免責されるべきこと等も合わせて関係者間での議論が必要であり、これを十分に踏まえることを前提に政府が最低限の基準を示すべきと考えます。

【KDDI 株式会社】

意見 6-6 公表する削除指針の粒度はプラットフォーム事業者に一定の裁量を与えていただきたい

利用者に対してコンテンツモデレーションの透明性を確保し、プラットフォーム事業者による投稿の削除措置等による不意打ちを防止する観点から、削除指針の策定・公表を行う方向性については理解する。しかし、詳細な削除指針を公表すると、かえって一部の悪質な利用者がそれを逆手に

とって削除を逃れるリスクが生じることにも、配慮いただきたい。例えば、類型別に削除対象を示すような規定であっても、それに一定程度の明確性が認められれば、削除指針の公表として足りるとするなど、公表する削除指針の粒度はプラットフォーム事業者に一定の裁量を与えていただきたい。

【ヤフー株式会社】

削除指針の具体的な内容等については現時点では明らかではないが、削除すべき投稿等であるかの判断は、必ずしも明確な指針や基準によって機械的に行うことができるものではないと考える。

指針の内容等の検討に当たっては、これに該当しない種類の投稿等、抜け道を作ることがないように、一定の裁量をもって事業者が対応できるよう留意すべきである。

【一般社団法人新経済連盟】

仮に「削除指針」の公表が求められるものとしても、明確性やわかりやすさは一義的に定まるものではない上に、上記の通り、悪意のあるユーザーによる回避行為などの詳細に書きすぎることの不利益もあるため、「明確かつ分かりやすい表現」の詳細については、各サービスの内容や利用者の実態などの諸事情を考慮してどの程度の詳しさがあれば明確かつ分かりやすいか、どの程度の記載であれば悪意ある者からユーザーを守れるかなどの考慮が必要であることから、プラットフォーム事業者の合理的判断に委ねられるべきである。

【グーグル合同会社】

意見 6-7 違法情報でない情報の削除に係る削除指針は事業者の裁量によって定められるべきであり、責務や規律の対象とするべきではない

なお、違法情報ではない情報についても、事業者が自主的に削除する場合もあるが、この自主的な削除にかかる削除指針は、プラットフォーム事業者のサービスの特性・目的（ミッション）、社会的責任についての問題意識、ポリシー運用のオペレーション上の要素などを含む、さまざまな観点でデザインされるものであり、各事業者の裁量により定められるべきものである。法的な「責務」とされるべきものでもなければ、削除しないことについて責められるべきものでもない。この点に、「責務」や「規律」を課すことで直接・間接にこのような法的義務を超えた削除について影響を与えることは不適切である。

【グーグル合同会社】

意見 6-8 削除等の基準等が日本の法令や被害実態に則していないという指摘は当を得ていない。

Google の製品・サービスのポリシーは、そのサービスの特性上、世界中のいかなる地域でも一貫して適用されるために、グローバルなものである。文化的・歴史的な理由等により、各国・地域において許容できない種類の言論が存在する場合には、その表現の削除の是非は、表現の自由とのバランスを踏まえた上で、それぞれの国の法令または判例により定められるものと理解しており、Google はこれらに従っている。

日本では、例えば名誉毀損やプライバシー侵害のように、法令や判例が明確に違法なコンテンツを定義しプラットフォーム事業者に削除義務を課す場合には、当該コンテンツを削除することとなっている。したがって、削除等の基準等が日本の法令に則していないという指摘は当を得ていない。

また、「削除等の基準等が日本の法令や被害実態に則していない」という指摘については、「被害実態」の有無で削除義務が異なるという趣旨で記

載されているとすれば問題である。すなわち、仮にプラットフォーム事業者が日本の法令に従った削除を行っていたとしても被害実態に照らして不十分な部分が残るといふ趣旨であれば、それは日本の法令が被害実態に則していないということに他ならず、まずは日本の法令の見直しを行うべきである。仮に、日本の法令に従った削除が行われていないため被害実態が改善されないといふ趣旨であれば、「被害実態」を考慮する必要はない。「被害実態」があるから削除義務が存在しなくても削除すべきだ、といふ趣旨で記載されているとすれば、表現行為の一方当事者の言い分のみで常に表現を削除しなければならないことにつながりかねず、表現の自由の規制に反する広範な規制となって問題である。

【グーグル合同会社】

意見 6-9 「被害実態」に即した「削除指針」の策定については、意図するところが不明確

【「被害実態」とそれに即した削除指針の意味内容の不明確性】

「被害実態」に即した「削除指針」の策定については、意図するところが不明確である。

仮に、法令で被害回復が図れない点について「削除指針」を作成・運用し、事業者に任意削除を求めるといふことであれば、法令で許容される表現についても削除されることになりかねず、表現の自由に対する過度の制約となり、上記Ⅱの指摘と同様に実質的に憲法上禁止される検閲に等しいほどに強度な表現の自由に対する制約であるといえ、憲法上問題である。本来被害回復が図れるべきなのにもかかわらず投稿削除を請求する権利が認められていないことが「被害実態」であるといふのであれば、それは当該請求権が法令上認められるよう手当をすべきものであり、事業者の自主的な削除により解消を図るべきものではない。

【弁護士】

意見 6-10 責務及び規律の対象が違法情報であれば、削除指針もそれ以上にはならないことから策定意義が不明である。

本検討の方向性で責務及び規律の対象となる情報は、違法情報（その範囲について法令や判例により削除請求権が認められているものに限定すべきことについては上記で述べたとおり。）に限定されているという理解であるが、この理解でよいか確認されたい。

この理解を前提とすると、ある情報の削除を行うか否かに関する「削除指針」については法令や判例で定められていることになるから、「日本の法令」に則した「削除指針」は「日本の法令・判例に従う」という以上の意味を持たないため、それ以上の削除指針を策定しなければならないとする実質的意義が不明である。

また、「被害実態」に則した「削除指針」について、被害実態があれば、日本の法令・判例では削除義務がない情報であったとしても、「削除指針」を策定して公表せよ、といふ趣旨であるとするならば、各法で定める削除義務を超える削除についても責務や規律を求めるものに他ならず、適正手続に反する広範な削除義務の拡大につながり、不適切である。

【グーグル合同会社】

意見 6-11 削除指針の策定については、さまざまな点を考慮して慎重に検討すべき

削除指針の策定については、さまざまな点を考慮して慎重に検討すべきである。例えば、細かく策定すればするほど、新たなケースに対応しにくくなったり、プラットフォームの特性を踏まえず不合理な内容になったりするおそれがある。

【一般社団法人クリエイターエコノミー協会】

意見 6-12 海外向けのサービスを対象に含めることは、国家主権との関係で問題を大きくする恐れがある

今回の議論は、日本国内向けサービスを対象としていることでよいか。海外向けのサービスを対象に含めることは、国家主権との関係で問題を大きくするおそれがある。

【弁護士】

意見 6-13 「日本の法令」等に基づく削除指針とグローバルポリシーとの区別が不明確

【「日本の法令」等に基づく削除指針とグローバルポリシーとの区別】

日本の法令等に基づく「削除指針」と既にあるグローバルポリシーとの関係性（主として適用関係）が不明確である。仮に「日本の法令」等に則してグローバルポリシーに上乘せした「削除指針」を策定すること（グローバルポリシーに則った場合には削除されないが日本国内での投稿については削除すべき基準を定めること）を想定しているのであれば、当該削除指針に基づく対応は適用範囲をあくまで日本向けのサービスに限定しなければおかし。ボーダーレスなインターネットの特性上、上乘せ部分の効果をグローバルに求めるのであれば、グローバルポリシーを変更することを求めているに等しい。各国がそれをすればグローバルに最も規制された表現の自由しか実現されなくなる。それはもはや表現の自由とは程遠いといえる。

【弁護士】

意見 6-14 削除指針の策定を求めることは、表現の自由への制約になりかねない

「1」の「責務に沿った指針」を作成することを強制するのは、事実上、政府がインターネット上の言論を監視することにつながる危険がある。

仮に所管官庁や警察等が情報の指定を行ったり、削除を指示することになるのであれば、それは間接的な検閲類似行為ではないか。なお、法的義務でないとしても、「指針」に基づき社会的な同調圧力がかかり、最終的にプラットフォーム事業者が事実上削除を強制されるような効果を伴う場合、それはプラットフォーム事業者の営業の自由・表現の自由の侵害である。

【弁護士】

自社のプラットフォームにどのような情報を流通させるかはプラットフォーム事業者の裁量で決定すべきところ、「1.の責務を踏まえた『削除指針』」の策定を強制（あるいは事実上強制）することは、運用状況の公表、運用結果の評価と相まって、実質的にプラットフォーム事業者自身の表現の自由・営業の自由の侵害となる。どのような削除指針を策定するかは、プラットフォーム事業者の裁量の範疇の問題であり、政府等が強制すべき事項ではない。

▶プラットフォーム事業者としても、人格権・著作権等を侵害することが明らかな表現は削除している。今回議論されている「指針」がそれ以上の内容を求めるものだとすれば、プラットフォーム事業者の表現の自由・営業の自由・裁判を受ける権利等を侵害するものである。

【弁護士】

【検閲類似の機能】

特定の監督官庁の指導の下、「削除指針」の策定を求めることは、上記Ⅱのとおり、憲法上禁止される検閲に等しいほどに強度な表現の自由への制約になりかねない。

上記Ⅱのとおり、各プラットフォーム事業者は、表現の場を提供するに当たって、当該場においてどのような表現がなされるべきかについて、自らの価値観に基づき自主的なルールを作成し、それに従って削除等の対応を行っており、その活動は尊重されるべきものである。それにもかかわらず、一定の「削除指針」の策定を求めることは、事業者による場の運営に行政が介入するものであり、事業者に対して憲法上保証された営業活動の自由（職業遂行の自由）（憲法 22 条 1 項）への制約となりえる点で問題がある。

【弁護士】

意見 6-15 「日本の法令」を事業者が解釈判断することは過度の負担である

【「日本の法令」を事業者が解釈判断することの問題】

「日本の法令」に即した「削除指針」を策定させるべきとされているが、およそ日本国内の全ての法令を踏まえ、当該法令に違反するような表現を削除するという指針を作成・運用すべきこととなれば、従来、裁判所が行っていた法解釈と事実認定（紛争手続において判断されていた内容）を法律の専門家ではない各事業者において独自に行う必要がでてくる。

したがって、各事業者の負担を過度なものとし、仮に各事業者の判断に誤りがあった場合に投稿者等（表現者等）の救済が取れないことから、法令に則した「削除指針」の策定・運用を求めることも慎重であるべきである。

【弁護士】

意見 6-16 掲示板やまとめサイト等においては、利用規約及びポリシーがそもそも定められていないのではないか

掲示板やまとめサイト等においては、利用規約及びポリシーがそもそも定められていない、削除申請の窓口や手続きが整備されていないなど、被害者側が十分にコンテンツモデレーションの申請を行えないケースもあり、実態調査を含めた検討をすべきである。

【一般社団法人クリエイターエコノミー協会】

意見 6-17 事業者は被害実態を把握しているのではないか

英米の事業者は日本の被害実態を知った上で、例えば修正憲法第 1 条に沿って権利としての自由を尊重するために削除していないとも現状を解釈できます。

【個人】

意見 6-18 削除指針の適応外の方法で誹謗中傷する場合の対策も検討が必要

削除指針を設けるのは賛成だが、悪意ある愉快犯に至っては「削除指針」の適応外の方法で誹謗中傷して来る場合もあり得る。現時点で情報開示しても加害者側が Tor 等使って IP を隠ぺいして 身元を隠す場合もある為、柔軟に対応しなければならない。ADR ではないが相談者が頻繁に被害を訴える、ダークウェブから仕入れたツールにより位置情報がバレて端末からネットストーキングされている内容の匂わせなど、凡そ第三者から見ても削除対象に引っかけられないと判断される場合もありうる。故に「削除対象の言葉が使われたから削除対象」という枠組みで見えてはいけないと思います

【個人】

2.プラットフォーム事業者に対する規律

(2)事業者による違法情報の削除等に関する枠組み

ア 削除等に関する基準

②申請の手続等

○措置申請窓口の明示

意見 7-1 措置申請窓口の明確化に賛成

プラットフォーム事業者に対し削除指針の策定・公表や措置申請窓口の明確化などを求める規律について検討を進めていく方針が示された。ネット上の誹謗中傷などの違法・有害情報の流通が深刻な状況に鑑みれば、やむを得ない方向性だと受け止める。規律の対象を利用者数やサービスの目的・性質などを考慮して検討していくとした点は妥当だ。今後の具体的な制度設計に向けては、引き続き、表現の自由に考慮した慎重な検討が欠かせない。その際、根拠がはっきりしない個人の投稿と時間と労力をかけて裏付け取材がなされた報道とは明確に区別すべきだ。報道機関は取材活動に基づき情報発信を行っており、公正な取材に基づいた正当な批判・論評と有害な誹謗中傷とは明らかに異なるものである。報道の自由が不当に侵されることのないよう十分に考慮するよう求める。(再掲)

【一般社団法人 日本新聞協会】

意見 7-2 「窓口を明確かつ分かりやすく示すこと」のより詳細な要件を検討する必要がある

削除申請等の窓口をユーザーに分かりやすく示し、アクセスを確保すること自体には異論はない。

他方で、「明確かつ分かりやすく示す」とは具体的にどのようなことを意味するのか、これを義務付けるのであれば、事業者が明確に判断でき、対応できるような方策を検討する必要がある。

【一般社団法人新経済連盟】

意見 7-3 窓口のデザインは事業者の裁量に委ねられるべき

例えば YouTube の場合すでに、動画視聴ページで利用可能でプロダクト内の報告ツールや、法的な申立てフォーム (YouTube で違法コンテンツを報告する方法を検索したときに検索結果の上位に表示される)、YouTube ヘルプセンターの専用ページ

(https://support.google.com/youtube/answer/2802027?hl=ja&ref_topic=9387085&sjid=12740178119517309893-AP#zippy=) を通じて用意してユーザーは簡単に違法コンテンツを日本語で報告することができるようになっている。

窓口の所在が明確かつわかりやすいかについては、サービスの内容や、複雑さやデザインに応じて異なるものであり、サービス上もユーザーインターフェースは極めて重要な要素であるから、それぞれの事業者の合理的な裁量に委ねられるべきである。

【グーグル合同会社】

意見 7-4 日本語対応の義務付けによる負担は、事業者の経済的活動に支障をきたす

日本語対応の義務付けによる負担は、事業者の経済的活動に支障をきたします。

【個人】

2.プラットフォーム事業者に対する規律

(2)事業者による違法情報の削除等に関する枠組み

ア 削除等に関する基準

②申請の手続等

○申請に対する対応状況の透明化

意見 8-1 対応状況を明らかにするべき

被害者の立場で考えると、対応についての説明を受けたいと思うことは当然だ。安心してインターネットを利用することを保証するためにも、積極的に検討するべきだ。また、二次被害がないように発信者などへ対応する必要性も強調したい。プラットフォーム事業者が適切に判断して被害を拡大しないようにするため、特に発信者への対応については、被害者の意見を反映させたものであることが原則で、対応については透明化させるべきだ。一方、「MIT ライセンス」を採用するプラットフォーム事業者に説明を求めると、情報を発信したユーザーへの直接対話するよう促しがあり、それが主たる解決方法となる。被害者が加害者と直接やりとりすることは負担が大きく、対話に踏み出すことは困難だ。裁判も費用がかかり難しく、現状でも「泣き寝入り」は多い。やはり権限のある人権侵害を救済する機関の設置は必要不可欠だが、この点についての考えを示されたい。

【個人】

カリフォルニア州法などと異なり日本の法律が雇用主に対してリクルーティングに透明性を求めていることと不釣り合いですが、大枠には異論ありません。

【個人】

意見 8-2 「申請等の受付に関する通知に対して返答を行うこと」の一定の要件について、実効性のある方策を検討する必要がある

「申請等の受付に関する通知に対して返答を行うこと」の意味するところが明らかでないが、事業者が申請等の受付の通知を申請者等に行うことと解してよいか。

また、大規模な事業者においては、申請件数は膨大なものとなり、また、その内容も多様なものとなることが想定される。事業者がその全ての申請に関する判断の理由を説明しなければならないこととすると、個別の理由を詳細に説明することは大きな負担であり、その説明内容はある程度定型的なものとならざるを得ない場合もあると考えられる。

また、「一定の要件を満たす申請」の想定するところが明らかでないが、上記の点を踏まえた上で、実効性のある方策を検討する必要がある。

【一般社団法人新経済連盟】

意見 8-3 申請等は様式や提出者を限定するなど一定の範囲に限定するべき

被害者等からの削除等の請求には様々な方法が考えられるが、措置理由の通知が求められる「申請等」は、例えば「プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会」公表にかかる「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」の参考書式又はこれに準ずる書式による申請に限る等、一定の範囲に限定すべきである。

なぜなら、プラットフォーム事業者が個別の情報の違法性を判断し、迅速かつ適切に対応を行うためには、削除等の申告があった情報の掲載場所や内容を特定した上で、当該情報の流通によって侵害された権利や侵害された理由が記載され、本人確認書類が添付されているものなど、プラット

フォーム事業者が措置の要否を判断するにあたり、必要となる情報が付された申請である必要があるからである。

また、「プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会」公表にかかる「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」のとおり、申請者は、特定電気通信による情報の流通により名誉を毀損され、又はプライバシーを侵害された者又はその代理人とすべきである。

【ヤフー株式会社】

意見 8-4 プラットフォーム事業者の事務的負担が過剰なものとならないよう、事業者にはヒアリングを実施するなどすべき

申請件数が膨大になる場合においての、対応を行うプラットフォーム事業者の負担を十分に検討すべきである。規制を実質的に有益なものとするには、絵に書いた餅ではなく、実現性が十分にあるものでなければ意味がないため、実現の可能性を対象のプラットフォーム事業者にはヒアリングを行う事をした上で検討を進めていただきたい。

【アジアインターネット日本連盟】

申請件数の増加に伴うプラットフォーム事業者への負担を十分に検討すべきである。規制の実効性を担保する観点からも、実現可能性につき、対象となるプラットフォーム事業者に意見聴取した上で検討を進めるべきである。

【一般社団法人 日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部会データ戦略WG】

サービス利用者へのサポートを拡充させていく方向性については賛同する一方で、プラットフォーム事業者の事務的負担が過剰なものとならないよう、事業者にはヒアリングを実施するなど、調査研究を推進することを提案する。また、返答については、より細かく場合分けされた定型文の活用なども検討することが適当である。そして、本来であれば権利侵害の申立を行う側に立証責任が存在する所であるため、政府として適切な申立て手法の周知を行っていくことも重要であると考えられる。

【NPO 法人バーチャルライツ】

意見 8-5 対応状況が不透明

ニコニコは申請に対して、一応返信はくれるが、どのように対応するかは教えない方針だ。これが非常に問題であり、対応してくれているのかどうか、全くわからない。誹謗中傷の抑止にもならず、攻撃者は図に乗ってしまう。

【個人】

意見 8-6 応答義務には慎重な検討が必要

大規模なプラットフォーム事業者にとっては、申請件数が膨大となることもしばしばあり、申請の内容・粒度も多岐にわたるため、過度な対応義務を課すことにより、実務上、さらに大きな負担がかかり、その結果として誹謗中傷等法的に対応が必要なものの削除対応に問題が生じないように、慎重に検討されたい。

また、対応の判断の理由の説明についても、詳細にすぎる説明は悪意のあるユーザーに悪用されるおそれがある点にも留意して検討されたい。

【グーグル合同会社】

申請等に対して返答を行うことがプラットフォーム事業者には義務付けられた場合、一定の要件を満たす申請があった場合に限ったとしても、業務を妨害するため悪意をもった者、または悪意がなくともサービス上のトラブル等によって不満を募らせた者が、当該要件を満たす形で大量の申請を

行う可能性があるため、義務付けについては慎重な検討をお願いしたい。

なお、仮に一定の場合に理由の説明を義務付けるとしても、全ての申請について個々の事案に応じた詳細な説明まで必要とされると、説明の程度が適切かどうかについてプラットフォーム事業者が法的リスクを負担することになり、結果として、社内的な検討に時間がかかって処理が大幅に遅れてしまうことが懸念されることから、ある程度類型化された理由（「手続的な要件の不充足」、「利用規約違反に該当しない」、「裏付けとなる資料が不十分」等）のみを提示すれば足りるようにすることを検討いただきたい。

【LINE 株式会社】

意見 8-7 ユーザー報告義務は、重大かつ深刻な有害コンテンツの報告にのみ適用されるべき

ユーザーレポートに関する上記のセクションのコメントをご参照ください。

私たちは、ユーザーが簡単にアクセスできる報告チャンネルを通じてポリシー違反や苦情を報告し、プラットフォームの決定や措置を通知できるようにすべきであることに同意する。

しかし、すべてのユーザー報告を平等に扱い、一定時間内に対応することをプラットフォームに義務付けることは、運用上不可能であり、違法または有害なコンテンツの拡散を減らすという目的を達成できない。むしろ、ユーザー報告義務は、ユーザーに最大の被害をもたらす可能性のあるコンテンツが優先されることを保証するために、重大かつ深刻な有害コンテンツの報告にのみ適用されるべきである。

ユーザー通知と異議申し立て

私たちは、プラットフォーム運営者が、ユーザーがコンテンツモデレーション決定に対して異議を申し立てるためのメカニズムを提供することの重要性に同意する。オンライン・スピーチのダイナミックな性質と規模、エンフォースメント・テクノロジーの限界、および人々がオンライン体験に対して抱くさまざまな期待を考慮すると、プラットフォーム運営者によるコンテンツ基準のエンフォースメントは常に不完全である。ポリシーや法律に違反していないかどうかを確認する能力は、常に限られている。仮に、エンフォースメントが言語傾向を完璧に追跡し、ポリシー違反の可能性を特定できるようになったとしても、二人のやりとりが冗談なのか怒りなのか、グラフィックなコンテンツがサディスティックな楽しみのために投稿されたのか、残虐行為への注意を喚起するために投稿されたのかなど、しばしば必要とされるコンテキストが欠けているため、企業はポリシーを適用するのに苦労するだろう。

ユーザーがプラットフォームのコンテンツモデレーション決定に対して異議を申し立てることを可能にすることは、プラットフォームがコンテンツポリシーを正しく一貫して実施していることを確認するための、もう一つの精査のレイヤーを提供する。しかし、児童搾取や虐待コンテンツなど、児童のようなユーザーを深刻な危険にさらす可能性のある特定の種類のポリシー違反については、ユーザーが不服を申し立てる仕組みが利用可能であるきではない。

ユーザーへの通知についても、同様の配慮がなされるべきである。私たちは、利用者が投稿または共有したコンテンツのうち、プラットフォームがポリシーや基準に違反したとして措置を講じたものについて、利用者に通知すべきであることに同意する。さらに、コンテンツ違反を報告したユーザーにも、プラットフォームの決定を通知すべきである。ただし、ポリシー違反の中には、透明性の通知がかえって他のユーザーを危険にさらす可能性があるものもあるだろう。例えば、児童の性的搾取に関するポリシーに違反してコンテンツが削除されたユーザーへの通知などである。通知であまりに多くの情報を提供すると、プラットフォームのポリシーと執行を回避する方法について、脅威行為者を密告する可能性がある。

【Meta Platforms Inc.】

2.プラットフォーム事業者に対する規律

(2)事業者による違法情報の削除等に関する枠組み

ア 削除等に関する基準

②申請の手続等

○標準処理期間

意見 9-1 標準処理期間を定めさせることに賛成

町内会のない英米と文化が異なるにもかかわらず日本の法律が町内会に会員からの不満の申し立てへの標準処理期間を定めさせていないことと不釣り合いですが、大枠には異論ありません。

【個人】

意見 9-2 標準処理期間を定めさせることについては慎重に検討すべき

特に大規模な事業者にとっては、申請の件数は膨大なものとなり、また、その内容も多様なものが想定され、その処理に要する期間の長短にはばらつきが生じ、申請内容によっては相当の期間をかけて精査することが必要な場合も考えられる。

こうした中で標準処理期間を定めさせることで、事業者に過剰な負担をかけたり、かえって適切な判断の支障となって申請者への不利益が生じる場合も想定されることから、標準処理期間を定めさせることについては極めて慎重に検討すべきである。

【一般社団法人新経済連盟】

標準処理期間を定めた場合、それを遵守することにとらわれ、申請内容及び投稿内容を十分に精査せず、一律に削除する対応をとる事業者が現れかねず、表現の自由が制限される可能性があるため、慎重な検討が必要であると考えられる。

【LINE 株式会社】

事案の内容や、削除請求の対象となる表現の内容、形式、ボリューム、個数等により、処理に必要な時間は大きく変わる。また、利用者からの削除申請の件数・ボリュームもプラットフォーム事業者側ではコントロールできない。このような前提の下で、一律に「標準」の処理期間を定めることは不適切である。

仮に上記の前提を無視して標準処理期間を定めた場合、それを達成することが優先事項となり、個々の事案に対して的確な判断ができなくなるおそれがあるのはその通りである。表現の自由を保障する観点からは由々しき問題である。

【弁護士】

標準処理期間を定めることは合理的ではないと考える。

その理由として、すでに記載されている理由に加え、以下の理由が挙げられる。

(1) プラットフォームサービス毎にコンテンツの質やその数、レビューに必要とされる長さが異なるにもかかわらず、標準処理期間が横並びで比較されることで不合理な批判を受けかねないこと。

(2) 個別のコンテンツの削除に要する手間は千差万別であり、その相当の部分はプラットフォームがコントロールしえない要素によっているところ、これらの違いを捨象した標準処理期間を定めても実質的な有用性に極めて乏しいこと。例えば、コンテンツの媒体（文字媒体か動画か）、削除申請がされているコンテンツの時間的な長さ、削除申請における申請理由の記載の明確さ、判断に必要なコンテンツ外の情報の有無及び入手可能性、対象となる問題の性質がAIによる処理に適しているか否か、などにより処理期間が変わり得る。

(3) 上記のような多様なコンテンツを抱えるプラットフォームが標準処理期間を定めたが故に、当該期間経過後、十分な検討もなく適法なコンテンツを削除するインセンティブを生じさせかねないこと。

【グーグル合同会社】

上記のユーザー報告に関するコメントで述べたように、ユーザーやその他の違法コンテンツに関する報告に対して標準的な処理期間を設定することは、プラットフォームが遵守しようとする際に誤ったインセンティブを生み出すことになり、その結果、以下のような深刻なトレードオフが生じることになる：

- 違法なコンテンツを過度に取り締まり、ひいてはオンライン上の言論／表現の抑制につながる。
- 違法コンテンツへの対応に資源が割かれ、優先されるため、有害だが合法的なコンテンツの普及が増加する。

また、前述したように、このようなアプローチは、有害なコンテンツや違法なコンテンツがユーザーに与えるリスクがものによって異なることを考慮していない。画一的なアプローチで違法なコンテンツを取り締まることは、重大で甚だしく有害なコンテンツよりも、リスクの低い違法コンテンツを優先して取り締まる結果になりかねない。

【Meta Platforms Inc.】

2.プラットフォーム事業者に対する規律

(2)事業者による違法情報の削除等に関する枠組み

イ 運用状況の公表

意見10-1 運用状況の公表の方策には事業者の裁量を持たせるべき

コンテンツモデレーションの運用やその公表に関しては、プラットフォーム事業者ごとにその事業規模、サービス形態などが異なるのであるから、抽象的画一的な報告を求めるべきではなく、その違いを尊重することが重要である。それぞれのプラットフォーム事業者が、それぞれのサービスにとって最適と考えられる方策を構築することが重要であり、これによりそれぞれのサービスやユーザーにとって真に効果のある方策を確保することができる。

【アジアインターネット日本連盟】

コンテンツモデレーションの運用やその公表に関しては、プラットフォーム事業者ごとにその事業規模、サービス形態、コンテンツの媒体（文字媒体か動画か）、削除申請がされているコンテンツの時間的な長さ、削除申請における申請理由の記載の明確さ、判断に必要なコンテンツ外の情報の有無及び入手可能性、対象となる問題の性質がAIによる処理に適しているか否かなどが異なるのであるから、抽象的画一的な報告を求めるべきではなく、その違いを尊重することが重要である。それぞれのプラットフォーム事業者が、それぞれのサービスにとって最適と考えられる方策を構築することが重要であり、これによりそれぞれのサービスやユーザーにとって真に効果のある方策を確保することができる。つまり、透明性を求める目的に適合する内容の公表をそれぞれのプラットフォーム事業者の裁量において求めれば足りるし、むしろ、サービスの実質的な差異を無視して共通のデータを共通のフォーマットで開示させることに固執すると、それによりかえって読み手をミスリードすることになりかねない。

仮に何らかの特定の項目の運用状況の公表を求める場合には、適正な手続きを経て、適切に事業者の意見を尊重して定めるべきである。この際、上述の通り、サービスの実質的な差異を踏まえて有意義なデータの開示が可能であるような一定の柔軟性を認めることに加えて、プラットフォーム事業者の営業秘密の開示を求めない、個人情報の保護や悪意のユーザーに利用されないようにするためにセキュリティ等の観点から開示すべきでない事項も存在することや、相当程度多数のデータを取り扱うことに起因する実務上のオペレーションの現実的可能性を含めた検討も必要である。

【グーグル合同会社】

運用状況の公表について検討する上で、求められる透明性の程度（公表内容の粒度）等についてはあくまでも事業者の自主的な取組の範囲内で行われることにすべきと考えます。

【KDDI 株式会社】

【プラットフォームごとに、公表すべき内容やその評価は異なるであろうこと】

事業者が運営するプラットフォームにおけるコンテンツは様々である（例えば、最大140文字の短文の投稿が原則であるサービスもあれば、数時間にも及ぶ動画が投稿可能なサービスもある。）。そのため、当該コンテンツにおける表現を精査する必要性や負担が異なるなど、事業者ごとに削除等の取組の実態や負担に当然差が出ることになる。そのため、（規制対象の事業を極めて狭く定義づけない限り）一律に「運用状況」を公表することは、上記のようなプラットフォームごとの実態や負担の差が認識されず誤った評価を受け、場合によっては本来は単純に比較できないプラットフォーム間の公表された数値のみを比較されて、誤った認識に基づき特定のプラットフォームの社会的評価を低下させるおそれがある点で不当である。

【弁護士】

提言 3: 透明性に関する期待事項を明確化し、国際基準に合わせる。

マイクロソフトは、ユーザーがシェアするコンテンツやこれに関連したその他のユーザーとの問題等について、プラットフォーム事業者がユーザーのオンラインプラットフォーム利用に関する意思決定をどのように行うのかユーザーが理解できるようにすべきという意見に同意します。マイクロソフトは、コンテンツモデレーションに関する透明性報告と共に、明確なポリシーをアクセスしやすい状態で公開することをプラットフォームに求める要件を支持します。ただし、これら2つの形態の透明性をディスカッション ペーパーでもっと明確に区別することを推奨します。

透明性（またはプラットフォーム事業者とユーザー間の「情報開示」）に関して、ポリシーとその適用方針をユーザーが知ることは合理性があ

るかもしれませんが、コンテンツ モデレーションが決定されるたびにユーザーが背景事情を詳細に報告されることは必ずしも適切とは言えません。柔軟性に乏しい要件を事業者に課すことは、最悪な形態の有害コンテンツをなくそうとする努力を無意味なものにしてしまう可能性があります。また、その他のユーザーに嫌がらせをするなどの不正な目的のために、コンテンツ モデレーション システムを意図的に「操作」あるいは「武器化」するユーザーが登場する可能性もあります。プラットフォーム事業者が、画一的なプロセスに毎回強制的に従う義務を課せられることなく、ユーザーによる報告を選別し調査できるようにする必要があるのは、このような行為が考えられるためです。

コンテンツモデレーションに関する個々の決定の報告を事業者に義務付けることは、特に大規模に行うとなると非現実的です。また、報告に含まれるユーザーが、プライバシー リスクや物理的セキュリティ リスクに意図せずさらされる可能性があります。

最後に、悪意ある攻撃者による予防策や対応策の回避を助長する可能性があるため、事業者による違法有害コンテンツへの対処方法の詳細の大部分は一般公開すべきではないことも指摘しておきたいと思います。

【日本マイクロソフト株式会社】

意見 10-2 運用状況の具体的な内容を確認したい

「運用状況」としてどのようなものを指すのか、具体的な内容をお示しいただきたい。

【ヤフー株式会社】

【「運用状況」の意味内容の不明確性】

「公表」の対象となる「運用状況」の内容が不明確であり、事業者が何の情報を開示することが求められるのか不明確である。開示すべき情報の内容によっては、すでに自主的にレポートしているものもある一方で、事業者に追加で大きな負担を課すことになり得、また、そもそも営業秘密であって事業者が開示できない情報である場合もあるため、何を開示・公表すべきかを具体的に示すことなく「運用状況」の公表の是非を議論することはできない。そのため、公表内容についておおよそ具体性を欠いたまま「検討することが適当」と方向付ける（具体的な内容を行政庁等での議論に委ねる）ことは妥当ではない。

【弁護士】

意見 10-3 運用状況が明らかではないとする根拠を確認したい

また、「その運用状況は必ずしも明らかではない」とあるが、現状のプラットフォーム事業者の対応として、何が不足しているのか、具体的にお示しいただきたい。

なお、運用状況として公表の対象になるのはあくまで削除指針等の適用状況であると理解しているが、一般的には削除指針等における削除等の範囲は違法情報に限られておらず、実務上、削除等の判断に当たって必ずしも当該投稿が違法であるかどうかの判定は行われていない点に留意すべきと考える。

【ヤフー株式会社】

意見 10-4 グローバルな情報の流通がなされている中で、グローバルな指標とは異なる国レベルの指標を策定する意味が不明

透明性と説明責任に関する上記第1項のコメントもご参照ください。

上述のとおり、透明性は、それが有意義であり、要件が成果に焦点を当てたものである場合に最も効果的である。さらに、デジタルサービスの性質が異なることを考慮すると、透明性の取り組みに柔軟性を持たせることで、プラットフォーム事業者は、コンテンツモデレーションの取り組みについて、最も適切かつ有意義な情報を共有することができる。

日本での取り組みが統合的で一貫性のあるものとなるよう、他国や国際的に既に行われている取り組みを検討することが重要であることに同意する。さらに、信頼と安全に関する国際的なベストプラクティス基準を確立するための業界レベルの取り組みがあり、これには透明性報告のガイドラインも含まれる。

例えば、デジタル・トラスト&セーフティ・パートナーシップ（DTSP）は、オンライン・コンテンツと行為に関連するリスクを軽減するための業界のベスト・プラクティスを策定した。DTSPの作業の一部は、プラットフォームが採用すべきリスク評価と報告の枠組みを確立することである。また、メンバーのリスク評価報告書を検証するための独立した評価・監査の枠組みの確立にも取り組んでいる。

国別報告

政府および規制当局が、プラットフォームの評価基準、特に国レベルの評価基準について、より詳細なものを望んでいることは理解している。しかし、インターネットの国境を越えた、国境を越えた性質が、国レベルのデータを定義する上で一定の課題を提起していることを認識することが重要である。国レベルの指標は、その国で閲覧されたコンテンツと定義すべきなのか、それともその国のユーザーによって投稿されたコンテンツと定義すべきなのか。言うまでもなく、人々は自分の居場所を隠すためにVPNを使うかもしれない。また、グローバルな指標とは異なる国レベルの指標で、どのような重要な問題に取り組もうとしているのだろうか？

Metaでは、私たちのポリシーがグローバルであることから、透明性レポートにはグローバルなアプローチをとっている。現地の法律に基づくコンテンツの制限など、その国特有の情報を明確に識別できる場合は、その国特有のレポートを提供している。

【Meta Platforms Inc.】

意見 10-5 公表事項はその公表の意義を十分に吟味すべき

公表を求める「運用状況」の具体的内容が明らかでないが、公表を求める事項によっては、事業者にとって大きな負担となる可能性があることに留意し、単に諸外国でも公表を求めているといった理由ではなく、個々の項目の公表させる意義を十分に吟味した上で、慎重に検討すべきである。

【一般社団法人新経済連盟】

誹謗中傷に関する問題点は国ごとに異なるため、諸外国の取組を過度に重視するべきではない。

【アジアインターネット日本連盟】

意見 10-6 公表事項はサービスの特性等を踏まえつつ検討されるべき

コンテンツモデレーションの運用やその公表に関しては、プラットフォーム事業者それぞれのサービスやユーザーにとって意味があることが重要

であり、その事業規模、サービス形態などが異なることを踏まえる必要がある。

なお、仮に何らかの特定の項目の運用状況の公表を求める場合には、プラットフォーム事業者の営業秘密の開示を求めないこと、個人情報の保護や、悪意のユーザーに利用されないようにするためにセキュリティ等の観点から開示すべきでない事項も存在すること、オペレーション上現実的なものとするなど配慮が必要であり、事業者の意見を適切に反映して定めるべきである。

【一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構】

運用状況に関する公表を求めるとしても、プラットフォームの特性によって、適切な数値が異なることも多い実情を踏まえ、かつ、エビデンスにのっとった検討をすべきである。

【一般社団法人クリエイターエコノミー協会】

意見 10-7 既に運用状況を公表している

各プラットフォームがその裁量でサービスの目的や性質を反映した合理的なデータを決定できるような、コンテンツ削除に関する運用効率に関するデータの開示を求める規制の枠組みを検討する価値がある。グーグルは透明性を重視している。例えば、YouTube は四半期ごとにコミュニティガイドラインの実施状況を公表している。

【グーグル合同会社】

すでに一定の運用状況の公表はなされており、それを超えて、どのような項目につき、どのレベルで、何を公表すべきなのかについて、何ら具体的な指摘がなされていない。そのため、プラットフォーム事業者から適切なコメントが寄せられない可能性が高く、適切な規制とならない可能性が高い。

【弁護士】

意見 10-8 運用状況の公表も場合によっては、政府による言論の監視につながる

「1」の「責務に沿った指針」を、それに沿った形で運用しているか公表することを強制するのは、事実上、政府がインターネット上の言論を監視することにつながる危険がある。

【弁護士】

意見 10-9 削除基準の策定、それに基づく運用状況の公表への評価を強制することは削除義務を課しているのと同視すべきで、憲法上課題がある

【検閲類似の機能】

事業者の自主的な削除を実現するためとはしているものの、特定の監督官庁の指導の下、削除基準を策定させ、削除を義務付けることは、事業者を形式上介するだけで実質的には憲法上禁止された行政による表現の検閲（憲法 21 条 2 項）に類するものであり、そうでなくても少なくとも憲法上保障される表現の自由に対する強度の制約であって（憲法 21 条 1 項）、憲法上課題がある。

このことは、著作者の思想の自由、表現の自由が憲法により保障された基本的人権であることを踏まえ、思想、意見等を公衆に伝達する場である公立図書館において、その著作物が閲覧に供されている著作者が有する、思想、意見等を公衆に伝達する利益は、法的保護に値する人格的利益であると述べた上で、その職員が閲覧に供されている図書を不公正な取扱いによって廃棄したことが、その廃棄された図書の著作者の人格的利益を侵害

すると判断した判例（最小一判平成 17 年 7 月 14 日・民集 59 卷 6 号 1569 頁〔公立図書館図書廃棄事件〕）の趣旨に照らしても明らかである。すなわち、特定の監督官庁の指導の下、削除基準を策定させ、削除を義務付ければ、プラットフォーム事業者がそれぞれ提供する表現の場（思想、意見等を公衆に伝達する場）において、実質的に行政府の判断に基づいて不当に情報が削除されかねない事態につながる。このような事態は、上記判例に照らすと、まさにプラットフォーム事業者が提供する表現の場において、情報発信者が有する表現の自由を侵害する事態である。

仮に事業者に対して具体的な表現に対する削除義務を課さないとしても、特定の監督官庁の指導の下で削除基準を策定させること自体が、当該削除基準に基づく運用及びその監督を当然に念頭に置いているものであるため、実質的には具体的な表現に対する削除義務を課しているのと変わらない。また、削除基準に基づく運用状況を公表させ、評価するのであれば事実上の強制力が生じるため、なおさら削除義務を課しているのと同視すべきであって、憲法上問題がある。

【弁護士】

意見 10-10 運用状況の公表には留意が必要

運用状況の公表をしてしまうと、中傷をする側による回避も容易になってしまいます。ただしこの点については(2)が理解なさっての表現なのかもしれません。

【個人】

2.プラットフォーム事業者に対する規律

(2)事業者による違法情報の削除等に関する枠組み

ウ 運用結果に対する評価

意見 11-1 「運用結果に対する自己評価」の公表において想定する情報の概要を確認したい

「運用結果に対する自己評価」の公表とは、具体的にどのような情報の公表を想定されているか、お示しいただきたい。

【ヤフー株式会社】

意見 11-2 自己評価の在り方については、プラットフォーム事業者の意見も聞きながら検討していただきたい。

また、プラットフォーム事業者ごとに削除指針の内容や削除等の対応方法が異なることから、自己評価の在り方については、プラットフォーム事業者の意見も聞きながら検討していただきたい。

【ヤフー株式会社】

2010 年、Google はウェブの歴史の中で最初のオンライン透明性レポートを公開していることからわかる通り、Google にとって透明性の促進は非常に重要である。一方で、上記に述べた通り、誤用や意図しない結果を避けるために開示すべきではない事項も存在するため、継続的な実施のためにどのような条件が必要かを含め、プラットフォーム事業者の意見を十分に尊重して議論をするべきである。

【グーグル合同会社】

意見 11-3 事業者による自主的な取組や自己評価という趣旨を逸脱する仕組みや、表現の自由の侵害や検閲にもつながることがないよう、慎重な検討が必要

自己評価を「義務づける場合の自己評価の客観性や実効性を高める方法」の意味するところが明らかでないが、いわゆるデジタルプラットフォー

ム取引透明化法のように、事業者に手続・体制の整備等を求め、その状況について行政が評価を行う仕組みを念頭に置いているとも考えられる。このような仕組みの下では、指針の設定や評価の実施を通じて事業者に対する行政の指導や措置等の裁量が極めて大きくなることが懸念される。すなわち、事業者に対して自己評価を行政が義務付け、またその客観性等を高めるためとして評価の基準を設定し、あるいは、事業者の取組を評価したり、取り組むべき事項を指摘すること等を通じて、事業者がどのような取組を行わなければならないかが実質的に行政の裁量によって決められ、さらには一定の取組が実質的に義務付けられることとなり、事業者による自主的な取組や自己評価という趣旨を逸脱する仕組みとなることが懸念される。また、そうした事態となれば、表現の自由の侵害や検閲にもつながり得るものとなる。

したがって、当該項目については、上記のような結果につながらないよう、極めて慎重な検討が必要である。

【一般社団法人新経済連盟】

そもそも、透明性レポートは、プラットフォームの健全性を示す一つの資料であり、ここに虚偽や不正確な内容が含まれることは、プラットフォームの信頼に影響を与えるから、正確かつ客観的なデータを元に作成されるものである。したがって、プラットフォーム事業者としては正確性があり有意なレポートを公表するインセンティブがあることを前提としてご理解いただきたい。

実際に、説明責任と透明性のために、YouTubeは、コミュニティガイドラインの適用報告において、報告の前提となる算定根拠（カウントする数値の修正や、件数のカウントの方法など）に関する変更を開示しており

(<https://support.google.com/transparencyreport/answer/9198203?hl=ja&sjid=795795258723032389-AP>)、正確な数値と理解を提供することを心がけている。

その上で、運用結果に関する情報開示は、個人情報や秘密性の高い情報を守る必要性や、悪意のある者によるセキュリティリスクからユーザーやサービスを守る必要性から、一定の柔軟性と裁量が保たなければならない。その前提であっても、運用結果に関する情報開示がなされることで、各プラットフォーム事業者における取り組みは、社会による監視に晒され評価されることになるため、既存の透明性レポートの範囲を超える自己評価をさらに義務付ける必要はないと考える。

【グーグル合同会社】

意見 11-4 削除プロセスの外部評価の検討は事業者との対話によってなされるべき

一方で、個別具体的な削除にかかる判断には立ち入らないものの、削除プロセスに関する検証がなされるとした場合でも、守秘性の高い営業秘密の開示や、悪意のあるユーザーによる悪用が想定しうるものについては対応することはできない。万一、外部評価を導入することとなった場合にも、具体的な内容をベースに、プラットフォーム事業者との対話により、合目的的で、適切な規律を設けるべきである。

【アジアインターネット日本連盟】

一方で、個別具体的な削除にかかる判断には立ち入らないものの、削除プロセスに関する検証がなされるとした場合でも、守秘性の高い営業秘密の開示や、悪意のあるユーザーによる悪用が想定しうるものについては対応することはできない。万一、外部評価を導入することとなった場合にも、具体的な内容をベースに、プラットフォーム事業者との対話により、合目的的で、適切な規律を設けるべきである。

【グーグル合同会社】

意見 11-5 どのような者によって、どのような検証が想定されるのか

評価に政府関係者が関与した場合、プラットフォーム事業者に対して評価を通じて事実上の強制を迫るという事態が懸念され、公権力による間接的な検閲にもつながりうる。

仮に何らかの評価を行うとしても、個別具体的なケースの判断に対する評価を行う場合は、実質的な検閲類似の構造となり表現の自由の重大な侵害につながるため行ってはならない。海外においても、そのような個別具体的事案に対する評価は憲法上許されないとの考えが主流と理解している。

本来、削除等のポリシーはプラットフォーム事業者の自主的な運用・裁量に委ねられるべきものであるから、外的な評価を行うのは不適切である。上記のとおり、外的評価を行うことは事実上の検閲につながりかねず、仮に検討するとしても、評価基準、評価機関（その構成員）、評価対象、異議手続の有無等を明確に設定した上で論じる必要があり、これらの点が不明確なままでは、適切な者から適切なコメントが寄せられないおそれがあるため、議論の範囲を明確にすべきである。

【弁護士】

個別の表現における削除の有無の是非の最終的な判断権者は裁判所であるべきであり、「外部からの検証可能性を確保することが必要」とされている点については、まずは、どのような者によって、どのような検証が想定されるのかが示された上で、議論がなされるべきである。

なお、仮に「外部からの検証」が行われる場合には、表現の自由やプラットフォーム事業者の事業への制約 とならないような考慮が必要であるものとする。

【一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構】

意見 11-6 自己評価について、政府が最低限の基準を示すべき

運用結果に対する自己評価については、そもそも削除等の運用が①違法・有害情報であることの該非、②削除等に伴う表現の自由への萎縮効果が生じること等を考慮した判断の困難さがあることを踏まえ、いかなる運用が望ましいか関係者間での議論が必要であり、これを十分に踏まえることを前提に政府が最低限の基準を示すべきと考えます。

【KDDI 株式会社】

意見 11-7 自己評価ではなく、独立した第三者の評価者によって評価・検証されるべき

透明性と説明責任に関する上記第1項のコメントもご参照ください。

どの企業も自社の成果を評価すべきではない。

プラットフォームに対する説明責任と信頼を促進するために、プラットフォームのコンテンツモデレーションへの取り組みは、独立した第三者の評価者によって評価され、検証されるべきだと考える。

独立した評価は、プラットフォームに説明責任を負わせるだけでなく、プラットフォームがその取り組みが効果的か十分かを確認し、改善が必要な分野を特定するための直感的なチェックとしても機能する。

上述の通り、DTSP はすでに、メンバーの信頼と安全性の実践を検証するための評価/監査の枠組みを確立すべく取り組んでいる。

Meta では、我々の取り組みが効果的で正確なものであることを確認するため、いくつかの独立した評価を開始した。DTSP の創設メンバーであるだけでなく、私たちはデータ透明性諮問グループ (Data Transparency Advisory Group : DTAG) に、私たちがコミュニティ規定施行レポート Community Standards Enforcement Report : CSER (<https://transparency.fb.com/data/community-standards-enforcement/>) で共有している評価指標が、私たちのコンテンツモデレーションに関する課題と、それらに対処するための私たちの取り組みについて、正確で意味のある指標を提供しているかどうかについて、独立した公的な評価を提供するよう依頼している。これには、いじめとハラスメントに関する私たちの施行努力の評価も含まれている。(DTAG アセスメントの詳細はこちらをご覧ください <https://law.yale.edu/yls-today/news/facebook-data-transparency-advisory-group-releases-final-report>)。

さらに最近では、グローバルな監査法人である EY に依頼し、CSER で報告される指標の計算の正確性を監査した。この厳格で広く使用されている内部統制フレームワークは、評価指標の正確性を検証し、統制の設計と運用の有効性を検証するために使用された。評価の一環として、Meta は EY に対し、必要なデータ、文書、証拠への完全なアクセス、および CSER に従事する関連従業員へのアクセスを提供した。(EY の監査に関する詳細はこちらを参照ください。 <https://about.fb.com/news/2022/05/community-standards-enforcement-report-assessment-results/>)

【Meta Platforms Inc.】

意見 11-8 外部からの評価検証の必要性が不明確

【外部からの検証の意義が明確でないこと (検閲類似の機能)】

「外部からの検証可能性を確保することが必要」とされている理由も不明確である。外部評価機関が入ることにより、事業者に対し、事実上削除を強要することになることも懸念される。特に、行政機関又は行政機関の監督下の第三者機関が評価機関として運用結果を検証・評価するのであれば、それは、実質的に憲法上禁止される検閲に等しいほどに表現の自由 (憲法 21 条 1 項) に対する強度の制約であって憲法上問題がある。また、仮に外部からの検証が個別の案件についても行われる場合、事業者に対する委縮効果は高まることから、表現の自由に対する制約の度合いはさらに強度となり、少なくとも個別の案件を検証の対象とすることは決して許されるべきではない。加えて、特定のカテゴリーに含まれるコンテンツについて、削除すべきなどという評価が行われてしまう場合も同様に、事業者はある投稿が当該カテゴリーに含まれるか否かについて保守的な判断をして削除をせざるを得ないこととなり、事業者に対する委縮効果が高まることになり、表現の自由との関係で問題となる。

【弁護士】

意見 11-9 外部からの検証の評価軸が不明

【外部からの検証の評価軸が不明であること】

そもそも、いかなる基準や観点に基づいて、運用結果を評価すべきと考えているのか明確ではない。設けられた一定の目標と実態を対比してこそ評価は可能であるにもかかわらず、実態と対比すべき目標を明確にしないまま外部的な評価の是非等を議論することはできない。この点、検討の方向性を通じて、被害者救済の観点のみが強調され「違法情報」とされるものに該当し得る情報を削除すべきという要請が前面に押し出されており、当該要請が果たされることが評価の基軸となっているとも読み取れる。しかしながら、このような要請とオープンな表現の場（一種のパブリックフォーラムといえる場）を確保すべきという要請との調和が図られるべきという観点を忘れてはならず、そのような観点も踏まえた上で運用結果の評価に当たっての明確な目標設定がなされるべきである。

また、どのような目標を基軸に評価を行うにせよ、外部的な検証可能性の確保の必要性を論ずるに当たっては、事業者に過度な負担をかけないことを担保するとともに、営業活動の自主性や営業秘密の尊重の重要性を踏まえた上で、外部的な検証が行われるべき粒度・項目についても明らかにすべきである。

【弁護士】

意見 11-10 自己評価の開示の義務付けに慎重であるべき

各プラットフォーム事業者が公開している透明性レポートは、プラットフォームの健全性を示す一つの資料であり、ここに虚偽や不正確な内容が含まれることは、当該プラットフォームの信頼性に影響を与えることから、正確かつ客観的なデータを元に作成されているものである。したがって、各プラットフォーム事業者には、正確性があり有意なレポートを公表するインセンティブがあることを、議論の前提としてご理解いただきたい。

その上で、運用結果に関する情報開示は、秘密性の高い情報を守る必要性や、悪意のある者によるセキュリティリスクからユーザーやサービスを守る必要性から、一定の柔軟性と裁量が保たれる必要がある。

また、運用結果に関する情報開示を行うことで、各プラットフォーム事業者における取り組みは、社会の目に晒されることになることをも踏まえれば、現状においても、実効性及び客観性が一定程度担保されていると考えられるため、自己評価を義務付けることについては、これらの点を踏まえた検討をお願いしたい。

【一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構】

そもそも、透明性レポートは、プラットフォームの健全性を示す一つの資料であり、ここに虚偽や不正確な内容が含まれることは、プラットフォームの信頼性に影響を与えるから、正確かつ客観的なデータを元に作成されるものである。したがって、プラットフォーム事業者としては正確性があり有意なレポートを公表するインセンティブがあることを前提としてご理解いただきたい。

その上で、運用結果に関する情報開示は、秘密性の高い情報を守る必要性や、悪意のある者によるセキュリティリスクからユーザーやサービスを守る必要性から、一定の柔軟性と裁量が保たれなければならない。その前提であっても、運用結果に関する情報開示がなされることで、各プラットフォーム事業者における取り組みは、社会による監視に晒され評価されることになるため、自己評価をさらに義務付ける必要はないと考える。

【アジアインターネット日本連盟】

意見 11-11 自己評価を横並びで比較するのは不适当

【プラットフォームごとに、公表すべき内容やその評価は異なるであろうこと】

上記イのとおり、そもそも事業者が運営するプラットフォームにおけるコンテンツは様々である（例えば、最大140文字の短文の投稿が原則であるサービスもあれば、数時間に及ぶ動画が投稿可能なサービスもある。）ため、削除等を行う判断の難易が異なる。こうした実態の違いがある中で各事業者の自己評価を横並びで比較しても意味のある比較とはならず、当該自己評価を第三者が参照したとしても当該自己評価に対して適切な検討をすることは困難である。

【弁護士】

意見 1 1 - 1 2 評価の義務付けによる負担は、事業者の経済的活動に支障をきたす。

評価の義務付けによる負担は、事業者の経済的活動に支障をきたします。

【個人】

意見 1 1 - 1 3 個別の表現における削除の有無の是非について外部からの評価検証を行うことは反対

外部からの検証可能性が必要と断定されているが、その是非については慎重に検討されるべきである。

とりわけ、個別の表現における削除の有無の是非については、最終的な判断権者は裁判所であるべきであり、外部の評価機関でない。特に、表現の自由にかかる削除の判断は、判例法理も極めて複雑であり、常に発展していることを踏まえ、適切な法的手続き以外の場でその是非が議論されること自体、極めて懸念すべきことである。特に、仮にかかる評価機関が直接間接に政府の監督下にある場合には、そのような手続きは検閲に類するものとして許されるべきではない。

【アジアインターネット日本連盟】

外部からの検証可能性が必要と断定されているが、その是非については慎重に検討されるべきである。

とりわけ、個別の表現における削除の有無の是非については、最終的な判断権者は裁判所であるべきであり、今回の提言に基づき具体的な表現の削除の有無の是非について、外部の評価機関からの評価が行われることは、当事者の裁判を受ける権利に抵触することとなり妥当でない。特に、表現の自由にかかる削除の判断は、判例法理も極めて複雑であり、常に発展していることを踏まえ、適切な法的手続き以外の場でその是非が議論されること自体、極めて懸念すべきことである。特に、仮にかかる評価機関が直接間接に政府の監督下にある場合には、そのような手続きは検閲に類するものとして許されるべきではない。

【グーグル合同会社】

2.プラットフォーム事業者に対する規律

(3)取組状況の共有

意見 1 2 - 1 プラットフォーム事業者、市民社会、学界、報道機関、教育者を含むあらゆる利害関係者との対話と協議を継続すべきという方針に賛成

我々は、プラットフォーム事業者、市民社会、学界、報道機関、教育者を含むあらゆる利害関係者との対話と協議を継続すべきであるという作業

部会に同意する。役割と責任に関する上記のコメントで述べたように、オンライン上の違法かつ有害なコンテンツという複雑な課題に対処するには、社会全体の戦略と努力が必要である。

例えば、コンテンツのファクトチェックの役割を果たすファクトチェッカー、学生にメディア／デジタルリテラシーのスキルを教える役割を果たす教育者、権力者や組織の責任を追及し、社会問題に対する認識を高める役割を果たす市民社会、情報の生産と発信の役割を果たす報道機関、プラットフォームが社会に与える影響を社会が理解するための研究の役割を果たす学术界などである。これらのステークホルダーの活動を促進するための政策イニシアチブは、デジタルエコシステムの保護においてより大きな進展をもたらす。例えば、教室でのデジタルシチズンシップ教育の義務化、NGO とのパートナーシップ、独立したファクトチェックプログラムの支援などが政策イニシアティブに含まれる。

Meta はまた、政府、市民社会団体、学术界、相談サービス機関、その他関連する利害関係者が情報交換を行い、オンライン上の違法・有害情報の問題に効果的に対処するためのパートナーシップや協力関係を築くことができるマルチステークホルダーフォーラムを定期的を開催することの重要性と価値を認識している。

業界行動規範に関するコメントで述べたように、自主規制的な業界行動規範のようなより柔軟な枠組みは、政府と利害関係者との間の継続的な対話と協力をより円滑に進めることができるだろう。

【Meta Platforms Inc.】

英米の事業者を含む海外事業者と日本国民双方の利益のため、異論ございません。

【個人】

ニコニコやツイキャスなど配信サイトにおいては、誹謗中傷に対して継続的にどのように取り組んでいくのか、対応や処罰はどのようにするのか、どのような処罰事例があったのか等、アナウンスが全くされない状況だ。

積極的にアナウンスすることで攻撃者への抑止になると考える。

【個人】

意見 1 2 - 2 個人情報やプライバシーの問題を考慮した上で、継続的かつ専門的に取組状況の共有が可能な場を検討いただきたい。

多くのプラットフォーム事業者において、匿名の情報（投稿）であっても、個々の情報が個人情報と紐づくため個人情報保護法上の「個人情報」に該当すること、情報の内容によっては個人情報やプライバシーの問題が生じることから、現状では、これらの支障により具体的な違法情報の共有は困難である場合がある。これらの支障を考慮した上で、継続的かつ専門的に取組状況の共有が可能な場を検討いただきたい。

【ヤフー株式会社】

意見 1 2 - 3 「場」の構成やどのような情報の把握を想定しているのか

「そのための場」について、その構成やどのような情報の把握を想定しているのかをお示しいただきたい。その上で、具体的な方策の検討がなされるべきであり、表現の自由やプラットフォーム事業者の事業運営に関わる事項であることから、検討にあたっては、当事者であるプラットフォー

ム事業者の意見が適切に反映される必要があるものとする。

【一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構】

意見 12-4 事業者による自主的な取組や自己評価という趣旨を逸脱する仕組みや、表現の自由の侵害や検閲にもつながらないよう、慎重な検討が必要

事業者の取組状況を継続的かつ専門的に把握するための「場の在り方」の意味するところが明らかでないが、その検討に当たっては、上述のとおり、事業者による自主的な取組や自己評価という趣旨を逸脱する仕組みや、表現の自由の侵害や検閲にもつながらないよう、慎重な検討が必要である。

【一般社団法人新経済連盟】

意見 12-5 「場」において、個別の表現における削除の有無の是非に係る外部からの検証には慎重であるべき

また点、コンテンツモデレーションに関するデータは営業上の秘密にも該当する機微な情報であり、情報の共有にも一定の限界がある中でどの程度の役割が果たせるかという点などを踏まえて、慎重な検討を要する。

その検討に際しては、(i) 間接的な検閲とならないように、政府関係者や政府の指名する者・政府が直接間接の影響力を行使する者が構成員とならないこと、(ii) 「場」やその活動、その構成員の公平性、正当性、合理性等が担保されるように、「場」に対して適切にガバナンスが効かせられること、(iii) 「場」によるプラットフォーム事業者に対する評価や要請のようなものが想定される場合には、当該事業者からの異議申し立ての機会などの手続保障が与えられること、などといった事業者の意見が適切に反映されることなどが重要であるとする。

【アジアインターネット日本連盟】

【共有の目的及び場の設計の内容の不明確性】

情報共有の結果、横並びの比較検討がなされ、それに応じた対応を法的に要請されるのであればやはり規制に近くなる。また、取組状況の共有の場において、特定のカテゴリーの表現について、事業者が削除しないことを問題視するなど、特定の表現を削除等を明示・黙示に促したりする場合には、事実上、事業者は対象の表現を含む情報を削除せざるを得ない状態になりかねず、裁判手続によれば削除されないような情報まで削除されることにつながる点で、表現の自由に対する過度の制約となり得る。

【弁護士】

意見 12-6 コンテンツモデレーションに関するデータは営業上の秘密にも該当する機微な情報であり、「場」に提供する情報には制限がある

また点、コンテンツモデレーションに関するデータは営業上の秘密にも該当する機微な情報であり、情報の共有にも一定の限界がある中でどの程度の役割が果たせるかという点などを踏まえて、慎重な検討を要する。

その検討に際しては、(i) 間接的な検閲とならないように、政府関係者や政府の指名する者・政府が直接間接の影響力を行使する者が構成員とならないこと、(ii) 「場」やその活動、その構成員の公平性、正当性、合理性等が担保されるように、「場」に対して適切にガバナンスが効かせられること、(iii) 「場」によるプラットフォーム事業者に対する評価や要請のようなものが想定される場合には、当該事業者からの異議申し立ての機

会などの手続保障が与えられること、などといった事業者の意見が適切に反映されることなどが重要であるとする。(再掲)

【アジアインターネット日本連盟】

意見 12-7 取組状況の比較はするべきではない

多種多様なプラットフォームがある中で、各サービスの特色、ユーザーの行動、削除の運用等に関してもそれぞれ異なるスタンスがあり、それらを同一のテーブルの上で横並びに比較することは困難であり、かつ比較するべきではない。

事案の内容も千差万別であり、それを抽象化して件数だけを共有し、比較することは不適切である。

違法性が不明確な情報の削除について特定の削除基準・水準を強制することにもつながりかねず、表現の自由や営業の自由に対する大きな侵害になりかねない。

【弁護士】

意見 12-8 「場」に行政が関与することは、直接・間接的に検閲その他表現の自由や事業者の営業の自由に関する制約も生ずる危険が高いため避けるべき

ここで指摘される「場」が、直接・間接に事業者に対して情報の削除に対する圧力を加えるような性質の場になる場合には、その「場」の構成員に政府関係者が入る場合、行政庁に構成員の選任や予算執行の権限が与えられ、または行政庁への報告が義務付けられている場合、個別具体的な案件や具体的な類型の論点についての取り扱いに関するレビューがなされる役割・権限有する場合など、そのメンバー構成、役割や権能によっては、直接的・間接的な検閲その他表現の自由や事業者の営業の自由に関する制約も生ずる危険が高いため、避けるべきである。

【アジアインターネット日本連盟】

運用結果に関する検証や、取組状況の共有の「場」等に行政が直接・間接に介入する場合、検閲を含め、表現の自由を不当に制約しかねないため、その「場」の必要性や在り方については、極めて慎重に検討すべき。

【一般社団法人 日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部会データ戦略WG】

ここで指摘される「場」が何を目的として、どのような役割を有するのかが明らかではないが、「違法」のみならず「有害」情報も含まれるとすれば、その「場」が具体的に何をやるものなのか、正確に理解する必要があるのではないかと考えられる。有害情報についても直接・間接に事業者に対して削除を求めるような「場」になるとすれば、本検討における「責務」・「規律」が「違法」情報に限定されている趣旨を没却することになりかねず、問題である。また、仮に、個別の表現に関する削除の是非を議論する「場」を想定しているのだとすると、上記のとおり、検閲を含む表現の自由に関する深刻な影響を与えることになるため、決して許されるべきではない。

さらに、ここで指摘される「場」が、直接・間接に事業者に対して情報の削除に対する圧力を加えるような性質の場になる場合には、その「場」の構成員に政府関係者が入る場合、行政庁に構成員の選任や予算執行の権限が与えられ、または行政庁への報告が義務付けられている場合、個別具体的な案件や具体的な類型の論点についての取り扱いに関するレビューがなされる役割・権限有する場合など、そのメンバー構成、役割や権能によっては、直接的・間接的な検閲その他表現の自由や事業者の営業の自由に関する制約も生ずる危険が高いため、避けるべきである。

その検討に際しては、(i) 間接的な検閲とならないように、政府関係者や政府の指名する者・政府が直接間接の影響力を行使する者が構成員とならないこと、(ii) 「場」やその活動、その構成員の公平性、正当性、合理性等が担保されるように、「場」に対して適切にガバナンスが効かせられること、(iii) 「場」によるプラットフォーム事業者に対する評価や要請のようなものが想定される場合には、当該事業者からの異議申し立ての機会などの手続保障が与えられること、などといった事業者の意見が適切に反映されることなどが重要であると考えられる。

【グーグル合同会社】

共有の場をどのように設計するかもまさしく問題であり、行政の職員が当該共有の場のメンバーに入ったり、オブザーバーとして参加したり、又は当該場の座組について行政が関与し若しくは評価することがあれば、行政が事業者の取組状況を評価し、指導するに等しく、実質的に憲法上禁止される検閲に等しいほどに表現の自由を強度に制約するものになりかねない。

したがって、現在の研究会を引き続き維持していくとしても、このような場での状況の共有の先に常に規制があることは上記の観点から好ましくない。行政の関与する範囲の線引きや、民間に完全に委ねることなどが検討されるべきである。

【弁護士】

意見 1 2 - 9 モニタリング団体によるネット上の違法・有害情報の収集および削除に向けた取り組みといった調査活動が重要

モニタリング団体によるネット上の違法・有害情報の収集および削除に向けた取り組みといった調査活動が重要である。事業化するなどの検討も必要だ。被害者や被差別当事者をステークホルダーととらえなおし、その声を届けることも可能とするべきだ。被害者らの意見を取り入れることについての考察を示されたい。

【個人】

3. プラットフォーム事業者が果たすべき積極的な役割(監視、削除請求権、削除要請等)

(1) 個別の違法・有害情報に関する罰則付の削除義務

意見 1 3 - 1 罰則等の適用を前提とした削除義務に反対

事業者に全ての情報について、包括的に監視をさせ、罰則を背景に削除を義務付けることは、事業者の負担という観点からもその実施は現実的ではないとともに、行政によって事業者が検閲を義務付けられ、表現の自由に対して著しい委縮効果をもたらすことは明らかであり、到底容認できるものではない。

【一般社団法人新経済連盟】

削除を行わないことを理由に罰則を科すことは、プラットフォーム事業者の裁判を受ける権利を侵害する。また、プラットフォームが罰則を受けることを回避するために過度に広汎な投稿の削除が行われれば、表現の自由に対する重大な侵害となる。

実質的には公権力による検閲につながりかねない施策であり、反対である。

【弁護士】

表現の自由を守るため、異論ございません。

【個人】

意見 1 3 - 2 罰則等を適用することを前提とする削除義務の問題は、予防的な削除が頻発することで運用状況の透明性・アカウントビ

リティが失われることにあるのではないか。

また、「実際には違法情報ではない疑わしい投稿が全て削除されるなど、投稿の過度な削除等が行われる可能性がある」との指摘については、違法情報ではないが疑わしい投稿を削除するかどうかは削除指針等に明記されている限りプラットフォーム事業者の裁量の問題であって、ここでの問題は予防的な削除が頻発することで運用状況の透明性・アカウントビリティが失われることにあるのではないか。

【ヤフー株式会社】

意見 13-3 責務と各措置が対象とする情報が異なるのであれば、各項目に応じてその範囲を明確にしていきたい

前の文との繋がりから、「このような個別の情報」には、違法情報だけでなく、有害情報も含まれ、他方、Ⅲ 1. でプラットフォーム事業者に課せられる「迅速かつ適切に削除を行うなどの責務」の対象となる情報の範囲としては、有害情報は除く使い分けがされているものと理解している。今後、具体的な検討を進める中で、対象となる情報の範囲に関しプラットフォーム事業者の責務の範囲が明確になるよう、「違法・有害情報」と記載されている箇所について、「法令違反情報」、「権利侵害情報」、(法令違反・権利侵害以外の)「有害情報」のいずれが対象となるか峻別できるように、各項目に応じて用語を使い分けて議論の対象となる範囲を明確にしていきたい。

【ヤフー株式会社】

意見 13-4 罰則付きの削除義務も検討すべき

差別をはじめとする違法・有害情報の放置があってはいけない。改善策を講じない悪質な事業者には罰則を考えるなど、実態に即した議論が必要だ。また、発信者のアクセス情報をおおむね1年間は残すなど、罰則以外にも義務付けるべきことはある。「MIT ライセンス」を採用するプラットフォーム事業者で、国内での運営を行っているものに関しては有効かもしれないが、そうでないものには、効力が及ばない可能性がある。違法・有害情報を出したユーザーに直接効力が及ぶ「ネット版の差別禁止法」が必要となる。「MIT ライセンス」を考慮に入れ、再考されたい。

【個人】

3. プラットフォーム事業者が果たすべき積極的な役割(監視、削除請求権、削除要請等)

(2)個別の違法・有害情報に関する行政庁からの削除要請

意見 14-1 行政庁からの削除要請に応じることの義務付けに慎重であるべき

行政庁からの要請に応じた削除の義務付けについては、利用者の表現の自由の制約のおそれがあることから、慎重になるべきという点に賛成する。仮に義務付けを検討するのであれば、少なくとも当該行政機関とプラットフォーム事業者との意見交換・情報共有が円滑に行えるスキームを整えることが先決である。

【ヤフー株式会社】

行政庁からの要請による削除を事業者に義務付けることは、実質的に行政による表現の自由への侵害や検閲であり、表現の自由への影響があまりに大きく、極めて不適切である。

【一般社団法人新経済連盟】

▶行政庁からの削除要請に応じることがプラットフォーム事業者に義務付けることの問題点

◇ 罰則を科す場合と同様に、プラットフォームの裁判を受ける権利や表現者の表現の自由に対する重大な侵害となる。

<p>▶プラットフォーム事業者の自主的な取り組みの中で行政機関からの要請を取り扱う制度の問題点</p> <p>◇ 行政機関からの要請に法的な拘束力がなかったとしても、事実上の圧力や社会的な批判が煽られるような状況になれば、実質的には削除義務を負わせる場合と異なる結果となる可能性が高い</p> <p>【弁護士】</p>
<p>表現の自由を守るため、異論ございません。</p> <p>【個人】</p>
<p>意見 1 4 - 2 行政庁からの要請に応じた削除の義務付けに賛成</p>
<p>行政庁からの削除要請は、違法性について慎重な判断が行われた上でなされていることを踏まえ、情報の削除要請を行った場合は、確実に削除等（発信者に反論の機会を設けるために一時的に非公開とすることを含む）がなされるような法整備や制度構築が必要と考える。</p> <p>例えば、専門的知見を有する法務省の人権擁護機関が違法性を理由として削除要請した場合に、それに応じたプラットフォーム事業者には発信者からの賠償責任を免責するものや、行政救済手続を整備した上で、要請に一定の強制力を付与するなど、実効性のあるものが考えられる。</p> <p>透明性の確保の観点からも、国において、インターネット上の人権侵害をはじめとする様々な人権侵害に対して迅速に人権救済を図ることができる、独立性を有する第三者機関を設置し、表現の自由の制限のあり方や具体的な対処方策について検討協議すべきと考える。</p> <p>【大阪府】</p>
<p>行政が削除要請する際に、明確で厳密な基準を設ければ、実現できる。例をあげれば、人権侵害の「目的」または「効果」を基準とするなど、差別の定義に由来したもの。また、誹謗中傷や差別表現は「公共の福祉」に反する違法・有害情報であると判断でき、それらを表現する自由は認められない（差別の不自由）。あるいは、被害者や被差別当事者などの意見を反映させることができる第三者機関を設けるなど、工夫して導入すべきだ。第三者機関の必要性について考察を示されたい。</p> <p>【個人】</p>
<p>意見 1 4 - 3 公的機関からの違法・有害情報の削除要請や通報の優先的に審査する手続を早急に具体化すべき</p>
<p>地方公共団体からの違法・有害情報の削除要請や通報の優先的に審査する手続きを早急に具体化していただきたい。</p> <p>【京都府】</p>
<p>意見 1 4 - 4 コンテンツの合法性を判断するのは、主に司法当局やその他の関連政府当局であるべきである。このような判断は、調査能力に限界があり、十分な情報に基づいた判断を下すための情報へのアクセスも限られている民間企業に委託すべきではない。</p>
<p>違法コンテンツの削除またはブロック、プラットフォーム運営者のポリシーおよび現地の法律、プラットフォーム運営者による違法コンテンツの自主的な削除またはブロックに関する上記のセクションのコメントもご参照ください。</p> <p>上記のコメントで述べたように、言論に法的制限を加えること（オンラインコンテンツを違法とすること）は、最も有害なコンテンツ（例えば、</p>

児童ポルノ、テロリストのコンテンツ、非同意的な親密な画像-「リベンジポルノ」)を対象として、国際人権法によって導かれた狭い範囲に限定されるべきである。コンテンツの合法性を判断するのは、主に司法当局やその他の関連政府当局であるべきである。このような判断は、調査能力に限界があり、十分な情報に基づいた判断を下すための情報へのアクセスも限られている民間企業に委託すべきではない。また、何が違法かを民間企業に判断させることは、法律の適用に矛盾が生じたり、過度に広範な検閲が行われたり、言論・表現の自由が阻害されたりする可能性がある。

【Meta Platforms Inc.】

意見 14-5 政府から独立してコンテンツの合法性を審査・評価する機関からの削除要請について、賛成

第三者報告機関

我々は、ワーキンググループのアイデアである、異なる行政機関からのブロックまたは削除命令を、そのような命令を処理するための経験と訓練を積んだ単一の組織の下に統合または集中化することを支持する。前述の通り、政府による削除命令を処理するための一元的なクリアリングハウスを持つことは、プロセスの効率性と法律の適用における一貫性、異なる当局からの同じコンテンツに関する重複した指示や矛盾した指示を回避すること、そして、政策と執行慣行が常に反復されているため、業界とともに報告組織の専門知識を発展させることを助けるなど、さまざまな利点をもたらす。

しかし、そのような組織が、1) 削除要請の法的妥当性を評価できる専門知識を有していること、2) 評判が良く、一般市民から信頼されていること、3) 大量の要請を処理する能力を有していること、を確認するために慎重に審査されることが重要である。また、その組織が政府から独立してコンテンツの合法性を審査・評価することを認められていることも重要である。

Metaでは、「信頼できるパートナー」(NGO、人権専門家、研究者、ヘイトスピーチなど、さまざまな種類のコンテンツや問題に精通するその他の組織)と協力し、アクター、問題、現場の状況についての洞察を提供したり、特定の種類のコンテンツに対処するためのポリシーやプロセスのギャップを特定し、対処を支援したり、コミュニティ基準/ガイドラインに違反していると思われるコンテンツにフラグを立てたりしている。

【Meta Platforms Inc.】

意見 14-6 「事後的に要請の適正性を検証可能とするため」に透明性の確保が求められる主体を確認したい

「事後的に要請の適正性を検証可能とするため」に透明性の確保が求められるのは、要請を行う行政庁か、要請を受けるプラットフォーム事業者か、それとも双方か、対象をお示しいただきたい。

【ヤフー株式会社】

意見 14-7 公的機関からの削除要請の透明性を確保するための要件等があれば具体的に示されたい。

地方公共団体からの削除要請の透明性を確保するための要件等があれば具体的に示されたい。

【京都府】

意見 14-8 行政庁からの個別の表現への削除要請について、「透明性」を求める項目は事業者の裁量に委ねるべき

行政庁からの個別の表現への削除要請については、それが検閲とならないようにするためには極めて慎重な配慮が必要であると考えます。その意味で、「透明性」を求める項目としては事業者の裁量に委ねるべきであり、特に具体的な個別の表現への削除要請に応えたかどうかについて、公表さ

せる、公の場で議論する、などの形での「透明性を確保」には、大きな懸念があり、個別の表現の削除の有無における判断権者が司法であることにも反することとなるから、反対する。

【グーグル合同会社】

意見 14-9 行政機関からの要請の対応の適否を検証対象とすることに懸念がある

行政庁等の通報や実績のある機関からの違法有害情報の削除要請や通報への対応については、事実上の検閲や表現の自由の制約とならないようにする必要があると考える。

このような趣旨から、「事後的に要請の適正性を検証可能とするため、その透明性を確保することが求められる」との記載については、個別具体的な削除要請への対応の適否を検証対象とすることには大きな懸念があり、また、個別の表現の削除における判断権者が司法であることにも反するものと考えられる。

【一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構】

行政庁からの個別の表現への削除要請については、それが検閲とならないようにするためには極めて慎重な配慮が必要であると考え。その意味で、具体的な表現の削除要請に答えたかどうかについて、公表させる、公の場で議論する、などの形で「透明性を確保」することには、大きな懸念があり、個別の表現の削除の有無における判断権者が司法であることにも反することとなるから、反対する。

【アジアインターネット日本連盟】

3. プラットフォーム事業者が果たすべき積極的な役割(監視、削除請求権、削除要請等)

(3)違法情報の流通の監視

ア 違法情報の流通の網羅的な監視

意見 15-1 プラットフォーム事業者への監視の義務付けには反対

事業者に網羅的な監視を義務付けることは、事業者の負担という観点からもその実施は現実的ではないとともに、行政によって事業者が検閲を義務付けられ、表現の自由に対して著しい委縮効果をもたらすことは明らかであり、到底容認できるものではない。

【一般社団法人新経済連盟】

プラットフォーム事業者に対して、罰則付きの投稿削除義務や問題のあるアカウントを停止・凍結させる義務を課すことは「慎重であるべき」とした方針も妥当だ。WG では表現の自由に配慮した検討がなされ、プラットフォーム事業者の自主的な改善を促す方向で議論が行われてきた。しかし、透明性・アカウントビリティ（説明責任）の確保が十分ではなく、自主的な取り組みが機能していないことも明らかになった。

【一般社団法人 日本新聞協会】

行政がプラットフォーム事業者に対して監視を義務付ける場合、行政がプラットフォーム事業者を利用して間接的に検閲を行っていることに他ならない。

監視のみを義務付けても実効性に欠けるため、結果としてプラットフォーム事業者に削除義務を負わせる方向となる可能性が高い。その場合、上記(1)と同様にプラットフォーム事業者の裁判を受ける権利、利用者の表現の自由の侵害となる。

【弁護士】

表現の自由を守るため、異論ございません。

【個人】

意見 15-2 コンテンツの監視は事業者の自主的なものとどまるべき

違法コンテンツの削除またはブロック、プラットフォーム運営者のポリシーおよび現地の法律、およびプラットフォーム運営者による違法コンテンツの自主的な削除またはブロックについては、上記のセクションのコメントを参照してください。

我々は、違法コンテンツの積極的な監視と執行は、プラットフォームにとって自主的なものとどまるべきであるという作業部会の結論に同意する。違法性に関わらず、有害なコンテンツと闘うための自主的な措置を講じることは、一般的にプラットフォームの利益になる。言論/表現の自由を意味することになるため、プラットフォームはそのような積極的な行動を取ることを義務付けられるべきではないが、セーフハーバー保護（すなわち、そのコンテンツの違法性を知らない場合、プラットフォームがそのプラットフォーム上の違法コンテンツについて責任を負わないことを保証すること）を危うくする恐れなしにそうする権限を与えられるべきである。

また、法的枠組みに善きサマリア人の原則を含めることも重要である。なぜなら、プラットフォームが有害なコンテンツの配信を削除または削減するための自主的な措置を取ることを許容し、奨励することになり、自主的な措置が不完全であることが判明した場合に、法的責任やユーザーからの訴訟のリスクを伴わなくなるからである。

【Meta Platforms Inc.】

意見 15-3 監視すべき

何の為にプラットフォームの意見会開いたんですか？法律の網目を潜って第三者でもわかりづらい犯罪行為をする人は沢山います。声をあげることすら出来ないほどの著しい人権侵害を受けている人から加害者と思わしき人物を締め出せば多くの人が助かる訳です。AI 判定としてダークウェブ、ディープウェブページを見てるか、表の検索にかからないようなページを見ている可能性が高いです。加害者側のページの閲覧傾向で判断してみても

【個人】

3. プラットフォーム事業者が果たすべき積極的な役割(監視、削除請求権、削除要請等)

(3)違法情報の流通の監視

イ 繰り返し多数の違法情報を投稿するアカウントの監視

意見 16-1 特定のアカウントを監視するよう法的に義務付けることに反対

監視の対象となるアカウントを限定したとしても、これに関する継続的な監視を義務付けることは、上述の場合と同様に、表現の自由への影響が大きく、極めて不適切である。

【一般社団法人新経済連盟】

対象が全投稿か特定のアカウントかが異なるのみであり、アと同様の問題を内包する。

<p>【弁護士】</p> <p>表現の自由を守るため、異論ございません。</p> <p>【個人】</p>
<p>意見 16-2 特定のアカウントを監視する必要がある場合が存在する</p> <p>表現の自由が委縮することは避けなければならないが、「程度が著しく大きい」「それ以外に方法がない」場合には監視の必要性もある。前述の出版社代表のように繰り返し差別表現をおこなう人物に対する対応を考慮に入れ、提言されたい。</p> <p>【個人】</p>
<p>意見 16-3 特定のアカウントを監視するよう法的に義務付けることに賛成</p> <p>加害側が違法情報を見ているからこそ監視してください。cookie で人を無断で付け回すことが出来るプラットフォームのはずです。逆の事が出来るはずです。</p> <p>プラットフォームのデータセンターと提携するようにしてください。無ければプラットフォーム側に確実に作るようにしてください。開示含め日本人スタッフなら対処可能かもしれません</p> <p>【個人】</p>
<p>意見 16-4 繰り返し多数の違法情報を投稿するアカウントの監視やアカウントの停止・凍結等の問題については、一般的な監視義務の問題とは分けて議論されるべきであり、これを同列に扱う本案の考え方には賛成できない。</p> <p>プラットフォーム事業者に対し、違法情報の流通に関する網羅的な監視を法的に義務付けることについては、プラットフォーム事業者に対して過度な負担を強いることとなる上、実際には違法ではない情報が削除されるおそれもあることから、慎重であるべきとの考えには賛成する。</p> <p>他方で、繰り返し多数の違法情報を投稿するアカウントの監視やアカウントの停止・凍結等については、通信ログや本人確認情報（携帯電話番号やメールアドレス等）などのプラットフォーム事業者が保有する情報や投稿内容などから、同一人物による別アカウントであることを容易に判定可能な場合がある。また、既に違法と判断された情報を繰り返して投稿しているかという観点からの監視やアカウントの停止・凍結等であれば、表現の事前抑制であるとは言いがたい。</p> <p>したがって、このような繰り返し多数の違法情報を投稿するアカウントの監視やアカウントの停止・凍結等の問題については、一般的な監視義務の問題とは分けて議論されるべきであり、これを同列に扱う本案の考え方には賛成できない。</p> <p>後述するとおり、繰り返し多数の違法情報を投稿するアカウントの停止・凍結等については、少なくとも送信防止措置請求権の内容として被害者のプラットフォーム事業者に対する法律上の請求権として整備されるべきである。</p> <p>【一般社団法人日本音楽事業者協会】</p>
<p>意見 16-5 プラットフォーム運営者が、ポリシーや基準に繰り返し違反するユーザーやアカウントに対処するポリシーを維持することが重要</p> <p>プラットフォームのポリシー違反を繰り返す者</p> <p>プラットフォーム運営者が、ポリシーや基準に繰り返し違反するユーザーやアカウントに対処するポリシーを維持することが重要であることに同</p>

意する。コンテンツや投稿に特化した措置ではなく) アカウントレベルのペナルティにつながるポリシーは、公開されるべきであり、何が特定のペナルティや措置につながるのかをユーザーが知ることができるよう、簡単にアクセスできるようにすべきである。

ペナルティ(アカウントの一時停止や無効化など)は、ポリシー違反の重大性とプラットフォームにおけるユーザーの履歴に比例すべきである。ペナルティの種類、ユーザー/アカウントがペナルティを受ける基準、およびペナルティが適用される期間は明確であるべきである。

例えば、Metaでは、コミュニティ基準/ガイドラインに繰り返し違反するユーザーに対処するために、実施ガイドラインを維持している。(違反を繰り返すユーザーに対する私たちのポリシーと執行の詳細については、こちらをご覧ください。 <https://transparency.fb.com/en-gb/enforcement/taking-action/restricting-accounts>)

【Meta Platforms Inc.】

3. プラットフォーム事業者が果たすべき積極的な役割(監視、削除請求権、削除要請等)

(3)違法情報の流通の監視

ウ 繰り返し多数の違法情報を投稿するアカウントの停止・凍結等

意見 17-1 アカウントの停止や複数アカウントの作成制限等を事業者に義務付けることに反対

プラットフォーム事業者に対して、罰則付きの投稿削除義務や問題のあるアカウントを停止・凍結させる義務を課すことは「慎重であるべき」とした方針も妥当だ。WGでは表現の自由に配慮した検討がなされ、プラットフォーム事業者の自主的な改善を促す方向で議論が行われてきた。しかし、透明性・アカウントビリティ(説明責任)の確保が十分ではなく、自主的な取り組みが機能していないことも明らかになった。(再掲)

【一般社団法人 日本新聞協会】

アカウントの停止や複数アカウントの作成制限等を事業者に義務付けることも、上述の場合と同様に、表現の自由への影響が大きく、極めて不適切である。

【一般社団法人新経済連盟】

適法な投稿を含む表現の事前抑制(封殺)であり、利用者の表現の自由を侵害する。

プラットフォーム事業者が裁判所の判断を経ることも許されずに表現の事前抑制(封殺)を義務付けられれば、プラットフォーム事業者の裁判を受ける権利に対する重大な侵害である。

【弁護士】

表現の自由を守るため、異論ございません。

【個人】

意見 17-2 ユーザーアカウントに対する措置および罰則は、プラットフォームにとって自主的なものにとどまるべき

プラットフォームのポリシーに繰り返し違反する者については、上記のコメントを参照してください。

我々は、ユーザーアカウントに対する措置および罰則は、プラットフォームにとって自主的なものにとどまるべきであるというワーキンググループの結論に同意する。

【Meta Platforms Inc.】

意見 17-3 アカウント停止、凍結の必要性がある場合が存在する

2 回程同じ様な事をした人は基本精神に何かしら支障を負った危ない人なのでそういった類の人を医療施設に繋げるシステムを作ってください。

【個人】

前項のイ同様、表現の自由が委縮することは避けなければいけないが、「程度が著しく大きい」「それ以外に方法がない」といった特定の人物が現れた場合にはアカウント停止、凍結の必要性もある。「MIT ライセンス」を採用するプラットフォーム事業者においては、アクセス規制も対策として考慮に入れるべきで、アクセスプロバイダにも対策を求める必要性が出てくる。通信を止めるとなると、契約約款モデル条項で定められているとはいえ、権限を持った機関の判断が必要で、現状では法的な定めがないなかではあるが、法務省が判断を出すべきである。将来的には、人権侵害を救済する機関を設置して規定などを定め、段階を踏んで特定の人物に対するネットワークからの遮断といった判断を出すことも考えられる。遮断後の権利回復のためには差別行為を繰り返し行わないための更生プログラムも必要だ。これらの意見を総合して提言されたい。

【個人】

意見 17-4 法的に義務付けされるべき

法的に義務付けされて然るべきかと思う。

【個人】

3. プラットフォーム事業者が果たすべき積極的な役割(監視、削除請求権、削除要請等)

(4)権利侵害情報に係る送信防止措置請求権の明文化

意見 18-1 送信防止措置請求権の明文化に慎重な議論が必要

方向性案は、プラットフォーム事業者に対して利用者が投稿の削除を求める「削除請求権」の明文化について「慎重な検討を行う必要がある」とした。当協会はWGの検討に先立つ意見募集の段階で、表現の自由や国民の知る権利に悪影響を及ぼしかねず、同意できないと述べた。権利の濫用や過度な削除が行われる恐れがあることなどを理由に明文化を見送ったことは妥当で、今後検討するとしても極めて慎重な議論が必要だと考える。

【一般社団法人 日本新聞協会】

規定の内容によっては、濫用的な削除請求が多数行われることが懸念される。また、プラットフォーム事業者側が過度に広汎に削除を行い、利用者の表現の自由が侵害されることも懸念される。

【弁護士】

権利の濫用を防ぐため、異論ございません。

【個人】

意見 18-2 送信の防止には様々な意味があるとともに、過剰な取り締まりや言論・表現の自由の訴外につながる可能性がある

違法コンテンツの削除またはブロック、プラットフォーム運営者のポリシーおよび現地の法律、およびプラットフォーム運営者による違法コンテ

コンテンツの自主的な削除またはブロックについては、上記のセクションのコメントを参照してください。

侵害情報の送信を防止するという事は、コンテンツが共有されるのを防止したり、同じコンテンツのアップロードや投稿を防止したりするなど、様々な措置を意味する。このような措置は、作業部会が認識しているように、不釣り合いであり、過剰な取締りや言論・表現の自由の阻害につながる可能性がある。また、上記のコメントにあるように、申立人や被害者の権利と、コンテンツの投稿者／公開者／共有者の権利のすべてを考慮し、バランスをとる必要がある。

【Meta Platforms Inc.】

意見 18-3 送信防止措置請求権の明文化以前に周知が必要

判例法理により認められている権利を法令で明文化することについて、明文化することのメリットが被害者に広く認知されること等にあるとするならば、明文化以前に、こうした権利について周知していくことも必要と考えられる。

【一般社団法人新経済連盟】

意見 18-4 判例規範を明文化することに慎重になるべきということは理解できるが、権利の濫用や過度な削除を防止する方向での明文化も検討されるべき

【判例法理の抽象的規範の問題】

表現の差止請求に関する判例（最大判昭和61年6月11日民集第40巻4号872頁。北方ジャーナル事件）やその後の裁判例が示した規範に従って削除請求権が認められているが、この判例の規範に基づいた場合での個別事案での判断は区々である。当該判例規範を明文化することに慎重になるべきということは理解できるが、権利の濫用や過度な削除を防止する方向での明文化も検討されるべきである。さらに、法律での明文化ですら困難であり、裁判所によるその適用も区々であるのに、プラットフォーム事業者が自主規制基準を策定し、それを運用する取組みを義務付け、評価するという発想がいかに関業者に無理難題を課すものであるかはよくよく認識されるべきである。

【弁護士】

意見 18-5 送信防止措置請求権は明文化されるべき

(1) 明文化の必要性について

送信防止措置請求権（いわゆる削除請求権）の明文化がされることにより、権利の明確化や手続の迅速化などによる被害者救済が期待できることに加え、誹謗中傷事案への関心の高まりと相まって、報道等を通じて広く国民に対する啓蒙に繋がることが考えられる。

これに対して、明文化のデメリットとして、権利の濫用や過度な削除が行われるおそれが指摘されている。しかしながら、削除請求権については現在も判例法理上認められているところ、プラットフォーム事業者は投稿削除に慎重な姿勢を示しており、削除のために裁判手続を要することが多い。そのため、仮に送信防止措置請求権が明文化されたとしても、プラットフォーム事業者において請求権の存否を判断するプロセスが失われるわけではないから、プラットフォーム事業者が削除による発信者側からの損害賠償請求等のリスクを無視して、過度な削除をするという事態は想定し難い。

以上によれば、送信防止措置請求権は明文化されるべきである。

【一般社団法人日本音楽事業者協会】

ガイドラインの策定などがおこなわれており、一定議論が積みあがっているところだ。ガイドラインを基準にして、権利侵害情報の送信防止措置を請求する権利を認めるべきだ。これまで公にされたガイドラインの評価についても考えを示されたい。

【個人】

また、「削除請求権」や「第三者による判断」などの制度や機関など、導入すべき施策についての積極的な議論が必要だ。国内外無差別との記述もあるが、海外から差別攻撃がおこなわれる可能性も考えなくてはならない。今後の技術革新で、思いもよらぬ違法・有害情報が出てくる場面の想定もおこない、柔軟に対応できるシステムも必要だ。差別禁止法の制定や人権救済機関の設置、人権侵害通報制度の導入などを視野に入れた幅広い議論をするためには、違法・有害情報の被害者や、被差別当事者の意見を積極的に取り入れるべきだ。当ワーキンググループにおいては、インターネット上の人権侵害などへの対応には被害者や被差別当事者の意見を取り入れることの必要性を認識し、迅速さが求められていることも考慮に入れ、今後の議論を展開されたい。

【部落解放同盟京都府連合会】

意見 18-6 請求権の内容について、送信防止措置には、アカウントの停止等を含めるようにすべき

(2) 請求権の内容について

繰り返し多数の権利侵害情報が投稿されている事案においては、個々の投稿の削除のみでは被害者救済としては不十分であることから、繰り返し多数の権利侵害情報を投稿する発信者については、単に個々の投稿の削除のみならず、アカウントの停止等の請求権を含むものとすべきである。

具体的には、著作権法や不正競争防止法の例に習い、単に個別の投稿の送信防止措置を請求することができるだけでなく、侵害の停止に「必要な措置」を請求することができることとし、アカウントの停止等を求めることができるようにすべきである（本 WG 第 4 回資料 2 橋本教授作成資料 7 頁参照）

【一般社団法人日本音楽事業者協会】

意見 18-7 権利侵害情報の発信によって発信者が得た広告収入等の収益についても、被害回復等のために保全・充当できる仕組み等についても併せて検討されるべき

(3) 発信者が得た収益の取扱いについて

昨今の誹謗中傷被害の事案においては、発信者が誹謗中傷の投稿から広告収入などの多額の収益を得る一方で、被害者の請求に基づく損害賠償額は小額にとどまるという不均衡が生じており、そのことが誹謗中傷による攻撃を助長させているという問題がある。

そのため、送信防止措置請求権の明文化に併せて、権利侵害情報の発信によって発信者が得た広告収入等の収益についても、被害回復等のために保全・充当できる仕組み等についても併せて検討されるべきである。

これについては、例えば、発信者が投稿によって得た収益の額を、被害者が受けた損害額として推定する規定を創設することや、被害者がプラットフォーム事業者に対し発信者に対する収益の支払の停止を求めることができる規定を創設することなどが考えられる。

【一般社団法人日本音楽事業者協会】

3. プラットフォーム事業者が果たすべき積極的な役割(監視、削除請求権、削除要請等)

(5)権利侵害性の有無の判断の支援

ア 権利侵害性の有無の判断を伴わない削除(いわゆるノーティスアンドテイクダウン)

意見 19-1 ノーティスアンドテイクダウンの導入については反対

プラットフォーム事業者の削除義務に関して、いわゆるノーティスアンドテイクダウンを導入するということは、請求があっただけでプラットフォーム事業者に投稿の削除を義務付けることとなる。このような制度は、プラットフォーム事業者による自律的な判断が介在しないという点において送信防止措置請求権の場合とは質的に異なる問題があり、嫌がらせ目的などの濫用的利用により表現の自由に対する過度な制約となるおそれがある。

よって、ノーティスアンドテイクダウンの導入には反対する。

【一般社団法人日本音楽事業者協会】

濫用的な申請が多数行われ、利用者の表現の事由が侵害されることが懸念される。

【弁護士】

表現の自由を守るため、異論ございません。

【個人】

ノーティスアンドテイクダウンの導入については、これまでも様々な場面において検討されてきたが、数多くの課題が指摘され、導入には至っていないと認識している。

今般の検討においても、これまで指摘されてきた課題を克服したり、導入を必要とする特段の議論がなされたものではないと承知しており、引き続き極めて慎重な検討が必要である。

【一般社団法人新経済連盟】

意見 19-2 ノーティスアンドテイクダウンの導入に賛成

踏み込みは見られるものの、スピード感に欠ける箇所が2箇所ある。

17ページ

ノーティスアンドテイクダウンの導入についてはむしろ積極的に検討すべきである。

理由：例えばBOTといった人間でない、電子計算機の大量コマンドで被害を受けた場合を考えよう。BOTは保護するに値しないのは一般的な感覚では至極当然である。したがって、ここはプロバイダ責任制限法をむしろ積極的に運用検討する場面なのは、一般的な感覚からは当然の帰結である。それが検討できないのであれば、法改正を以て望むべきである。

【個人】

何も加害側が死ぬわけじゃあるまいしガンガンやってください。

【個人】

3. プラットフォーム事業者が果たすべき積極的な役割(監視、削除請求権、削除要請等)

(5)権利侵害性の有無の判断の支援

イ プラットフォーム事業者を支援する第三者機関

意見 20-1 第三者機関を維持するための負担は事業者の経済的活動に支障をきたすので、整備への反対に賛成

記述なさっている理由に加えて、第三者機関を維持するための負担は事業者の経済的活動に支障をきたすので、整備への反対に賛成です。
【個人】

意見 20-2 第三者機関に期待する具体的な役割や、当該機関を法的に整備することのメリットが明らかではない

「公平中立な立場からの削除要請を行う機関」や「プラットフォーム事業者が違法性の判断に迷った場合にその判断を支援するような第三者機関」の意味するところが必ずしも明らかでないが、第三者機関に期待する具体的な役割や、当該機関を法的に整備すること（これらの機関による要請が法的拘束力等を持つか否かは別）にどのようなメリットがあるのかが明らかでなく、こうした点も明らかにした上での検討が必要である。

【一般社団法人新経済連盟】

第三者機関が何らかの権限を有する場合、プラットフォーム事業者の裁判を受ける権利が侵害されることが懸念される。
第三者機関に権限がない場合、設置する意義が乏しい。また、権限なき第三者機関により無責任な判断が行われることが懸念される。

【弁護士】

意見 20-3 法律の適用における一貫性を確保するため、政府による削除命令を処理するための単一/中央組織を持つことを支持する

第三者報告組織に関する上記のコメントで述べたように、規制当局とプラットフォーム事業者の双方にプロセスの効率性を提供し、法律の適用における一貫性を確保するため、政府による削除命令を処理するための単一/中央組織を持つことを支持する。しかし、そのような組織の役割と責任が、規制当局と裁判所に対して明確に定義されることが重要である。また、専門知識および要求される量を処理する能力を有するべきである。

ニュージーランドでは、Netsafe（非営利の安全組織）が有害デジタル通信法（HDCA）の「認定機関」として認可され、HDCAに基づいて有害とみなされるデジタルコンテンツに関する苦情を受け付け、評価、調査、解決を行っている。Netsafe はまた、プラットフォームプロバイダーやその他の関係者との関係を構築・維持し、オンライン上の安全や行動に関する方針について教育や助言を提供する責任も担っている。

台湾では、Institute of Watch Internet Network (iWIN)-国家通信委員会および教育、文化、経済省などの政府機関によって設立された半官半民の組織が、特定のオンラインコンテンツに関する一般からの苦情を受け付け、そのコンテンツが違法であるかどうかを判断するために担当機関にトリアージしたり、コンテンツがポリシー違反であるかどうかを判断するためにプラットフォームにトリアージしたりする役割を担っている。iWin 自体は、オンラインコンテンツの合法性を判断する行政権限を持っていない。

【Meta Platforms Inc.】

意見 20-4 人権侵害を救済する機関の設置が必要

また、「削除請求権」や「第三者による判断」などの制度や機関など、導入すべき施策についての積極的な議論が必要だ。国内外無差別との記述もあるが、海外から差別攻撃がおこなわれる可能性も考えなくてはならない。今後の技術革新で、思いもよらぬ違法・有害情報が出てくる場面の想定もおこない、柔軟に対応できるシステムも必要だ。差別禁止法の制定や人権救済機関の設置、人権侵害通報制度の導入などを視野に入れた幅広

い議論をするためには、違法・有害情報の被害者や、被差別当事者の意見を積極的に取り入れるべきだ。当ワーキンググループにおいては、インターネット上の人権侵害などへの対応には被害者や被差別当事者の意見を取り入れることの必要性を認識し、迅速さが求められていることも考慮に入れ、今後の議論を展開されたい。(再掲)

【部落解放同盟京都府連合会】

「表現の自由」を過度に制限することがないように、との指摘はもっともであるが、「公共の福祉」に反するような違法・有害情報の放置は決してあってはならない。有害情報である差別情報に関していえば、放置することで事業者が差別に加担したことと同じになる。事業者を守る意味においても、プラットフォーム事業者に迅速かつ適切に削除を行うなどの責務を課すことや、法整備が必要である。法整備は「MIT ライセンス」を採用するプラットフォーム事業者に対しても有効である。差別禁止法の制定や人権侵害を救済する機関の設置など、おこなうべきだ。また、誹謗中傷や差別行為の被害救済を考えると、情報を発信した人物を特定しやすくするため、アクセスログの保持期間を1年以上と法的に定めることも必要だ。被害者の立場から制度を構築することについて、考えを示されたい。

【個人】

まったくその通りではある。国内に拠点がある「海外事業者」にも「Github」や「クラウドフレア」など「MIT ライセンス」を採用しているプラットフォーム事業者はある。前述の出版社代表はその他、国内に拠点のない「Transloadit」という海外のプラットフォーム事業者も利用している。現実的に、これらのプラットフォーム事業者に削除を行う責務を課す方法はなく、法整備でユーザーへの規制を考えるべきだ。ワーキンググループで懸念されているとおり、過度に表現の自由を制限することがないようバランスを取るため、規制をおこなう差別禁止法だけでなく、人権救済機関の設置や通報制度、被害者や被差別当事者などの意見を反映させた指針を策定する第三者機関など、慎重さとの確さ、迅速さを兼ね備えた柔軟な施策を講じるべきだ。具体的な対策を提言されたい。

【個人】

説明には裁判手続きと比べて、迅速ではない旨の記述があるが、被害者や被差別当事者にとって裁判手続きは負担が大きい。その人たちの意見を反映できる第三者機関があれば、明確な指針が出せるため、必要性はある。現実の被害者らの意見を聞くなどしてから、その目線に立って再度、提言されたい。

【個人】

3. プラットフォーム事業者が果たすべき積極的な役割(監視、削除請求権、削除要請等)

(5)権利侵害性の有無の判断の支援

ウ 裁判外紛争解決手続(ADR)

意見 2 1 - 1 ADR の創設は実効性に乏しい

強制力を伴うものではなく、実効性に乏しい。

【弁護士】

指摘のとおり、ADR では実効性や有効性は乏しいと考えられるから、迅速かつ的確、有効な解決ができる制度、実効性ある手続きの創設が必要不可欠だ。別の制度の創設も視野に入れた提言をおこなわれたい。

【個人】

意見 2 1-2 事業者が自主的に ADR 機関を設置することも機能し得る

利用者への通知と異議申し立てに関する上記のセクションのコメントもご参照ください。

Meta は、ユーザーがコンテンツプラットフォームの決定に異議を申し立てることができることの重要性を認識しているこの形式の紛争解決を提供するために、強固な不服申し立てメカニズムと抗議に向けて取り組んできた。業界のベストプラクティスとギャップを特定するために、すべてのデジタルプラットフォームで利用可能な不服申し立てと紛争解決策をベンチマークすることが有用であろう。そうすることで、どのような形のさらなる紛争解決フレームワークが適しているかを知ることができる。

世界中のコンテンツガバナンスの枠組みの中で活動してきた我々の経験からすると、業界またはプラットフォーム自身によるこのようなイニシアチブの形成は、ADR 機関 が目的に適合し、コンテンツのレビュー、評価、情報に基づく意思決定、および政策提言を行う能力と技術的専門知識を有することを保証する。

例えば Meta が立ち上げた Oversight Board は、フェイスブックやインスタグラムのコンテンツ決定に異議を唱える手段を人々に提供している。監視委員会は Meta から独立して運営されているが、Meta との距離が近いという利点があり、Meta のコンテンツモデレーション慣行に関する深い洞察、知識、専門知識を得ることができる。その結果、事件の裁定や政策提言に反映される。(監視委員会の詳細については、こちらをご覧ください。 <https://www.oversightboard.com/appeals-process/>)

【Meta Platforms Inc.】

意見 2 1-3 プラットフォーム事業者による自主的な ADR 機関創設については調査研究を今後実施する旨、及び検討の範囲に含める旨を記載したらどうか。また、事業者独自の取り組みをモデルケースとして収集したらどうか

プラットフォーム事業者による自主的な ADR 機関創設については1つの可能性として、調査研究を今後実施する旨、及び検討の範囲に含める旨を記載することを提案する。

また、事業者独自の取り組みをモデルケースとして収集することを提案する。例えば、大手プラットフォーム事業者である Meta は、権利侵害コンテンツの削除判断について監督する第三者機関として監督委員会 (Oversight Board) を設置している。

【NPO 法人バーチャルライツ】

意見 2 1-4 ADR の整備の検討は意義があるのではないか

英字論文で西洋の研究者が指摘している通り英米と異なり日本では訴訟を嫌う文化があるので、ADR を整備した方が本当に権利を侵害されている被害者がいる場合には救済につながるかもしれません。

【個人】

意見 2 1-5 罰則に基づきプラットフォーム事業者から徴収した金銭により ADR 等を運営したらどうか

提案としてですが、他のヨーロッパの国が罰金を大手プラットフォームから取っていますが、そのプラットフォームに似たように罰金か何か整備費用として徴収して、そのお金でADRや削除に動く人権団体、ネットパトロールの費用として工面すれば雇用確保にもなりますし、ネットの治安もよくなると思います。弁護士等は基本的にBtoBで成立する誹謗中傷などの民事裁判で高額な慰謝料を取る事に専念させたらいいと思います。開示請求しても確実に被害側が勝つわけではないので。

【個人】

4.その他

(1)相談対応の充実

意見22-1 相談対応の充実に賛成

本当に権利を侵害された被害者がいる場合に備えて、異論ございません。

【個人】

意見22-2 相談機関の役割は、プラットフォーム事業者の営業の自由・表現の自由に対する事実上の制約とならない形で策定すべき

相談機関が、各相談者に対して、当該プラットフォーム事業者のフォームへの案内を行う等、プラットフォーム事業者へのアクセスを容易にするサポートを行うにとどまるのであれば、被害者支援の観点から有用であると考えます。しかし、仮に、相談機関がプラットフォーム事業者に対して相談事項を提供し、提供後もそれらの対応についての確認・評価等を行うというような仕組みとすると、プラットフォーム事業者らに対して事実上の削除強制を行うのと同様の効果が生じかねない。したがって、相談機関の役割は、プラットフォーム事業者の営業の自由・表現の自由に対する事実上の制約とならない形で策定すべきである。

【弁護士】

【相談機関（連絡会）等の位置づけ】

各相談機関（NPO）に期待している役割が不明確である。仮に、相談機関が、事業者に対して相談があった旨を連携するだけでなく、その後の対応状況の報告を事実上求めたり、削除等を明示・黙示に促したりする場合には、事実上、事業者は当該相談の対象となった投稿を削除せざるを得ない状態になりかねず、裁判手続によれば削除されないような投稿まで削除されることにつながる点で、表現の自由に対する過度の制約となり得る。また、相談機関から連携があったり削除を求められたりした事案への対応状況が事業者の評価（事実上の評価を含む。）につながるのであれば、なおさらである。

とりわけ、相談機関が事実上行政によるコントロールがなされているような場合には、上記のような行政法潜脱のおそれに加えて、事実上の行政による検閲に等しいほどに表現の自由（憲法21条1項）に対する強度な制約となることから憲法上の問題が生じる。

相談機関は、とにかく実績を求めがちであるという問題もある。本来的には司法や行政（裁判所や警察等）が担っている役割を代替し、相談機関が削除要請等を事業者に行う場合（特に、削除に応じない限り要請を続けるような場合）には、過剰というべき要請も想定され（現状、法務省によるプロバイダに対する削除要請を行う際には、同省が調査した上で、人権侵犯事件調査処理規程14条1項1号に基づき「要請」が行われていると理解しているが、当該「要請」が妥当しないような情報についても削除の要請がされることが想定され）、表現の自由に対する過度の制約であった

り、事業者の不合理な負担となる可能性がある。

【弁護士】

意見 2 2 - 3 相談機関の認知度と可視性を高める手助けをすることができる

私たちは、相談対応のキャパシティ、可視性、相互協力性を高めるために、より多くの投資とリソースが必要であるという認識に同意する。プラットフォーム事業者は、このようなサービスの認知度と可視性を高める手助けをすることができる。

例えば Meta では、被害者支援に重点を置く数多くの NGO と提携している。世界中の 50 以上の NGO パートナーとともに、私たちは UK Revenge Porn Helpline の StopNCII.org の立ち上げを支援した。(このイニシアチブの詳細はこちらをご覧ください。

<https://about.fb.com/news/2021/12/strengthening-efforts-against-spread-of-non-consensual-intimate-images/>)

【Meta Platforms Inc.】

意見 2 2 - 4 連携先の追加等の検討が必要

相談を受け付ける民間団体とも連携も考慮に入れるべきだ。被害者や被差別当事者に寄り添った支援となるよう、工夫が必要だ。ピアカウンセリングの手法も考慮にいれ、再考されたい。

【個人】

意見 2 2 - 5 相談窓口が分かりづらい

3. 【被害者が泣き寝入りしないために】

相談窓口が分かりにくく、泣き寝入りを強いられているケースが多いと思います。特に「性関係」の場合、警察が検挙しているのは【氷山の一角】で「お礼参りが怖い」「関わりたくない」など色々あると思います。また、都道府県警察によっても温度差を感じます。現在は既存の法令を適用して検挙していますが、こうした方は釈放されてすぐに同じ事を繰り返しています。法令を改正するのは時間がかかる事でもありますワンストップで相談出来る窓口を作って、被害者が被害の申告をしやすくするのも必要と考えます。

【個人】

意見 2 2 - 6 サービス提供事業者以外の通報窓口が必要

4. 最後になりますが、第三者が問題の書き込みや動画を見た時に、提供事業者以外に情報提供出来る仕組みが必要だと考えます。事業者ごとの対応にバラつきがないよう、一定のルールを設ける事は必要です。また、これら不法行為に対しての法定刑の引き上げとライブ生配信については被害の甚大さからも、業界主導で自主規制する事。

以上の通り述べさせて頂きました。

【個人】

意見 2 2 - 7 地方自治体における相談窓口の拡充のため、国から自治体への財政支援を検討すべき

被害者を迅速に支援するためには、地方自治体における身近な相談窓口において、インターネット上の誹謗中傷や差別といった人権侵害情報に関する相談に対応し、被害者本人によるプロバイダ事業者への削除要請や証拠保全等の助言などを行う必要があると考える。

そのためには、地方自治体の相談窓口と違法・有害情報相談機関連絡会との連携強化のほか、地方自治体におけるインターネットに関する知識を有した相談員の確保と充実を図るため、国による地方自治体への財政支援も検討されたい。

【大阪府】

4.その他

(2)DMによる被害への対応

意見 23-1 メッセージングサービスへの規制は反対

プライベートな1対1のメッセージング・サービスは、ソーシャルメディア・プラットフォームのサービスとは別個に扱われるべきである。コンテンツの検出と削除を義務付ける規制は、技術的な制約やユーザーの期待の違いから、プライベート・メッセージング・サービスには適さない。人間関係は非常に複雑である。プライベートメッセージングには、非常に微妙で文脈に依存するやりとりが含まれる可能性があり、友人グループが冗談を言い合ったり、現在または過去に恋愛関係にあった大人同士の言い争いなど、いじめと誤解される可能性がある。また、メッセージングサービスにおけるプライベートな会話の監視は、ユーザーのプライバシーの権利と期待を侵害する。

【Meta Platforms Inc.】

発信者情報の開示を安易に認めれば、表現の自由及びプライバシー権等に対する重大な制約となる。

【弁護士】

【一対一の通信の問題】

「DM機能」は定義が不明確である。仮に、一対一の通信（クローズドな通信）における表現についても事業者の確認させ、削除等の対応を求めるのであれば、通信の秘密を侵害する可能性が高く、憲法上問題がある。

通信の秘密は、通信内容の秘密のみならず通信の外形的事項を保障している。そうすると、「DM機能」に関する監視（特定の発信者に関する通信（誹謗中傷等を行う発信者からの特定の発信者への通信）を監視することを含む。）を行うことは、通信内容の秘密を侵害する可能性が高いのみならず、通信の外形的事項（通信の構成要素）への侵害に当たる可能性が高く、この点でも問題がある（電気通信事業法4条1項）。

【弁護士】

意見 23-2 主たるサービスに補完的に1対1のコミュニケーション機能が付随するだけのサービスの場合は、そのサービスを規制の対象とするべきではない。

対象となるプラットフォームサービスが何であるかにも関係するが、主たるサービスに補完的に1対1のコミュニケーション機能が付随するだけのサービスの場合は、そのサービスを規制の対象とするべきではない。

【アジアインターネット日本連盟】

主たるサービスの補完として一対一のコミュニケーション機能が付随するのみであれば、当該サービスを規制の対象外とすべきである。

【一般社団法人 日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部会データ戦略WG】

意見 23-3 特定のもの同士で行われるDMについては、事前にお互いに送受信などに関する同意があるケースもあり、およそ一般的な通信の秘密に関連するやり取りの中での情報については、対象とするべきではない。

また、DM（ダイレクトメール・メッセージ）といっても、不特定のものが特定のものに対してDMをいつでも送れるサービスもあれば、特定の者同士でのみDMが送られるサービスもある。特定のもの同士で行われるDMについては、事前にお互いに送受信などに関する同意があるケースもあり、およそ一般的な通信の秘密に関連するやり取りの中での情報については、対象とするべきではない。

【アジアインターネット日本連盟】

また、特定の者同士のみでDMを送受信するサービスに関しては、送受信等について事前同意を行うケースもあるため、一般的な通信の秘密に関連するやり取りにおける情報は対象外とすべきである。

【一般社団法人 日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部会データ戦略WG】

意見 23-4 継続的な検討が必要

英米法では日本の法律と比べて一方的なセールスが制限されているので、日本でも状況把握にとどめず規制を強化する余地があるかもしれません。

【個人】

システムの変化によらず、的確に対応できるようことが重要だ。新たな問題が起こったときにすぐに協議する場の設定など、取り決めが必要だ。新技術の導入などの状況変化にも柔軟に対応できるようにするには、どうすればいいか、考えを示されたい。

【個人】

DM機能は、プラットフォームごとに機能の差異があり、サービスによっては、友達限定にするなどの機能があるという実態や通信の秘密なども踏まえて、検討をすべきである。

【一般社団法人クリエイターエコノミー協会】

DMなどの一対一の通信における誹謗中傷等の権利侵害への対策が必要と考えますが、現行の発信者情報開示請求の対象とする場合、根本的な見直しを必要とする事情等について引き続き状況の把握に努めることが適当という本方向性案の記載に賛同します。

なお、仮に今後議論するとしても通信の秘密の観点からも極めて慎重に検討すべきと考えます。

【KDDI株式会社】

意見 23-5 既存の発信者情報開示制度の枠組みにとらわれるのではなく、いかにして誹謗中傷被害を防止するかという観点から、DMによる被害の問題についても正面から取り組むべき

（1）匿名性から非公開性へ

近年プロバイダ責任制限法が整備され、匿名による誹謗中傷に対しては、発信者情報開示請求を通じて、従来よりも迅速に発信者が特定できるようになった。このことは、社会的にも広く認知されてきており、匿名による誹謗中傷に対する一定の抑止効果を生じさせているものといえる。

その一方で、これらの誹謗中傷の問題は、より陰湿化・深刻化している。すなわち、誹謗中傷が発生する場所について、不特定多数の利用者が閲覧可能な公開の場（例えば、タイムラインや掲示板など）に加えて、ダイレクトメッセージ（DM）に代表されるような、よりプライベート（非公開）な通信が新たな分野として問題となっている。いわば、従来の「匿名性」の問題から「非公開性」の問題へとシフトしているといえるであろう。これらの非公開の通信においては、第三者の目に晒されないという特性から、わいせつな動画や写真の送信などを含め、被害の内容は陰湿かつ

深刻なものとなりやすいという特性を有している。

(2) 我が国の法制の抜け穴

ところが、我が国のプロバイダ責任制限法においては、このような一対一の通信については「特定電気通信」に該当しないものとされている。そのため、DMによる誹謗中傷に対して発信者情報開示請求をすることができず、被害救済の道が閉ざされている状況にある。

他方で、米国をはじめとする海外においては、このような一対一の通信についても発信者情報開示が認められており、例えば、我が国において誹謗中傷の被害を受けた被害者が、米国のディスカバリ制度を通じて、発信者の特定を求める例も報告されている。

このように、我が国においては、DMによる権利侵害が野放しの状況となっていることが相まって、DMによる誹謗中傷被害が深刻化しているのである。

(3) 既存の法制度の枠組みにとらわれない対策の必要性

本案においては、現行の発信者情報開示制度は、情報が拡散され被害が際限なく拡大するおそれがあることに着目して不特定の者に受信されることを目的とする通信を対象とする規定となっていることを理由として、DMによる被害への対応について消極的な方向性が示されている。

しかしながら、前述したとおり、昨今のインターネット上の誹謗中傷の被害は、匿名性の問題から、非公開性の問題へとシフトしており、DMによる被害が法の抜け穴となることにより、被害が陰湿化・深刻化しており、もはやこの問題を野放しにすることは許されない状況にある。

また、DMによる被害は、公開の場における誹謗中傷と相まって増大する傾向がある。すなわち、第三者の目に晒される状況下では誹謗中傷ができない発信者が、DMを通じて誹謗中傷のメッセージを送信してくるのである。このような観点からは、DMによる被害も、情報が拡散され際限なく拡大する被害の一環といえる。被害者から見れば、公開であろうと非公開であろうと、同じ誹謗中傷の発信であることには変わりはないのである。

そもそも本WGは、総務省が公表した「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」に基づき、その取組が進められてきたものである。その本来的な目的は、インターネット上の誹謗中傷等の被害を防止することにあるのであるから、既存の発信者情報開示制度の枠組みにとらわれるのではなく、いかにして誹謗中傷被害を防止するかという観点から、DMによる被害の問題についても正面から取り組むべきである。

(4) 通信の秘密との関係

これに対して、一対一の通信について発信者情報開示を認めることは、通信の秘密との関係で問題があるという意見も見受けられる。

しかしながら、現行法制下においても、DMで犯罪行為があった場合には、捜査機関から発信者情報開示を求めることがあり、通信の秘密といえども不可侵ではない。

また、DMによる被害の場面においては、発信者と受信者の双方が見知らぬ間に通信を傍受しているわけではなく、権利侵害の被害を受けた被害者（受信者）が発信者の情報開示を求めているのであり、本来的な意味での通信の秘密が問題となるものではない。

仮に通信の秘密について慎重な取扱いが求められるとすれば、例えば、一対一の通信については、裁判所による決定を開示の手続的要件とすることが考えられる。

(5) 所属事務所による管理の限界

いわゆるタレントや歌手、芸能人などのアーティストについては、所属事務所がアカウントを管理することにより、アーティスト本人がDMによる誹謗中傷の被害を受けることを防止することが可能であるとの意見も見受けられる。

しかしながら、アーティストの公式アカウントについては、必ずしも所属事務所が管理しているものではなく、アーティスト本人が直接管理していることも多い。このような取扱いがされている理由については様々なものがあるが、アーティスト本人が直接情報発信することにより情報の即時性や拡散力が高まることや、アーティスト本人が自己管理を希望していることなどが主な理由である。アーティストが自ら直接ファンに向けて情報発信し、これにファンが呼応するという関係は、現在のアーティスト活動においては欠かせないものとなっている。

以上のような点を考慮すると、所属事務所がアカウントを管理すればよいという意見は、現代的なアーティスト活動に対する基本的理解を欠いたものと言わざるを得ず、問題の本質からも外れている。

(6) DM 受信制限論の問題点

DMによる被害については、受信元をフォロワー限定などに制限することにより、被害を技術的に防止することができるため、法制的な手当は不要であるとの意見もある。

しかしながら、DMの受信元を制限するということは、誹謗中傷等のメッセージのみならず、好意的なファンからのメッセージも制限されることとなる。アーティストにとっては、好意的なファンからのメッセージは、ファンレターと同様のものであり、アーティスト活動にとっては不可欠なものである。そのため、DMの受信元を制限する機能があることは認識しているものの、あえてそのような制限は加えていないアーティストも多数存在している。

また、そもそも本来は制限なく利用できるはずのDMの機能について、被害者側が誹謗中傷等の被害を免れるためにのみ機能を制限せざるを得ないという事態は本末転倒であり、被害者側にそのような不利益を感受させることを正当化する理由とはなり得ない。

以上の点から、受信元の制限により被害を技術的に防止することができるという意見も相当ではない。

【一般社団法人日本音楽事業者協会】

4.その他

(3)特に青少年にまつわる違法・有害情報の問題

意見 2 4 - 1 青少年にまつわる違法・有害情報を規制すること自体には賛成であるが、今回検討されている枠組みにこれらの問題を盛り込むことには疑問

青少年にまつわる違法・有害情報を規制すること自体には賛成であるが、今回検討されている枠組みにこれらの問題を盛り込むことには疑問がある。特定の被害者が観念できない分野についての規制を施すことは、誰が削除を請求することができるのか（原告適格）が不明であるという問題をはらんでいる。

【弁護士】

意見 2 4 - 2 青少年にまつわる違法・有害情報の問題については、諸外国の規制をそのまま国内に準用することのないよう、より慎重な検討を行うことを提案する。

対策の検討に努めるという基本方針には賛同するものの、青少年にまつわる違法・有害情報の問題については、国連決議 A/RES/76/162 [人権と文化的多様性に関する決議] 等においてグローバル化による価値観の均一化が危惧されているため、諸外国の規制をそのまま国内に準用することのないよう、より慎重な検討を行うことを提案する。

【NPO 法人バーチャルライツ】

意見 2 4 - 3 未成年者のオンライン体験に関する調査と証拠収集を、国内外を問わず継続することに賛成

私たちは、未成年者のオンライン体験に関する調査と証拠収集を、国内外を問わず継続するよう求める作業部会の慎重な勧告を支持する。私たちは、これらの知見が青少年の安全政策の選択肢に役立つと信じる。

我々は、青少年の安全に対する Meta の見解とアプローチについて、作業部会とのさらなる協議を歓迎する。

【Meta Platforms Inc.】

青少年保護のため、異論ございません。

【個人】

4.その他

(4)その他炎上事案への対応

意見 2 5 - 1 炎上について慎重な検討が必要という方針に賛成

我々は、コンテンツが個人の人格権を侵害するかどうかを判断することの複雑さと文脈上の課題を考慮し、慎重な検討が必要であるという、ワーキンググループの意見に同意する。

【Meta Platforms Inc.】

法的な問題の有無にかかわらず「投稿群」として一律の削除などを定めることは、個々の表現者の表現の自由に対する重大な侵害となる。思想・言論の自由市場自体の否定・破壊につながりかねない暴論である。

【弁護士】

対応が表現の自由を侵害してしまうことを懸念します。

【個人】

意見 2 5 - 2 炎上事案への対処は迅速に検討すべき

20 ページ

(炎上事案) への対処は、慎重に検討、ではなく、「迅速に」検討と文言を変更願う。

理由：現に被害を何らか受けていること、ならびに 50 ページ 53 ページのアンケート結果を鑑みると、ニーズが甚大なのは明白である。よって迅速に、の文言が適切である。

【個人】

【炎上行為について】

私は、一ユーザーですので最近目立つ炎上行為・誹謗中傷抑止についてご提案させていただきます。

1. こうした炎上行為や誹謗中傷は、SNS のみでなく「ライブ配信」が使われる事もありますが、提供事業者へ通報しても対応されない事があります。海外にサーバーが置かれている Youtube やインスタグラムなどの海外事業者だと、特に対応が遅く、被害が拡散してしまいます。何らかの規制を施行するなら、国内事業者と同様に一定の歯止めを効かせる事が必要な時代だと考えます。

2. ライブ配信を提供するプラットフォーム事業者が増えたあたりから、炎上や誹謗中傷を掲示板や SNS から、ライブ生配信サイトでの炎上や誹謗中傷行為が目立っております。動画もそうなのですが、最近の事例では前参議院議員だった被疑者のように、事業を断念する所まで追い込まれたり、嫌がらせの電話で営業が困難になっている事業者が現実にあります。十分な事実確認すらせず、生で偽の情報や悪意が流れてしまう事で取り返しが付かない事態になる危険性を孕んでおり、深刻な問題ですが現状は「流したものの勝ち」の状態です。

【個人】

意見 2 5 - 3 炎上事案は公共の福祉に反している

上記の他に残念な箇所が一つある。

57ページ 31番

ここの炎上事案の言及で誰一人「公共の福祉に反しない限り」という文言を使っていないことに衝撃を覚える。このフレーズは中学校の社会科検定教科用図書にも掲載されている。専門家がこれだけ雁首揃えていながら、炎上案件と公共の福祉の関係性に言及出来ない・・・、てか、公共の福祉の枠組みで考えるのは基本中の基本ですよ。なお、炎上案件は高い確率で公共の福祉に何らか反していることはもはや言うまでもない。猛省願う。

【個人】

その他

意見 2 6 - 1 誤字脱字・記載ぶりの修正意見

意見募集要領の「4 提出期間」の「30 日（月）」は「30 日（金）」の誤記ではないか？

【個人】

案の3頁で「『誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ』（以下『本WG』という。）を新たに設置した」と記載されているが、当該ワーキンググループは懇親会等行政運営上の会合であると思われるところ、「審議会等の整理合理化に関する基本的計画（平成11年4月27日閣議決定）」別紙4「懇談会等行政運営上の会合の開催に関する指針」において「懇談会等に関するいかなる文書においても、当該懇談会等を『設置する』等の恒常的な組織であるとの誤解を招く表現を用いないものとする。」とされていることとの関係を踏まえ、記載ぶりを再考すべきである。

【個人】

14ページの17行「インターネット・ホットラインセンター等の行政庁」について： インターネット・ホットラインセンターは行政庁ではないのでは？

【個人】

意見 2 6 - 2 表現ぶりの修正意見

6ページの11行「日本」と、20ページの2行「我が国」との違いは、何を意味するのか？

【個人】

6ページの12行「分かりにくい」と、10ページの22行「わかりにくい」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。

【個人】
9 ページの 9 行「である」に付した下線は削除したほうがよい。他の箇所例と同様に。
【個人】
10 ページの 14 行「当たって」と、11 ページの 2 行「あたって」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。
【個人】
10 ページの 21 行「窓口」は「窓口等」のほうがよい。フォームも含めて。
【個人】
11 ページの 4 行「義務づける」と、15 ページの 1 行「義務付ける」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。
【個人】
意見 26-3 受け取り手の人権を守ってこそその「表現の自由」であるべき
被害側がその加害側の「表現の自由」によって行動制限をされてしまう場合、「表現の自由」の意味合いはなさないと思います。そもそも「表現の自由」という言葉はおかしいと思います。言ってしまうと精神的 DV を日頃から受けている人に対して「表現の自由」だからと言う加害者側の理不尽な言い訳に使われる訳です。良心的、悪意ない、対象者の行動に制限を架すような「悪意のある表現の自由」は憲法違反だと思いますが？受け取り手の人権を守ってこそその「表現の自由」だと思います。
【個人】
コロナ渦を機に陰謀論が蔓延り、アングラカルチャーの人間が一斉に SNS に集った事を切っ掛けに、開いてはならないサイト、知ってはいけないサイトが広がるきっかけを作り、情報弱者が取り込まれオウム真理教みたいなカルトまがいに巻き込まれるケースも出てきています。加害者側のアカウントを見ても一見何も問題なさそうに見えるようですが実際はダークウェブ等、特定の危ないサイトを經由して知的障害者、判断力に問題がある人を取り込んで「ホワイトハッカーでない相手と特定出来ない。被害者が声にあげれない社会問題」になっていると思います表現の自由云々より、それによって被害を受けてる人間の「生存権の人権」が守られてこそその「表現の自由」であると思います。元々「表現の自由」は政治的発言等に使われる言葉であって今となっては精神的 DV 等生存の権利を侵害された人に対しての加害者側の言い訳になっています。加害者のアカウント凍結した所で本人が死ぬ訳でもないのに削除したらするだけの方がよりよいネット社会になると思います。それこそ加害側が精神的 DV な言葉、ヘイトを言わなければ自身の「表現の自由」が確保出来ないという言い訳はおかしいのです。 精神的に問題がある人と見なして医療行為に繋がった方が本人の為にもなると思います
【個人】
プラットフォーム事業者に違法・有害情報を削除する責務を課すべき、との方向性が示された。配慮すべき点として「表現の自由を過度に制限することがないように」とある。その通りではあるが、公共の福祉に反する誹謗中傷、差別などの表現は、自由におこなうべきでない。「人権侵害の目的、または効果のある表現は公共の福祉に反するものであり、削除すべき」などといった指針を定める必要がある。公的な削除指針があれば、プラットフォーム事業者は削除の判断がしやすくなる。この削除指針については法務省と協力し、人権侵害情報の類型にある「私事性的画像記録」「プライバシー侵害」「名誉棄損」「識別情報の適示」について「要配慮個人情報」とし、それら個別の取り扱いを規定すべきである。とくに、部

落を特定する情報である「識別情報の適示」には、ポジティブな発信とネガティブな発信があり、各地域の自治体や当事者団体に判断を求めることが解決の近道となる。部落差別を後世に残さないためにも、今こそネットでの部落差別を食い止めるべきだ。憲法によると、国は権利と自由を保障する義務を有する。前述のとおり、差別は人権侵害を生み出すため、公共の福祉に反するものである。差別の解消のための取り組みは、権利保障の観点からも必然だ。権利の保障の義務があり、差別解消の義務もあると言える。ネット上の差別に対しては、積極的に削除する方針を出されたい。

【部落解放同盟京都府連合会】

意見 26—4 その他

最終的に採ることとなる対策があるならば、その対策が英米を含む海外事業者にとって日本市場への非関税障壁とならないこと、アメリカにおいて伝統的に唱えられてきた編集権の行使者としての海外事業者から日本国民が得られる情報が損なわれないこと、を希望します。英米と仕事上の交流があるものの法学とは別分野の大学教員が個人として申し上げるコメントに過ぎませんが、閲覧いただけますと幸いです。

【個人】

日本は世界的に見て治安の良い国です。ですがインターネット上では諸外国と比べて変わらない、有害情報が溢れかえっているのは何故でしょうか。

このインターネット上に有害情報が溢れかえっている現状は犯罪行為が著しい海外の事業者がプラットフォームを運営・管理している非常にシンプルな事が原因だと言えます。

日本よりも犯罪を減らせていない海外に本拠地を構えている大手プラットフォームが日本社会に合っていない適切な対応をしない指揮を取ることでインターネット空間の日本の治安を脅かしている状況を見過ごしていいのでしょうか。

度重なるニュースで違法薬物や闇バイトの情報を耳にしますがインターネット上に数多くのメッセージをやり取りできるサイトがあるにも関わらず、Twitter 等といった第三者からの通報では削除対応を行わない事で有名な海外事業者のプラットフォームが犯罪の温床になっている事実があります。

違法情報の流通にある通りに検問に近い行為を強いる事が確かに懸念されますが、削除対応を請け負っている人間が犯罪シンジケートに脅迫・買収されている可能性も念頭においた場合に精査できる透明性が高い第三者の公的機関を立ち上げる事は必須条件であり他に有効な対処法はないと思われまます。

違法情報の厄介な点は、通報を逃れる為に専用の言葉が使われていることを考慮すると、偶然見かけた第三者からの情報提供や通報が望めない為、プラットフォーム側による自動的な削除や自主的な巡回による削除が正常に行われているかが重要となります。

Google や Twitter 等の海外プラットフォームは通報した際に、ご本人や代理人であることを求めてきますが、各ポリシーには有害情報を許さないことが記載してあり、有害情報を許さないが第三者からの通報には応じないという文章は明記されておらず、明記してあった場合も日本において

は如何なる人物や企業が如何なる理由を持ってしても日本国民を差別、人権を侵害する権利を有さないことは最高法規に明記されているので然るべき対応をとるべきであると考えます。

そして日本国民全員がインターネット環境を整えていない事実がありますが、インターネット環境を持たない人がインターネット上で誹謗中傷における被害にあっていた時に第三者からの通報からの削除に応じないのなら一体誰が守れるのでしょうか。

この杜撰な穴を残していながら遵守させようとするルールのようにアメリカではより深刻な有害情報が飛び交い、様々な人種差別と人権団体が衝突しているのに日本独自の対応策をとらずに持ち込まれたものをそのまま使用するからスマートフォンの日本上陸で、若年層への海外サイトの普及であらゆる面で犯罪被害に巻き込まれています。

子どもをターゲットにしたサイバー犯罪の年間の発生件数は2,000件前後ですが、全体の3分の1程度がツイッター、次に多いのがインスタグラムと犯罪の発生源は決まってアメリカニズムな風土で利用者の表現の自由を優先してモラルや法的問題を二の次にしている海外サイトやアプリです。

利用者の表現の自由と言いますが、あからさまな個人攻撃や誹謗中傷を守ることでは何が起きているか、通報したのに削除されなかった人たちは一体どうなるか考えていきたいと思います。

一度二度通報して無駄だったことを経験している青少年、少女の大半は誹謗中傷や有害情報を見ても通報を諦めてしまう心を植え付けられていることは想像に容易いと思います。

最近では何をしても無駄だと諦めてしまい適切に通報したらアカウントの凍結ができる犯罪行為の自慢に対しても「やったもん勝ち」と勘違いしたコメントを残すほどに青少年、少女たちの心は荒んで教育に悪影響を及ぼしていること「学習性無力感」を引き起こしている人が非常に多く増加していることがわかります。

自分の身を自分で守れない心が弱い人たちが今の時代大勢いることを踏まえて、今後対応が改善されたとした場合に刷り込まれた知識で止まったままの人は出てくると思います。

だからこそご本人や代理人による通報に限定することは助けを呼べない多くの人々を切り捨てることになると思います、第三者の重要性、第三者機関の設立は必須と言えます。

初動対応が遅れることで大きな被害に発展するケースや、誹謗中傷で精神的に弱っている被害者に通報の為に見たくない情報を見るように促している状況が日本国内の高い自殺率に関連している、自死を助長している可能性もあるのではないかとこの点にも注目していきたいです。

些細なことに思えるメッセージを見たことで昨日までは元気だったのに翌日には気落ちしている方がインターネット上に沢山いることから、法律

事務所や警察に相談が必要なほどの被害に遭っている被害者の苦しみや心情は、知識があり、人の心配をする余裕のある自分たちからは計り知れないことがわかります。

今年6月に男性が歩いている女性に自分が笑われたと勘違いしたことで ██████████ が起きていますが、インターネット上で何よりも怖いことは不特定多数の人間が見ていて、発信した人も受け取った人も一人ひとりの健康状態、表情、感情の起伏がお互いにわからず些細なすれ違いから大きな事件への発展に繋がることです。

書き込みの削除や書き込みの禁止は精神的に不安定な人が過ちを犯すことを未然に防げる唯一の対処法です。慎重になる必要などあるのでしょうか。

完璧な人なんていません。現実社会やインターネット上で悩まされて少しだけ間違っただけのことを発信してしまう可能性は誰にでもあると思います。そんな時にこれはよくないと誰かが通報したことで削除してくれて書き込みを止めてくれたら救われる人も多いのではないのでしょうか。

少年時代に子供向け趣味のファンサイトのチャットルームで喧嘩して言い争い発展した事がありますが、その時は当時大学生と高校生だった管理人と副管理人がチャット内にいた人を強制的に入室禁止にしてチャットログを削除してより過激な言葉が出る前に終わる出来事として処理されました。

子供が管理しているサイトですらこれが出来たのに、なぜ海外の事業者が管理しているプラットフォームは利用者が攻撃的な発言をしても誰にも削除されずに野放しにされているのでしょうか。

野放しにしたことで大きな問題に発展していく典型的な事例が ██████████ に関わる事件だと言えます。

この事件は放置することで生まれるリスクや、ノーティスアンドテイクダウンが如何に大きかがわかる問題です。

1. 様々なプラットフォームの誹謗中傷の初動対応を誤ったことでの ██████████
2. SNS に投稿された中傷している画像などへの訴訟
3. ██████████

初動対応で誹謗中傷を書き込む人たちの書き込みを規制できていたら ██████████ が生きていた可能性の他に通りすがりに誰かが問題の画像を危険だとして通報してツイッター運営が削除に応じていた場合も ██████████ の目に止まらず情報の真偽が改めることもなく2と3が起きていなかった可能性があります。

ノーティスアンドテイクダウンが成されなかった結果、 ██████████ も ██████████ も訴訟された女性も不幸になっている訳です。

誹謗中傷を実際に行っていない人も、本当にやってしまった人も第三者からの通報で早急に削除されていたら一時の気の迷いで丸く収まった可能性

が唯一あり、大きなメリットと言えます。

■■■■も少年に対し6,700万円の損害賠償請求と株価168億円下落が報じられてきましたが、すぐに削除していたらお互いに被害はもっと少なかったのではないかと、やったこと自体は許されていい行為ではないが不快に感じた人がすぐに削除要請をして削除されていたらここまで認知されずに大きな炎上事件にならないように出来たのではないかと思います。

人によってはこれを隠蔽と感じるかもしれませんが、一つの失敗や失言で更生の余地を奪い去ることが正しい行いでしょうか。削除させない削除してはいけないと問題の文章や映像をいつまでもネット上に掲載して大衆による私刑や袋叩きが起きるまで情報を拡散したり放置する方向に持っていく傾向は歪んでいると言えます。消し忘れたタバコが落ちているのに第三者が拾って捨ててはいけないのでしょうか。

状況にもよりけりですが炎上事件を見る度にプラットフォーム事業者が一つ二つツイートを削除するだけで反省して終わったのではないかと。アカウントを一時的に凍結するだけで反省してくれたのではないかと。活動休止や引退に追い込む必要性まであったのだろうか。本当に悪いのは実態以上に脚色して批難して二次被害を拡散している個人アカウントや個人ブログじゃないかという疑問点と、プラットフォーム事業者が一番軽症で済む些細な問題の時に対応せず、被害と憎悪が限界を迎えるように敢えて誘導しているフシすらあるように見て取れます。

実際にライブドアブログは可視化されたコメント数、ツイッターはツイートトレンドと誹謗中傷や炎上事件が競争の激しいプラットフォームを盛り上げ閲覧者を増やす一大コンテンツとして事業者に認識されている可能性も考慮していきたいと思います。

炎上事件を専門に取り扱うアカウントや、炎上事件を専門に取り扱うブログがいずれも規約違反の個人攻撃を行っていても大本のプラットフォームから処罰されずに優遇されている状況は、誹謗中傷をお互いに飯の種にしようと協力体制に近いことが伺えます。

個人事業主やプラットフォームの事業者が炎上コンテンツを取り扱えなくなったことで広告収入の減少や利用層を奪われたり競合他社に出し抜かれないかという身勝手極まりない心配が削除要請に応じたくない運営方針の根底にあるのではないのでしょうか。

実際にツイッターやYouTubeで違法なコンテンツが長いこと彼らのプラットフォームを支えるコンテンツに使われて問題視されてきました。

炎上というものがコンテンツとして扱われている以上、この懸念への対応策としてすべてのプラットフォームが健全な運営をしているのか、大衆からの反感を買いやすい誹謗中傷コメントを投稿する自作自演や、失言をした相手への執拗なストーカー行為で無理やりさらなる暴言を引き出したいと過剰に叩いて燃えやすくしてみたり、自サイトに誘導する炎上コンテンツへの動線を自ら作るマッチポンプ等を行っていないかを精査し、厳正に管理することがで

きる第三者機関の存在の重要性が出てきます。

違法・有害情報相談センターで多く問い合わせが来ているのは Twitter、Google、Meta、5ちゃんねる、爆サイですが、ライブドアブログ（以下「まとめブログ」という）も時に口論がヒートアップして様々な誹謗中傷が飛び出す危険地帯になっているので無視はできないかと思います。

下記のまとめブログでは実際に建物などに火をつける行為としての「放火」というワードが口論している相手への挑発に飛び交っていますが、**■**
■が過去にあった以上、軽々しく書き込まれる此等のコメントは誹謗中傷と同等、それ以上に無視してはいけないとわかるはずです。

上位5者にいないとはいえまとめブログに対する対策も推し進めて、ヤフーニュースがした様に携帯電話番号を登録するように義務化していく必要性を考えていきたいと思います。

■
■
■
■
■

最近では**■**に今年4月にも**■**とここが日本と思えないニュースが続いていると思われます。

なぜこんな事が起きるのか熟考した時に、インターネット上で彼らに対する誹謗中傷が放置されていることでまるで同じ思想のコメント欄の人たちに自身のテロリズムが応援・肯定されていると勘違いした、劇場型犯罪の引き金になっているのではないかと思います。

■
■
■

歯止めをかける人間がいなくて過激化の一途をたどるまとめブログのコメント欄ですが、テロ行為を口走る彼らの動機の一つに、この思想は管理者にも肯定されている決して排除されない正しいもので、同じ思いの仲間が沢山いると錯覚させ続けたことが背景にあると思います。

実際は画一化しない方向性でアフェリエイト収入を得ることを第一とした無責任な運営方針で、彼らにとって居心地のよい環境に特化してきた結

肝心なのは検索候補で何度も何度も表示されたらサブリミナル効果のように潜在意識へのマイナスイメージの刷り込みが行われることや、見た人が事実だと思えば事実ベースで話が進み、検索候補で検索してみたら多種多様なサイトがインターネット上にはあるので実際に嘘の情報を信じているマイノリティ側のサイトに誘導されて嘘の情報を事実と認識されることです。

自分が好きなキャラクターコンテンツを検索した際にネガティブなワードが表示されるリスクが伴う仕組みは日本の青少年、少女の人格形成によくない影響を与えて、誹謗中傷に見慣れることで誹謗中傷が拡散される社会やネットリンチを助長しているかと思います。

Googleなどが検索候補を軽んじる傾向はプラットフォームとして検索候補や検索結果が不適切なものだと死活問題に繋がるコンテンツを持っておらず、違法アップロードしている海賊版サイトを放置しても自己の利益を損ねない立場からの対岸の火事を見ている気持ちが問題意識の低さの現れだと思っています。

日本のコンテンツの海賊版被害は推計2兆円とされていますが海賊版サイト側の問題の他に検索サイト側のフットワークが重すぎることも一つの要因だと言えます。

海賊版サイトが閉鎖されると後継になるサイトを宣伝するサイトや（Google側が検索候補と同じ言い訳で）関連キーワードを出しますが、宣伝されたサイトと宣伝しようとしているサイトを削除する段取りが遅く、関連キーワードの放置を顧みると非常に残念ですが総務省で公開されている海賊版サイト対策の通りにGoogleは真剣な取り組みができていないのかなという印象を受けます。

ここまでプラットフォームの削除対応が不足していることを語らせて頂きましたが最後に特筆すべきはAIによる特殊詐欺、犯罪行為すべての巧妙化です。今は怪しい日本語の詐欺も、いずれAIに修正されて誹謗中傷も有害情報も自動的に効率的に送られて来る時が必ず来ます。

MicrosoftのOpen AI「ChatGPT」やGoogleの「Bard」などは一応は悪用できないようにしていますが制限を回避した質問方法を模索する人たちの存在や、他にも深層ウェブでは制限自体を解除したものを作れないかとWormGPTの研究がされています。

手動による誹謗中傷も防げない、手動による有害情報も防げない、誹謗中傷を繰り返し投稿している連投BOTも野放しな現在の対応策や法整備では手遅れになる可能性が近づいて来ていると言えます。

正直な話、アジア人への差別が根強い外国の管理体制に任せることで削除対応している人間が個人的な感情で日本人にとって有益に働く必要はない。日本人が安全に管理される必要はないと怠っている可能性もゼロではないと思います。

これはすべてのプラットフォーム事業者に存在するリスクと言えます。現に国内外で特定の人種を嫌って特定の人種だけを誹謗中傷して差別している場所と人が存在するので席に座っている責任者がたまたまそういう人というケースも可能性としては存在します。

今後、世界中の悪意を持った人たちは自己の利益を得るために AI を精力的に活用します。反して悪意を持っていない人が身を守るのに AI を活用できる知識と環境はあるのでしょうか。

すでに深層ウェブにある有害情報に対しては多くの国がお手上げ状態で、犯罪者ばかりが情報のアップデートを行えている様に思えます。

誹謗中傷を見て見ぬ振りで巧妙化していない有害情報も溢れかえっている無防備な状態は AI によって想像を遥かに飛び越えた手法が矢継早に出現してきた時に後手に回ることが確実であり、国民を守る為に決断しないとはいけません。

【個人】

v(^ ^)v 結局、わりと時間ギリギリになっちゃった！いそが C v(^ ^)v

さて、まずは全般について。

まとめとしてはかなりスッキリして、読みやすさは前回と比べてだいぶ向上したと感じます。

一方で、読みやすくすっきりまとまったことで、「結局具体的な方向性も決まっていない」ということも明らかになりました。

表層的な「具体的に何をやるか」ではなく、根本部分の問題の定義や分析を行って、最終的なゴールを描いたうえで、直近数年に何をどうするのか、という議論をする必要があります。

今回のまとめはまさに「直近数年に何をどうするのか」だけが羅列されていて、「それをやった結果どうなるのか」「どのような問題がどう解決されるのか」は見えてきません。

結局のところ、臭いものに蓋をして、表面上は「大丈夫です。有害情報は見えませんから！」という先送りにしかならない状態になっています。

【個人】

v(^ ^)v お薦めシール v(^ ^)v

まずは、有害情報や対策が必要とされる事象を、適切に分類できるような定義を作りましょう。

少なくとも、

- ・ ストレス発散のため誰でもいいから嫌がらせ等を行いたいという「通り魔型」
- ・ 自分の意に沿わない相手に対し告発キャンセルカルチャーを行う「正義（←いじめ）型」
- ・ 承認欲求や自己顕示欲が止まるところを知らない「アピール型」

- ・自分の主義信条を叫んで回る「布教型」
- ・犯罪行為・脱法行為に基づく「違法型」
- ・自己の利益のために行われる「利益型」

の6つ位には大別して、それぞれ「どうなるべき」「どうなるのが理想的か」をしっかりと考える必要があります。

違法・有害情報とか誹謗中傷などといった括りで対策をしようとする、帯に短し襷に長しで痒いところに手も足も出ない状態になっちゃいますよ！ v(^ ^)v

【個人】

v(^ ^)v お薦めシール v(^ ^)v

情報発信者が負うべき責務・責任について、きちんと一定の義務・責任のうえで情報発信の自由を与えないと、やりたい放題で收拾がつかなくなりますよ。

最近話題になった例として、寿司ペロ騒動などがありました。

被害者の情報と、具体的に被害者がどういった被害を被ったのかを明らかにし、SNS等を通して拡散されたことで大事件になった訳ですが、広めた人たちの責任が問われる様子はありません。

セカンドレイプ等に当たる行為が平然と行われ、たくさん噂をして被害者を貶めることが、加害者の責任を重くする一番の近道、となれば世の中大変なことになる訳です。

強姦被害者のことをみんなに大声で触れて回ることはダメで、寿司ペロ被害企業のことを大声で触れて回ることはOK、しかも被害企業が「被害のことをみんなに知られてしまったため」に被った損害はすべて大本の加害者の責任であり、大本の加害者がすべてを負う、などというイカれた社会が日本社会であるということです。

未熟な知性しか持ち合わせない人たちが、強力な情報伝達ツールを使用することに対しては、「用法容量を守って正しく使う」ための教育が必須であるという点に注意が必要です。

将来的に、麻薬と同じく厳しい制限をしないと社会の秩序を保てないとなる可能性が、すぐそこまで来ています。生成系AIも出現しましたしね。

大事なことなので二度書きますが、情報の受け手の知性があまりにも低い場合、発信者側にはかなり大きな義務・責任が要求されるのは当然のことです。

この原理原則を無視する限り、社会秩序は大きく乱れ、社会全体が深刻な分断と貶し合いに陥ることになりますよー v(^ ^)v

今回のまとめでは、「受け手の知性は低レベルで最低ラインの遥か下」な状態で「発信者には義務や責任をほぼ問わない、なぜなら表現の自由があるから！（キリリリリィィィィ）」という地獄ループへと神風特攻するようなかほりが漂っていますよー(^ ^);;;;

この状態で取り締まりを行うお巡りさんの役割をプラットフォーマーに押し付けるのは、嫌がらせと捉えられても仕方がないレベルです。

【個人】

v(^ ^)v 滑り込みセーフ v(^ ^)v

意見の総まとめとしては、今回のWGの結果は、結局何も決められないし実効性のあることできないよね、という結論にしかになっていないため、このままでは効果の薄いナニかをやってるフリ的に行うか、適当に弱い者いじめして「規制してますよ！！」をやるかの二択程度にしかならないと思われます。

- ・情報を発信する側の責任や義務をどう考えるのか
 - 誰かを傷つける「可能性」が「十分に」あるなら、それを払しょくする義務を負うべきなのは？
 - 誰かを傷つけたとき、ひき逃げよろしく逃げて捕まらないというのは問題があるのでは？
- ・情報を受信する側の責任や義務をどう考えるのか
 - 多様な情報・有害な情報に対して虚弱なのであれば、利用しないという選択肢もあるのでは？
 - 情報弱者（一般的な意味ではなく、多様な・有害な情報に対して虚弱な人々の意味で）にはそれ向けの「やわらかい」サービスが提供されればよいのでは？

この程度の話はWGで結論を出せるようにしましょう。そして、

- ・一般社会において陰口をたたかれることは、学校や職場においても起きている。
 - アナログ一般社会では、誹謗中傷や名誉棄損はよほどタイミングが合わない限り「見えない」し「残らない」
 - デジタル世界では「情報が長期間保管」されるため「見えやすい」し「広がりやすい」
 - よって、デジタル世界においては、大きなプラットフォームとそれ以外で区切っても実効性は低いといえる
 - アナログ一般社会で許容されていることを、デジタル世界で禁止しようとする、必ず程度問題の壁にぶつかり、グレーゾーンで問題が多発する

などなど、きちんと一つ一つ「結論」を出しながら前に進まない限り、「何やりたいのかよく分からん」ような提言や規制にしかならないです。

次回のWG報告には、きちんと一本筋の通った「こうしたい」「こうしていくべき」「こういうのが望ましい」といったゴールが示されることを期待します。

そのうえで、情報の分類ごとに「これはこうすべき」「これはこうすればよい」といった具体性のある対応関係が整理整頓され報告されるとよいです。

v(^ ^)v WGの未来に実効性が伴うことを、心よりお祈り申し上げます v(^ ^)v

【個人】